

愛知県PFI導入ガイドライン

2003年6月
(2024年4月改訂)

愛 知 県

はじめに

- PFIは、1999年に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」が施行され、本格的に導入が始まりました。その後、PFI法は、公共施設等運営権制度の導入等を目的とした2011年改正を始めとし、数次にわたる改正を経て、現在に至っています。また、この間、全国で1,000件を超えるPFI事業が実施^{※1}されてきたところです。
- また、国においては、公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的であって良好な公共サービスを実現するため、多様なPPP/PFIを推進することとしており、2016年5月には、「PPP/PFI推進アクションプラン」が策定され^{※2}、現在は同プランの2023年改訂版が策定されており、2022年度からの10年間で30兆円の事業規模目標が掲げられるなど、PFIを取り巻く状況は大きく変わってきています。
- PPP/PFI手法については、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」において「地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することが必要」とされたことを受けて、2016年12月に「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針（以下、この頁で「優先的検討指針」という。）」が決定され、国の各省庁及び人口20万人以上の地方公共団体に対して、地域の実情を踏まえ、多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、従来型手法に優先して検討するための手続及び基準等を定めるように要請されました^{※3}。
- 本県では、PFIに対する職員の認識を深め、本県が実施する事業においてPFIの適切な導入を図ることを目的に、PFI制度全体の事務を網羅するかたちで関連事務を詳細に盛り込んだガイドライン（「愛知県PFI導入ガイドライン」（2003年6月策定））を策定し、これまでに多くのPFI事業を実施しています。

（2024年4月）

※1 2022年度末時点 内閣府まとめ

※2 2013年度に策定された「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」に代わる新たなアクションプランとして策定

※3 2021年6月の指針の改定により、優先的検討規程を定めることが求められる地方公共団体を人口10万人以上の団体に拡大

目 次

第1部 PFIの概要

1	PFI導入の意義	1
(1)	PFIとは	1
(2)	対象施設	2
(3)	PFIの基本原則	2
2	PFI事業の仕組み	3
3	PFI事業の流れ	5
4	VFMの評価	6
5	PFIの特徴	9
6	PFI導入の効果	12
7	PFIの事業類型	14
8	公共施設等運営事業（コンセッション方式）	19

第2部 PFI事業の業務の実施手順

1	PFIの推進体制	22
2	PFI事業の業務の実施手順	23
1	事業の発案	25
Step 1	PFI導入の検討	28
Step 2	PFI導入簡易検討（簡易調査）	30
Step 3	PFI導入可能性調査（詳細調査）	31
PFI事業実施プロセスの簡易化		32
民間事業者からの提案への対応		34
2	実施方針の策定・公表	36
Step 1	アドバイザーの選定	38
Step 2	事業者選定委員会の設置	40
Step 3	事業者選定方式の検討	41
Step 4	実施方針の作成	43
Step 5	事業者選定委員会での検討	45
Step 6	実施方針の公表、説明会の開催	45
Step 7	実施方針に対する質問・意見への対応	46
3	特定事業の選定	47
Step 1	特定事業の選定に関する検討	47
Step 2	事業者選定委員会での検討	48
Step 3	特定事業の選定の公表	48
Step 4	議会の議決（債務負担行為の設定）	49

4	民間事業者の選定	50
Step 1	入札説明書〔募集要項〕等の原案作成	50
Step 2	事業者選定委員会での検討	57
Step 3	入札公告〔公募〕、説明会の開催	57
Step 4	入札公告〔公募〕に対する質問への対応	58
Step 5	落札者〔優先交渉権者〕の選定、公表	59
Step 6	P F I 事業を実施しない場合の措置	60
5	契約等の締結	61
Step 1	契約交渉(文言の明確化)	61
Step 2	仮契約の締結、議会の議決(指定管理者の指定、契約)	62
Step 3	契約の締結、公表	63
Step 4	直接協定(ダイレクトアグリーメント)の締結	63
6	事業の実施、事業の監視等	65
Step 1	事業の実施	65
Step 2	事業の監視等	65
7	事業の終了	67
Step 1	事業終了時の対応	67
Step 2	事後評価	67

第3部 参考資料

1	わが国におけるP F I 制度の主な動き	68
2	本県におけるP F I 事例	70
3	事業概要の整理	72
4	P F I 導入効果等の検討	74
5	リスク分担表の具体例	75
6	国の主なガイドライン・マニュアル・事例集等	78

関係法令等

1	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律	資料-1
2	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令	資料-32
3	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則	資料-35
4	民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針	資料-39
5	地方公共団体におけるP F I 事業について	資料-56
6	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について	資料-63
7	地方自治法(抜粋)	資料-66

P F I 関係用語集	資料-68
-------------	-------

第1部 PFIの概要

1 PFI導入の意義

(1) PFIとは

- PFI（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施設等の整備・改修等事業を実施する手法の一つであり、施設的设计・建設・維持管理・運営を、民間の資金や経営能力、技術的能力などのノウハウを活用して行う事業手法です。このガイドラインは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下、「PFI法」という。）に基づいて実施される事業（PFI事業）を対象とします。
- なお、PFIは、いわゆる官民が連携して公共サービスを提供するPPP（Public Private Partnership：官民連携）の手法の一つであり、「第2部」の「2 PFI事業の業務の実施手順」の「1 事業の発案」では、公共施設等の整備等を実施しようとする場合は、PFIを含め、PPP（Public Private Partnership：官民連携）の様々な手法について検討を行うことが必要であるとしています。
- PFI事業は、事業コストの一層の削減や、より質の高い公共サービスの提供を行うこと、「同一の公共サービスならば、より低い事業コストで提供すること」、「同一の事業コストならば、より質の高い公共サービスを提供すること」を目的に導入されるものであり、次のような効果が期待できます。

PFIの導入による効果

効果	効果の内容
低廉かつ良質な公共サービスの提供	✓ PFI事業においては、民間事業者の持つ資金調達力や経営能力、技術的能力を活用することから、効率的かつ効果的な公共施設の整備や、質の高い公共サービスの提供が期待できます。
公共サービスの提供における行政の関わり方の改革	✓ PFI事業においては、民間事業者の自主性や創意工夫を尊重しつつ、できる限り民間事業者にゆだねて事業を実施することから、公共と民間の役割分担に基づく新たなパートナーシップの形成を図ることが期待できます。
民間の事業機会を創出することを通じた地域経済の活性化	✓ これまで行政が直接実施してきた事業分野への民間参入を促進することによって、民間事業者の新たな事業機会を創出することが期待できます。

- 本県では、これまで森林公園ゴルフ場や産業労働センター（ウインクあいち）を始めとして、積極的にPFI手法による公共施設等の整備を行っていますが、厳しい財政状況が続く中、真に必要な公共施設等の整備等と財政健全化の両立を図る上で、民間の資金やノウハウを最大限活用できるPFI導入の必要性が高まっています。

(2) 対象施設

■ P F I 法第2条では、P F I 事業の対象となる公共施設等として次のものが掲げられています。

P F I 法第2条において定義される公共施設等

対 象 施 設	具 体 例
公 共 施 設	道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等
公 用 施 設	庁舎、宿舍等
公 益 的 施 設	教育文化施設、スポーツ施設、集会施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街、賃貸住宅等
そ の 他	情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く。）、観光施設、研究施設、船舶、航空機、人工衛星等

(3) P F I の基本原則

■ P F I の基本理念や期待される効果を実現するため、国の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」では、次に掲げる5つの原則、3つの主義に基づいてP F I 事業を進めることとしています。

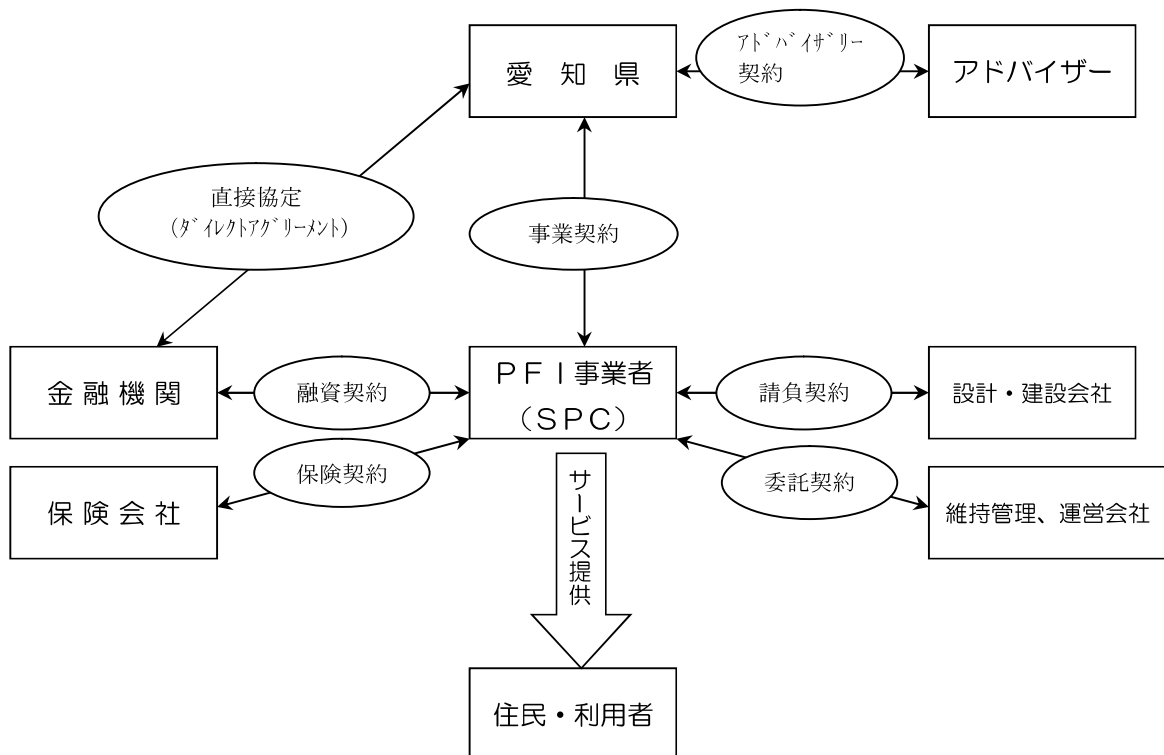
P F I における5原則・3主義

	項 目	内 容
5 原 則	公共性の原則	✓ P F I 事業は、公共性のある事業が対象となります。
	民間経営資源活用 の原則	✓ P F I 事業は、民間の資金、経営能力及び技術的能力等の経営資源を活用します。
	効率性の原則	✓ P F I 事業は、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものです。
	公平性の原則	✓ P F I 事業として実施することが適切であると認める事業を選定する特定事業の選定や、P F I 事業を実施する民間事業者の選定など各段階において、公平性が担保されることが必要です。
	透明性の原則	✓ P F I 事業では、公共施設等の整備等にP F I を適用するかどうか検討する発案の段階からP F I 事業の終了に至る全過程を通じて透明性が確保されることが必要です。
3 主 義	客観主義	✓ P F I 事業の実施にあたっては、選定、実施、終了等の各段階について、客観性のある評価基準に基づいて評価を行う必要があります。
	契約主義	✓ 公共施設等の管理者とP F I 事業者とは、当事者の役割や責任分担、リスク分担等について合意した内容を契約書等により明確にすることが必要です。
	独立主義	✓ 特定のP F I 事業の実施を目的で設立されたP F I 事業者は、その親会社に対し法人格上の独立性をもつ必要があり、また複数の事業を実施している企業がP F I 事業者となった場合には、P F I 事業部門の区分経理上の独立性が確保される必要があります。

2 PFI事業の仕組み

- PFI事業の仕組みについては、その事業の性格等に応じて様々ですが、事業内容を決定する「愛知県」、県に財務・法務・技術面の助言等を行う外部のコンサルタント等の「アドバイザー」、実際にPFI事業を実施する「PFI事業者」、そのPFI事業者に融資を行う「金融機関」、PFI事業者のリスクをカバーする「保険会社」などが参画するケースが一般的です。
- 通常のPFI事業では、施設の設計、建設から維持管理、運営までを一括して行うため、個々の要求を満たすだけの経営的、技術的能力が必要とされます。そこで、PFI事業に参画しようとする企業は、事業内容により複数の異業種企業とコンソーシアム（企業連合）を組むことになります。
- コンソーシアムに参加する企業は、それぞれが出資してPFI事業を推進するためのSPC（Special Purpose Company：スペシャル・パーパス・カンパニー：特別目的会社＝事業目的などを限定した商法上の株式会社）を設立するのが一般的です。
- PFI事業においては、これらの参画主体の間で様々な契約が、結ばれることにより、役割とリスクが明確に分担され、事業が実施されていきます。

PFI事業の基本的な仕組み



各参画主体の主な役割

参画主体	主 な 役 割
愛 知 県	<ul style="list-style-type: none"> ✓ P F I 事業で提供する公共サービスの内容や要求水準を決定します。 ✓ P F I 事業者が提供する公共サービスが要求水準をきちんと満たしているかどうか監視し、評価します（モニタリング）。
アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 県がP F I 事業の実施に必要な手続きを円滑に進められるよう、財務、法務、技術等の専門知識を助言します。
P F I 事業者 (S P C)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自ら資金を調達し、P F I 事業を遂行します。 ✓ 必要に応じてコンソーシアムに参加している企業等と工事請負契約や管理運営委託契約等の個別契約を結びます。
金 融 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 当該事業がP F I として成立可能かどうか、プロジェクトの計画性、運営の健全性等を資金面から判断し、採算性など事業の確実性がある場合は、その事業に融資を行います。 ✓ また、県との間でダイレクトアグリーメント（Direct Agreement）を結ぶことがあります。ダイレクトアグリーメントとは、事業継続が困難となった場合に、資金を供給している金融機関がプロジェクト修復を目的に、事業に介入するための必要事項を規定した契約のことであり、県と金融機関との間で直接結ばれます。
保 険 会 社	<ul style="list-style-type: none"> ✓ P F I 事業者（S P C）は必要に応じて、事業のリスクをカバーするために、保険会社と契約をします。

■ P F I 事業では、多くの場合、プロジェクトファイナンスという方法により資金調達を行います。プロジェクトファイナンスとは、特定の事業に対する融資であり、その事業から生み出される収益や公共から支払われるサービス購入料を返済原資とし、担保も、その事業に関連する資産（契約上の権利を含む）に限定するものです。通常、P F I 事業に出資等で参画している各企業（親会社）が保証や担保提供等をすることはありませんので、事業の採算が悪化し返済が滞った場合でも、金融機関は親会社に返済を求めることはできません。したがって、金融機関は事業自体の収益性や安全性について厳しくチェックを行うとともに、その評価によっては、金利や融資期間などの資金調達の条件を厳しくすることになります。

3 PFI事業の流れ

■PFI事業の一般的な流れは、以下の図のとおりです。

事業の発案

- ✓ 実施すべき公共施設等の整備等が想定されている事業について、PFI事業の可能性を検討、調査を行います。
 - 基本構想、基本計画、PFI導入の検討。
 - PFI導入簡易検討（簡易調査）、PFI導入可能性調査（詳細調査）。

民間事業者からの提案（PFI法第6条第1項）

- ✓ 民間事業者は県に対して、具体的な施設等を指定して、PFI事業の実施方針の策定を提案することが可能です。
- ✓ 県は個別の事業について民間提案を募集することが可能です。
 - 民間提案の受付、審査

実施方針の策定・公表（PFI法第5条）

- ✓ アドバイザーや事業者選定委員会の設置などの準備を行い、VFMの検証や事業者選定方式の検討等などを行って実施方針を策定します。
- ✓ 実施方針を公表し、民間事業者からの質問・意見に対応します。

特定事業の選定（PFI法第7条）

- ✓ 実施方針に対しての質問・意見等を踏まえ、特定事業を選定し、公表します。
- ✓ 債務負担行為を設定。

民間事業者の選定（PFI法第8条第1項）

- ✓ 入札説明書等の公表（入札公告）を行い、民間事業者を募集します。
- ✓ 質問への対応、説明会の開催、技術対話などを実施します。
- ✓ 落札者の選定、公表。

契約等の締結

- ✓ 5億円以上のPFI事業は、議会の議決を得た上で、PFI事業者（SPC）と契約を締結します。（公営企業を除く。）
- ✓ 民間金融機関との直接協定の締結。

事業の実施、監視（PFI法第14条第1項）

- ✓ 設計・建設、維持管理・運営を開始し、事業の監視（モニタリング）を実施します。

事業の終了

- ✓ 契約終了となるので、土地の明け渡しなど契約に定めた措置を行います。

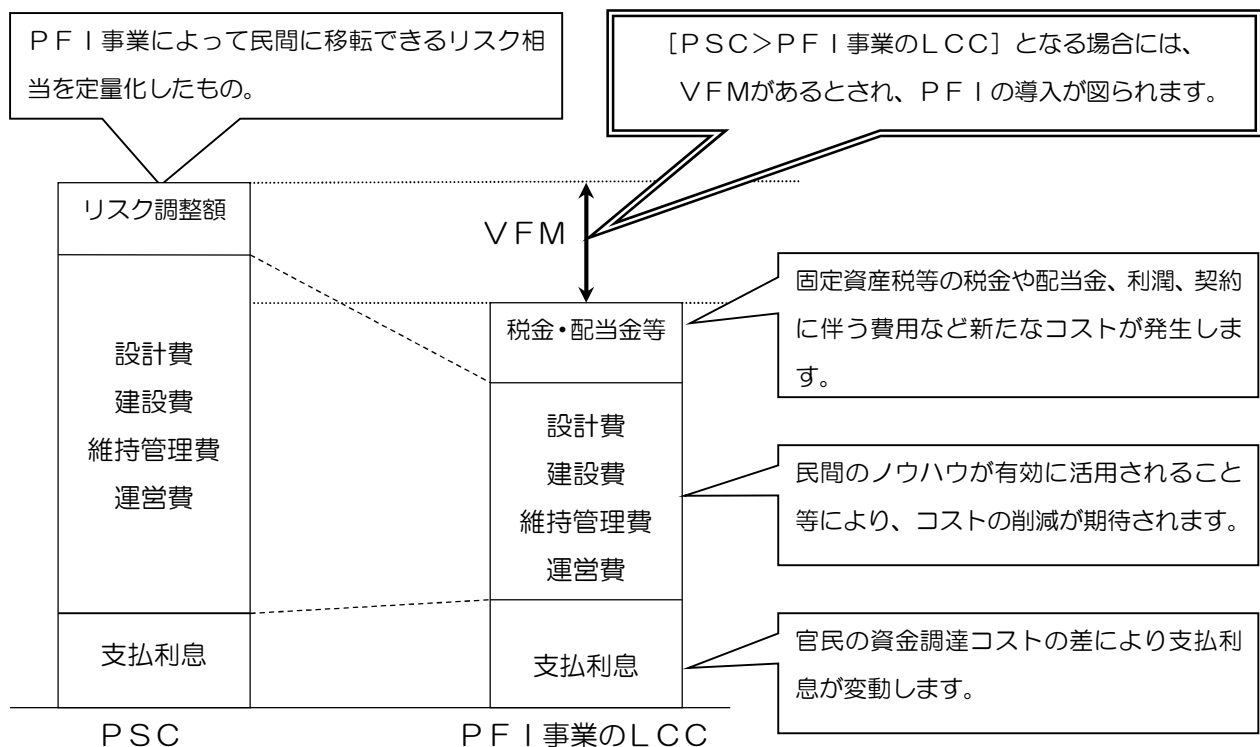
4 VFMの評価

■ 公共施設の整備等にPFIを導入するか否かは、従来手法とPFIのどちらが効率的かつ効果的に事業を実施できるかという視点で判断します。PFIでは、この判断基準として、VFM (Value For Money : バリュー・フォー・マネー) という概念を用いています。これは、「住民が支払う税金 (Money) に対して、最も価値 (Value) の高いサービスを提供する」という考え方です。

■ VFM評価は、同一水準の公共サービス提供を前提に、PSCとPFI事業のLCCを現在価値に換算して比較することによって行います。PFI事業のLCCがPSCを下回り、PFI事業の優位性が確認できた場合、PFI事業を進めることができます。

✓ PSC (Public Sector Comparator : パブリック・セクター・コンパレーター) とは、公共が従来手法で自ら実施する場合の事業期間全体を通じた財政負担見込額であり、PFI事業のLCC (Life Cycle Cost : ライフ・サイクル・コスト) とは、PFIで実施する場合の事業期間全体を通じた財政負担見込額のことです。これらを現在価値に換算して比較します。

定量的評価におけるVFMの概念



■ VFMの評価は、通常、事業の企画段階で、まず事業手法の検討のために簡易な評価を行います。次に、導入可能性調査の段階では、詳細な評価を行い、これを精査して特定事業の選定時に公表します。さらに事業者選定の段階でもVFMがあることを確認するなど、事業の各段階で事業スキームの検討を深めることにより、VFMの精度を高めるべきものとされています。

■評価については、その時点において評価が可能な範囲で極力精度を確保するものとし、算定に多大な労力をかけ過ぎないようにすることが必要です。例えば、事業の企画段階では過去の実績等に基づく参考VFMや簡易VFMを用いることも可能です。

■PSC、PFI事業のLCCの算定

PSCやPFI事業のLCCは、下記の留意点を踏まえて算定します。

算定に当たっての留意点

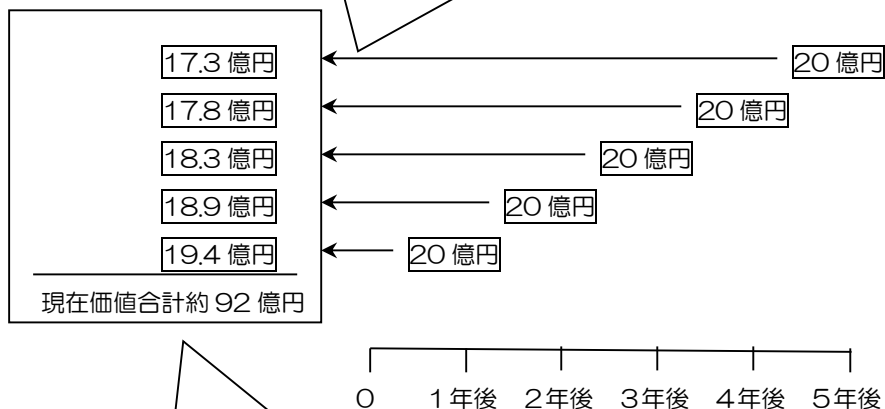
留意点	内容
リスク調整	<ul style="list-style-type: none"> ✓ PFI事業に存在するリスクがPFI事業者側の負担となっている場合、一般的に、このリスクを負担する代償として、それに見合う対価がPFI事業のLCCには含まれています。 ✓ 一方、県が当該事業を自ら実施する場合には、このリスクは県側が負担することになりますので、PSCにおいても、それに見合う対価を計算し、リスク調整額として算入しておく必要があります。 ✓ リスクの対価は、まず、リスクを洗い出したうえで、リスクが発生したときの行政の財政負担予定額に発生確率を乗じて算出します。
適切な調整	<ul style="list-style-type: none"> ✓ PSCにおいて、業務を委託した民間事業者等から税収やその他の収入が現実にあると見込まれる場合、その額を控除する必要があります。 ✓ PFI事業のLCCにおいて、PFI事業者への財政上・金融上の支援が県の負担によって行われることが現実に見込まれる場合には、それを加算する必要があります。また、PFI事業者等からの税収やその他の収入が現実にあると見込まれる場合、その額を控除する必要があります。 <p style="text-align: center; border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">イコールフットィングについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ PSCとPFI事業のLCCとの比較を行う前提として、官民格差を是正（イコールフットィング）することが課題となっています。 ✓ PSCが持つ優位性としては、次の項目が挙げられます。 <ul style="list-style-type: none"> ・税金非課税 ・各種補助金全額受領 ・起債による低コストでの資金調達 ・民間事業に適用される規制の対象外 ・事業収益あるいは配当負担の必要がない ✓ この課題を解決するため、国においては、PFI事業で設置される公共施設等やPFI事業者に対する固定資産税等の特例措置等が設けられています。

現在価値への換算

- ✓ 貨幣価値は、経済成長や物価変動、金利水準等の諸要因により、時間の経過と共に変化すると考えられます（通常の場合は低下する）。このことを前提として、将来の支出や収入を現在の貨幣価値に換算することを「現在価値への換算」といい、このときの換算手段を「割引」といいます。また、換算に当たって用いる換算率が「割引率」です。
- ✓ この割引率については、リスクフリーレートを用いることが適当です。具体的には、長期国債利回りの過去の平均や長期的見通し等を用いる方法です。

現在価値への換算方法の例

5年後の20億円を割引率3%で現在価値に換算すると、 $20 \text{ 億円} \div (1+0.03)^5 = 17.3 \text{ 億円}$ になる。



年間20億円を5カ年支払った総額100億円を割引率3%で現在価値に換算すると約92億円になる。

⇒詳しくは、内閣府「VFMに関するガイドライン」を参照してください。

5 PFIの特徴

■PFIでは、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営を一層効率的・効果的に実施するため、民間事業者の持つ経営能力や技術的能力、創意工夫などのノウハウを十分活用できるよう、以下に示す性能発注、一括発注、長期契約、業績連動、リスク分担といった仕組みを用います。

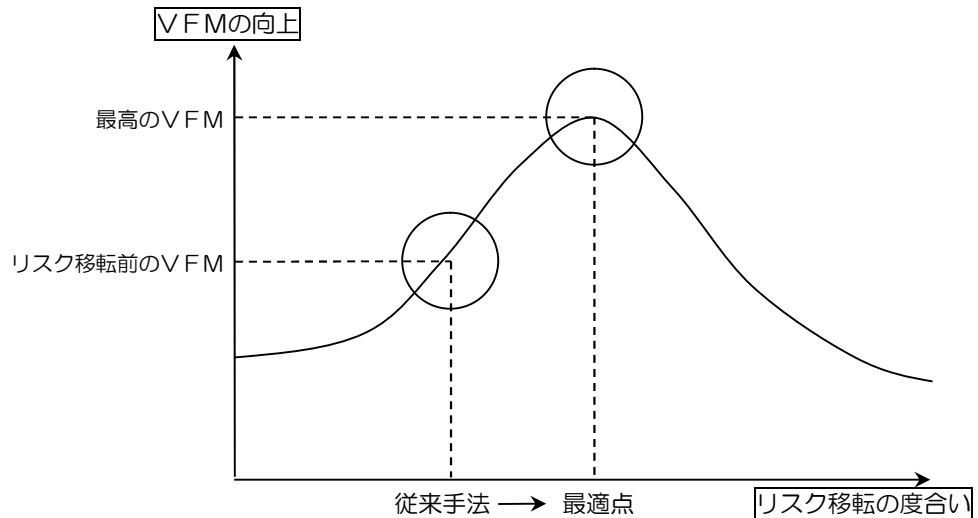
仕 組 み	概 要												
性能発注	<p>✓ 従来方式においては、施設の構造や資材などを詳細に定めた仕様書等を民間事業者に示す仕様発注が行われますが、PFI事業では、民間事業者の創意工夫を十分に活かすために、具体的な仕様の特定については必要最小限とし、公共が最終的に求めるサービスの内容や水準を示すことにとどめる性能発注を行います。</p> <p style="text-align: center;">性能発注の具体例（ウイנקあいちの事例）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">性 能 発 注 の 具 体 例</th> <th>性能発注のポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">設計・建設 (ホール)</td> <td style="width: 45%;"> <p>✓ 多目的ホールとして、客席数は最低800席を確保し、座席はゆとりある配置とする。また、車椅子席を10席程度設置する。客席形式は固定型、可動型いずれも可とする。</p> <p>✓ 楽屋・控室を4～6室程度は確保し、洗面等を設置する。また、主催者控室、打合せ室等を設置する。椅子、テーブル等を適宜設置する。</p> </td> <td style="width: 40%;"> <p>✓ 客席数や客席の形式などの具体的な指示は行わず、何人程度が利用するホールなのか明示する。</p> <p>✓ 楽屋等の必要な機能や特性を明示する。</p> </td> </tr> <tr> <td>維持管理 (清掃)</td> <td> <p>✓ 目に見える埃、土、砂、汚れ等がない状態を維持し、日常清掃及び定期清掃を組み合わせ衛生的な状態を保つこと。</p> </td> <td> <p>✓ 床清掃を1日1回実施する等の形式的な発注でなく、どのような状態を保ちたいか、その水準を明示する。</p> </td> </tr> <tr> <td>運 営 (レストラン)</td> <td> <p>✓ 施設利用者の利便の向上を図るとともに、施設の魅力を高め、賑わいを創出するために、食事、喫茶等を提供し、必要なスペースは県が有償で貸付ける。</p> <p>✓ 営業時間は事業者の提案とするが、貸館施設の利用時間等にも配慮すること。</p> </td> <td> <p>✓ 食事内容等を細かく規定せず、民間の自由な提案を引き出す。</p> <p>✓ スペースの有償貸付など、費用と直接関係のある事項は明確に記載する。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>✓ 民間事業者は、施設の構造や資材、運営方法等について、求められる水準の中で自由な提案をすることができ、公共サービスの向上や一層の事業費削減に向けた民間事業者のノウハウを活かせることとなります。</p>	性 能 発 注 の 具 体 例		性能発注のポイント	設計・建設 (ホール)	<p>✓ 多目的ホールとして、客席数は最低800席を確保し、座席はゆとりある配置とする。また、車椅子席を10席程度設置する。客席形式は固定型、可動型いずれも可とする。</p> <p>✓ 楽屋・控室を4～6室程度は確保し、洗面等を設置する。また、主催者控室、打合せ室等を設置する。椅子、テーブル等を適宜設置する。</p>	<p>✓ 客席数や客席の形式などの具体的な指示は行わず、何人程度が利用するホールなのか明示する。</p> <p>✓ 楽屋等の必要な機能や特性を明示する。</p>	維持管理 (清掃)	<p>✓ 目に見える埃、土、砂、汚れ等がない状態を維持し、日常清掃及び定期清掃を組み合わせ衛生的な状態を保つこと。</p>	<p>✓ 床清掃を1日1回実施する等の形式的な発注でなく、どのような状態を保ちたいか、その水準を明示する。</p>	運 営 (レストラン)	<p>✓ 施設利用者の利便の向上を図るとともに、施設の魅力を高め、賑わいを創出するために、食事、喫茶等を提供し、必要なスペースは県が有償で貸付ける。</p> <p>✓ 営業時間は事業者の提案とするが、貸館施設の利用時間等にも配慮すること。</p>	<p>✓ 食事内容等を細かく規定せず、民間の自由な提案を引き出す。</p> <p>✓ スペースの有償貸付など、費用と直接関係のある事項は明確に記載する。</p>
性 能 発 注 の 具 体 例		性能発注のポイント											
設計・建設 (ホール)	<p>✓ 多目的ホールとして、客席数は最低800席を確保し、座席はゆとりある配置とする。また、車椅子席を10席程度設置する。客席形式は固定型、可動型いずれも可とする。</p> <p>✓ 楽屋・控室を4～6室程度は確保し、洗面等を設置する。また、主催者控室、打合せ室等を設置する。椅子、テーブル等を適宜設置する。</p>	<p>✓ 客席数や客席の形式などの具体的な指示は行わず、何人程度が利用するホールなのか明示する。</p> <p>✓ 楽屋等の必要な機能や特性を明示する。</p>											
維持管理 (清掃)	<p>✓ 目に見える埃、土、砂、汚れ等がない状態を維持し、日常清掃及び定期清掃を組み合わせ衛生的な状態を保つこと。</p>	<p>✓ 床清掃を1日1回実施する等の形式的な発注でなく、どのような状態を保ちたいか、その水準を明示する。</p>											
運 営 (レストラン)	<p>✓ 施設利用者の利便の向上を図るとともに、施設の魅力を高め、賑わいを創出するために、食事、喫茶等を提供し、必要なスペースは県が有償で貸付ける。</p> <p>✓ 営業時間は事業者の提案とするが、貸館施設の利用時間等にも配慮すること。</p>	<p>✓ 食事内容等を細かく規定せず、民間の自由な提案を引き出す。</p> <p>✓ スペースの有償貸付など、費用と直接関係のある事項は明確に記載する。</p>											

<p>一括発注</p>	<p>✓ 従来手法においては、設計・建設・維持管理・運営について、それぞれを公共の責任で行ってきましたが、P F I 事業では、それをP F I 事業者に一括して任せます。</p> <p>✓ P F I 事業者は、設計・建設・維持管理・運営の全体を見て、L C Cの最小化を目指すことができます。</p> <p style="text-align: center;">一括発注による効果の例</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・設計段階から維持管理・運営会社が参画することで、実際に維持管理・運営する者が管理し易い施設配置計画となり、効率的な運営が進められます。(将来的な維持管理・運営コストを考慮した設計が可能となります。) ・いくつかの運営業務をまとめることで、午前中は受付窓口、午後は清掃というように、日程、時間に無駄のない効率的な人員配置が可能となります。 </div>
<p>長期契約</p>	<p>✓ 従来方式の場合、維持管理や運営に関する委託は単年度契約又は5年以内の長期継続契約となっています。一方、P F I 事業では、15年～30年といった長期の契約となります。</p> <p style="text-align: center;">本県の事例</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・15年契約は3事例（環境調査センター、運転免許試験場、国際展示場） ・20年契約は5事例（森林公園ゴルフ場、豊川浄化センター、3地域の浄水場） ・約30年契約は3事例（ウイंकあいち、有料道路、新体育館） </div> <p>P F I 事業者は、収入が長期にわたり安定するという一方で、従来よりも低価格で契約することが可能となります。</p> <p style="text-align: center;">長期契約による効果の例</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理や運営を計画的に行えるため、人員体制や必要機材を合理的に配備できます。 ・人材育成コストの削減や、熟練による効率化が実現できます。 </div>
<p>業績連動</p>	<p>✓ P F I 事業では、公共が必要とするサービス水準を明示することから、契約期間の業績を厳しく監視し、要求水準を下回った場合は、P F I 事業者に対する支払いの減額又は違約金の徴収を行います。</p> <p>✓ 公の施設において、利用者から料金収入が得られる場合は、その収入をP F I 事業者の収入とすることで、P F I 事業者がサービスや利便性の向上に努めるインセンティブを与えることができます。</p> <p>なお、利用料金以外にも運営による多額の収益が見込まれる場合には、事業者だけでなく、県にも利益が還元される仕組みを検討します。</p> <p style="text-align: center;">本県の事例</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業では、売電収入の10%が県へ分配される仕組みとしています。 </div> <p>✓ 支払額の減額等の規定により、P F I 事業者の経営努力を誘発し、サービス水準を上回る効果を確保することができます。</p> <p style="text-align: center;">業績連動支払いの活用例</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・料金収入をP F I 事業者の収入とすることで、利用者の増加を図ることが期待され、レストランの充実などサービス向上策が図られる。 ・運営業務の一部不履行となった場合には、県からのサービス購入料の支払いを減額する。 </div>

リスク分担

- ✓ PFIの契約等を締結する時点では、PFIの事業期間中における事故、天災、経済状況の変化、需要の変動などを正確に予測することはできず、これらが発生した場合には、事業に要する費用や事業から得られる利益が影響を受ける可能性があります。このような不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性のことを「リスク」と言います。
- ✓ 設計・建設・維持管理・運営のあらゆる場面で生じる様々なリスクは、従来手法では主として県が担ってきましたが、PFI事業ではこれらのリスクを民間と適切に分担し合うことにより、VFMの最大化を図ります。
- ✓ なお、VFMを最大化するために必要なのは、民間への「より多くのリスク移転」ではなく、公共と民間による「合理的なリスク分担」であることに注意が必要です。
- ✓ PFIにおける合理的なリスク分担とは「各々のリスクはそれを最も適切に管理することができる者が負担する」ことであり、これがVFMの最も高い状態といえます。
- ✓ PFIでは、上記のような原則に基づき、個別のリスクについて、公共と民間のどちらがその発生率を下げられるか、もしくは発生した場合の損失を最小限に食い止められるかを考えてリスク分担を行うことが、最も効率的であり、その結果、事業全体のリスク管理能力を高め、損失の回避と行政の支出削減が可能となります。

リスク移転とVFMの関係



公共より民間の方が管理能力の高いリスクを民間側に移転します。

安易な民間へのリスクの押し付けは、保険料の増大や資金調達金利の上昇などにつながり、VFMの低下を招くほか、最悪の場合には資金調達に失敗し、事業が破綻する恐れもあります。

⇒詳しくは、内閣府「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」や第3部「5 リスク分担表の具体例」(P. 75)を参照してください。

6 PFI導入の効果

- PFIの特徴である、性能発注、一括発注、長期契約、業績連動支払、リスク分担といった仕組みを活用することで、一層効率的かつ効果的な事業の実施が期待できるものについては、積極的にPFIの導入を検討していくことが必要です。
- 例えば、以下に示すような事業・業務の改善・改革を目指す場合に、PFIの導入が有効であるといえます。

PFIの導入による効果例

目指す事業・業務の改善・改革	PFIの導入により効果が見込まれる理由
<p>新しい技術や手法を事業・業務に積極的に導入したい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ PFIは性能発注であるため、民間事業者が新たに生み出した創意工夫の内容を盛り込んだ提案を受けることができます。 ✓ また、PFI事業者(SPC)の構成にあたっては、PFI事業の業務内容に応じて、必要なノウハウを持つ優れた民間事業者が集まるとともに、構成員間でノウハウの融合を図ることで、さらなる創意工夫が期待されます。 <p>具体例：事業者提案により、太陽光パネルを屋上に設置し、運営費の削減が図られる。</p>
<p>将来的にも効率的・効果的な維持管理・運営業務ができる施設にしたい。</p> <p>または、</p> <p>運営業務の動線を踏まえた施設配置を行い、業務の効率化を図りたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ PFIでは、設計・建設・維持管理・運営を一括発注することで、PFI事業者(SPC)には様々な分野の民間事業者が参画し、様々な視点からのチェックが行われます。 ✓ これにより、将来の維持管理費や修繕費も踏まえた設計・建設が行われ、トータルの事業費が削減されます。 ✓ また、PFI事業者(SPC)を構成する維持管理会社や運営会社が設計段階から参画することができるため、自社の持つノウハウを踏まえた働きやすい設計となることが期待できます。 <p>具体例：維持管理会社の意見を反映した機械類の配置の工夫により、メンテナンスの効率化が図られる。</p>

<p>個別の事業者へ委託している施設の維持管理・運営業務を効率化したい。</p>	<p>✓ PFIでは、PFI事業者（SPC）がもつ民間事業者のネットワークを活用し、様々な業務を長期間にわたり一括してマネジメントするため、人員配置や業務ローテーション、人材育成、必要な機材の配備などが計画的、効率的に行われます。</p> <p>具体例：清掃、警備、受付をまとめて実施することで、人員配置の効率化が行われる。</p>
<p>スケールメリットを活かしたコストダウンを図りたい。</p>	<p>✓ 民間事業者はPFI事業の実施にあたり、他の自社事業と同時に実施するなどの創意工夫を発揮することができます。</p> <p>✓ 例えば、性能発注を活かし、PFI事業に必要な業務資材を、PFI事業以外の資材と併せて発注・管理することにより、資材コストや管理コストの削減等が図られます。</p> <p>具体例：事業者が実施する他の建設事業、同様の資材を共通化することで、コスト削減が図られる。</p>
<p>委託を行っている業務について、事業者の創意・工夫を有効に引き出し、サービス水準を向上させたい。</p>	<p>✓ サービス水準の達成度に応じて支払い額を増減する業績連動支払いとすることで、PFI事業者（SPC）の経営努力を誘発し、サービス提供時間の拡大や接遇の改善など質的向上が図られます。</p> <p>具体例：利用者の増加を図るため、利用手続きの簡易化や予約状況の公開等のサービス向上が実施される。</p>
<p>優れた立地条件を有する施設の有効活用を図りたい。</p>	<p>✓ PFI事業では、PFI事業である公共施設等と、PFI事業以外の施設（店舗や貸事務所等の民間収益施設等）を複合施設として合築することができ、行政財産の有効活用が図られます。</p> <p>具体例：オフィス街の立地を活かし、オープンカフェが設置される。</p>

7 PFIの事業類型

- PFIは、公共の関与の方法（資金回収方法等）によって、3つの事業形態に分類されます。
- PFI事業を実施する場合には、事業内容や法制度、採算性や民間動向等を十分に踏まえながら、これらの形態を参考に最も効率的、効果的な公共サービスを提供できる事業の枠組みを構築していくことが重要となります。

PFIの事業形態

事業形態	概要
サービス 購入型	<ul style="list-style-type: none"> ✓ PFI事業者が公共施設等の設計・建設・運営・維持管理等を行い、利用者に公共サービスを提供します。そのサービス提供の対価として、公共部門がサービス購入料を支払います。 ✓ PFI事業者は、公共からの支払いにより事業コストを回収します。 ✓ わが国では、この事業形態がPFIの主流になっています。 <p>〔本県の事例〕 知多浄水場排水処理施設、運転免許試験場 等</p>
ジョイント ベンチャー型	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 公共とPFI事業者の双方の資金を用いて公共施設等の設計・建設・運営・維持管理等を行います。PFI事業者が事業の運営を行います。 ✓ PFI事業者は、サービス提供の対価として利用者からの利用料金を徴収するとともに、公共からサービス購入料を受け取ることで事業コストを回収します。 <p>〔本県の事例〕 ウィンクあいち、新体育館 等</p>
独立採算型	<ul style="list-style-type: none"> • 公共との事業契約に基づき、PFI事業者が公共施設等の設計・建設・運営・維持管理等を行います。 • PFI事業者は、利用者に公共サービスを提供し、その利用料金等を利用者から受け取り事業コストを回収します。 <p>〔本県の事例〕 森林公園ゴルフ場、有料道路 等</p>

■ P F I は、建設、所有、運営等の事業のプロセスによって、次の事業方式に分類されます。

P F I の主な事業方式

事業方式	概要
BOT (Build-Operate-Transfer)	✓ P F I 事業者が自ら資金を調達し、施設を建設し、一定期間維持管理、運営を行い、事業終了後、施設の所有権を公共に移転する方式です。
BTO (Build-Transfer-Operate)	✓ P F I 事業者が自ら資金を調達し、施設を建設し、その所有権を公共に移転したうえで、P F I 事業者が一定期間維持管理、運営を行う方式です。ただし、金利負担を抑えるため、公共が資金調達を行う場合もあります。 ✓ なお、維持管理、運営を含まず、P F I 事業者が施設を建設し、所有権の移転までを行う方式（BT方式）についても、P F I の事業方式として整理されます。
BOO (Build-Own-Operate)	✓ P F I 事業者が自ら資金を調達し、施設を建設し、一定期間維持管理、運営を行うが、所有権は公共に移転しない方式です。ごみ処理施設等の耐用年数の比較的短い設備などを使う施設に向いています。
BLT (Build-Lease-Transfer)	✓ P F I 事業者が自ら資金を調達し、施設を建設し、公共にその施設をリースしたうえで、P F I 事業者が一定期間の維持管理、運営を行う方式です。公共からのリース代で資金回収後、施設の所有権を公共に移転します。
ROT (Rehabilitate-Operate-Transfer)	✓ P F I 事業者が自ら資金を調達し、既存の公共施設を改修・補修し、一定期間維持管理、運営を行い資金回収後、公共に施設の所有権を移転する方式です。
RO (Rehabilitate-Operate)	✓ P F I 事業者が自ら資金を調達し、所有権の移転を行わず、P F I 事業者が公共施設を改修・補修し、一定期間維持管理、運営を行う方式です。
DBO (Design-Build-Operate)	✓ 公共が初期投資資金を調達し、公共が施設の所有権を有したまま、P F I 事業者が施設を設計、建設し、一定期間維持管理、運営を行う方式です。公共が資金調達を負担するため、PFIとしては整理していない。

B (Build) = 建設	T (Transfer) = 移転
O (Operate) = 運営	L (Lease) = リース
O (Own) = 所有	R (Rehabilitate) = 補修
D (Design) = 設計	

〈BOTとBTOの相違点〉

■ P F I の代表的な事業方式としては、BOTとBTOがあげられます。2つの事業方式の主な違いは、BOTがP F I 事業期間終了後に施設の所有権を民間から公共に移転するのに対し、BTOでは、施設の建築後直ちに移転するという点にあり、全国の過去の事例としてはBTOが多数を占めています。

BOTでは、施設所有に関するP F I 事業者へのリスク移転が確実に行われるとともに、BTOより施設の運営・維持管理においてP F I 事業者の創意工夫を引き出しやすいというメリットが

あります。しかし一方で、公共が施設を所有していないため、法改正等による業務の変更などに伴い、施設の変更が必要となった場合に、機動的に対処することが難しいという運用面のデメリットがあると言われています。

BOTとBTOの選択にあたっては、リスク移転の度合い、税金負担による影響、補助金適用の可否などを総合的に勘案し、VFMへの影響を考慮したうえで決定する必要があります。

〈DBOの特徴〉

■DBOはBTOと同様に、PFI事業者が施設を建設、維持管理・運営を行い、運営期間中、公共が所有権を保有しています。両者の主な違いは、BTOは、原則、民間が資金調達を行い、施設完成後に公共へ所有権を移転しますが、DBOは公共が資金調達を行い、建設時も公共が所有権を保有している点にあります。

■DBOは公共が資金調達等を行うため、税制面や地方債の活用による低い資金調達コストなどのメリットを活かすことができる一方、施設の整備と維持管理・運営が別契約となるため、事業者間で最適な役割・リスク分担が行われない可能性があります。

なお、DBO（民間から資金調達を行わないBTOを含む。）では、金融機関のモニタリング機能が働かないため、PFI事業者のセルフモニタリングが他の方式よりも重要になります。

〈地方債の活用〉

■PFIでは、PFI事業者が自ら資金を調達して施設を建設するのが一般的ですが、PFI事業に係る地方財政措置に関する自治省通知（資料P. 63参照）により、地方債の活用が可能となっています。なお、愛知県産業労働センター整備・運営事業では、公共の方が民間に比べて資金調達コストが低いことから、公共が資金の半分を調達する手法がとられています。

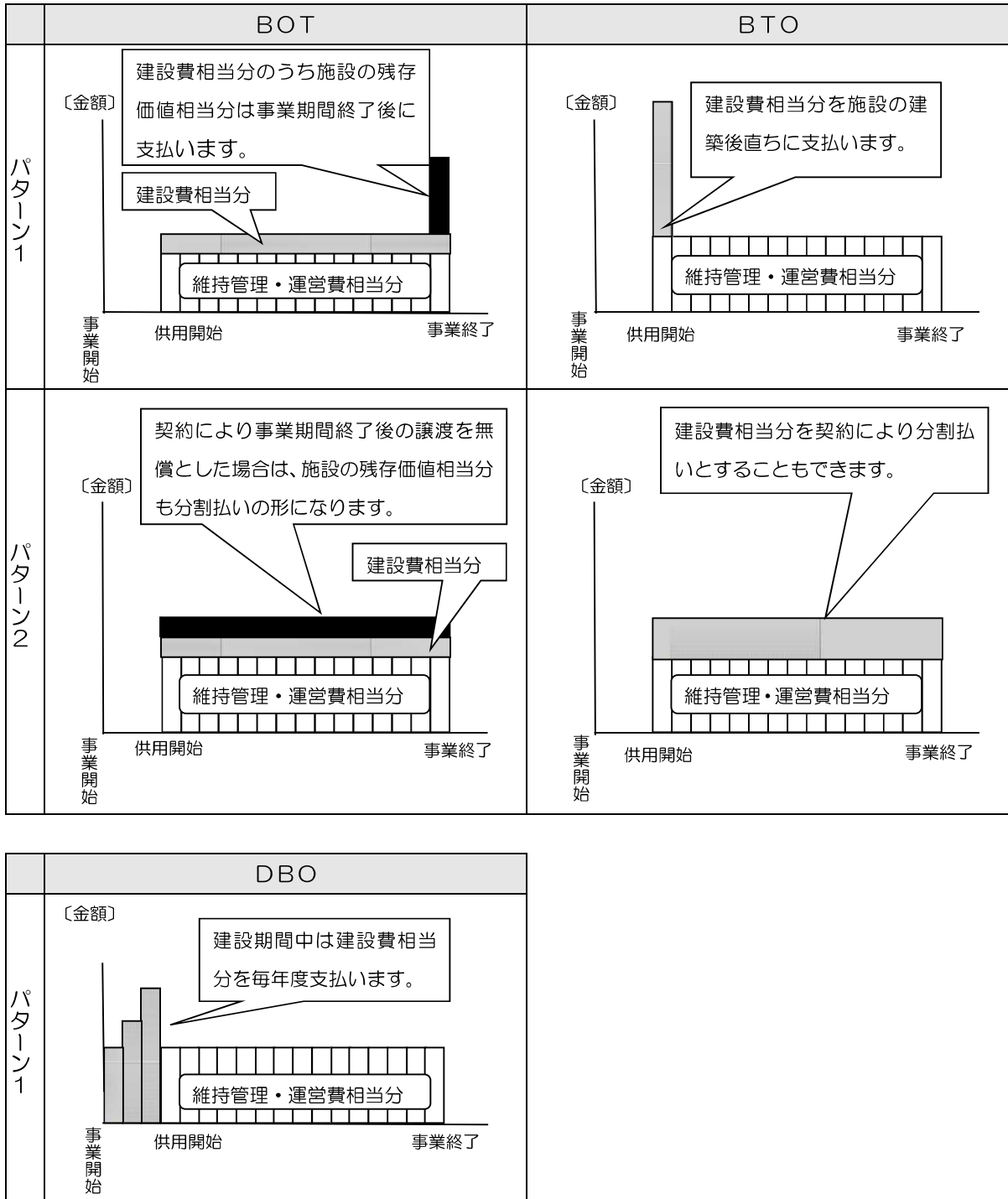
事業方式による課税措置の違い

税 目	課税主	BOT	BTO	DBO
法人税	国	○	○	×
法人事業税・県民税	都道府県	○	○	×
事業所税	市町村	○	○	×
固定資産税	市町村	○	×	×
都市計画税	市町村	○	×	×
不動産取得税	都道府県	○	○×	×
登録免許税（不動産登記）	国	○	×	×
登録免許税（商業登記）	国	○	○	×

（注） ○：課税対象

×：非課税（一般的な取り扱いであり、対象施設や契約条件等により異なることがあります。）

事業方式による県の費用負担方法の違い（サービス購入型の場合）



〈行政財産の貸付け〉

■ P F I 事業者が、P F I 事業である公共施設等と、P F I 事業以外の施設（店舗や貸事務所等の民間収益施設等）を複合施設として合築しようとする場合、必要があると認められるときは、P F I 事業者に対し、行政財産である土地を、その用途または目的を妨げない限度において、貸し付けることが可能です。

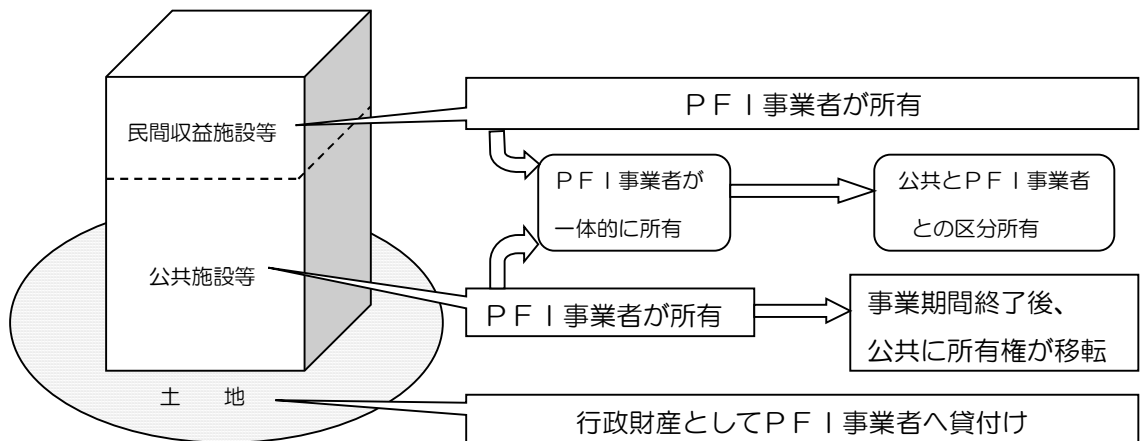
この合築により、P F I 事業者の事業機会の拡大や、土地の高度利用等による行政財産の有効活用、さらに利便性の向上などP F I 事業の効用を拡大することができます。

しかし、民間収益施設等は破綻することも想定され、その場合には、破綻による様々な影響がP F I 事業である公共施設等にも及びることとなるので、合築により生ずる効果や影響等を総合的に考慮したうえで、必要性を十分検討することが必要です。

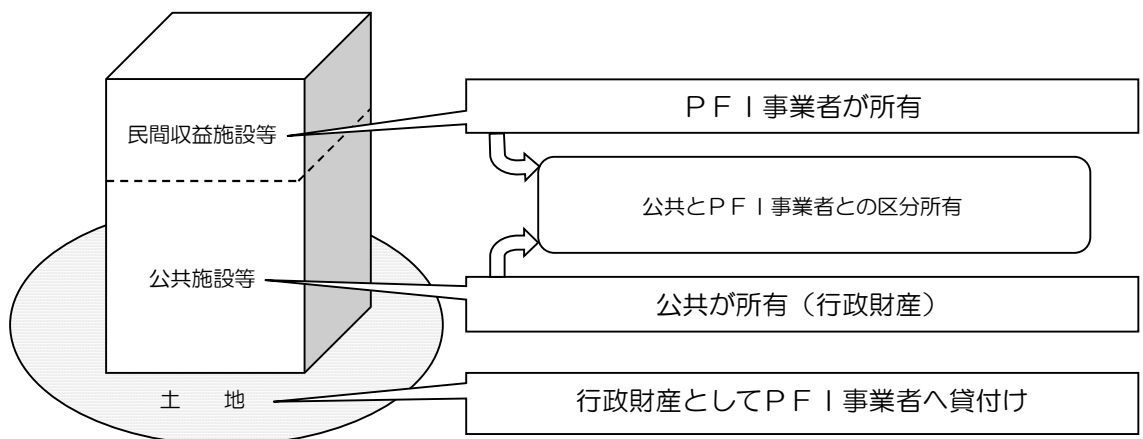
なお、合築で行う場合、会計上はP F I 事業と民間収益施設等は分離しておくことが必要であり、V F Mの算定にあたっては民間収益施設等を除いた公共施設等のみを想定して行います。

合築を活用した事業イメージ

〔BOTの場合〕



〔BTO・DBOの場合〕



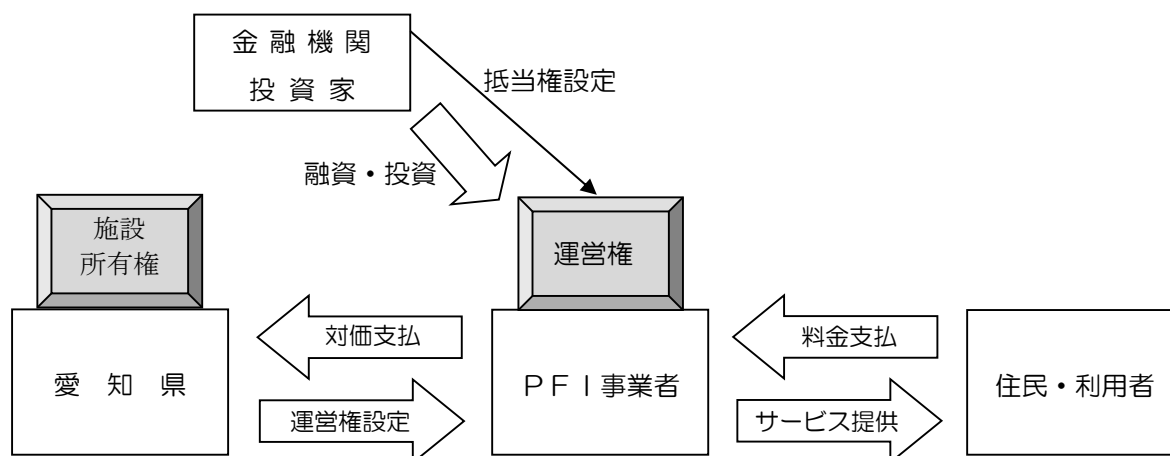
8 公共施設等運営事業（コンセッション方式）

■ 2011年のPFI法改正により、利用料金を徴収する公共施設について、施設の所有権を公共が所有したまま、施設を運営する権利を民間（PFI事業者）に設定する公共施設等運営事業が導入されました。

■ この公共施設等運営事業は、利用料金の決定等を含め、PFI事業者による自由度の高い事業運営が可能となり、PFI事業者の創意工夫が活かされて既存のインフラ価値の向上や利用促進が図られることで、公共・PFI事業者・利用者の3者にとって有益なものとなることが期待されています。

また、PFI事業者の運営権は財産権として認められており、譲渡が可能であるとともに金融機関が抵当権を設定することができます。

公共施設等運営権のスキーム



■ 対象施設（下記の条件をいずれも有する施設）

公的主体が所有権を有している施設

- ✓ 既存施設だけでなく、新設して公的主体に所有権を移転する場合も該当。
- ✓ 施設の敷地の所有権まで有する必要はない。

利用料金を徴収する施設

- ✓ 独立採算型等であることが必要。

運営等を行い、利用料金を自らの収入として收受するもの

- ✓ 施設を運営・維持管理することは含まれるが、建設は含まれない。
- ✓ 施設を新設する場合には、通常のPFI事業で民間事業者が建設を行った後に、当該事業者が運営権を設定することを想定。

⇒詳しくは、内閣府「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」を参照してください。

対象施設のうち、個別法等で管理者等が設定されている施設に対する
国の運営権の設定に関する考え方

施設	根拠法令	公共施設等運営権の設定について
水道施設	水道法	設定は可能（注）
医療施設	医療法	設定は可能 ただし、医療法第7条第7項の趣旨に照らし、営利を目的とする者が医業本体を事業範囲とすることは認められない。
社会福祉施設	社会福祉関係各法	設定は可能（注）
漁港（プレジャーボート収容施設）	漁港漁場整備法	設定は可能
中央卸売市場	卸売市場法	設定は可能
工業用水道事業	工業用水道事業法	設定は可能（注）
熱供給施設	熱供給事業法	設定は可能（注）
駐車場	駐車場法	設定は可能
都市公園	都市公園法	設定は可能
下水道	下水道法	設定は可能
道路	道路整備特別措置法	※構造改革特別区域法の改正により運営権の設定が可能となった。本県では、国家戦略特別区域の認定を受け、愛知県道路公社の有料道路事業について運営権を設定。
賃貸住宅	公営住宅法等	設定は可能
鉄道（軌道を含む）	鉄道事業法、軌道法	設定は可能（注）
港湾施設	港湾法	設定は可能
空港	航空法、空港法等	設定は可能
産業廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	設定はなじまない
浄化槽	浄化槽法	設定は可能

（注）各事業を経営するためには、別途、各事業法に基づく許可等を受けることが必要。

- 公共施設等運営事業を導入する場合、従前のPFI手法（P15参照）を導入する場合とは異なるプロセスと手続が必要となりますので、注意が必要です。

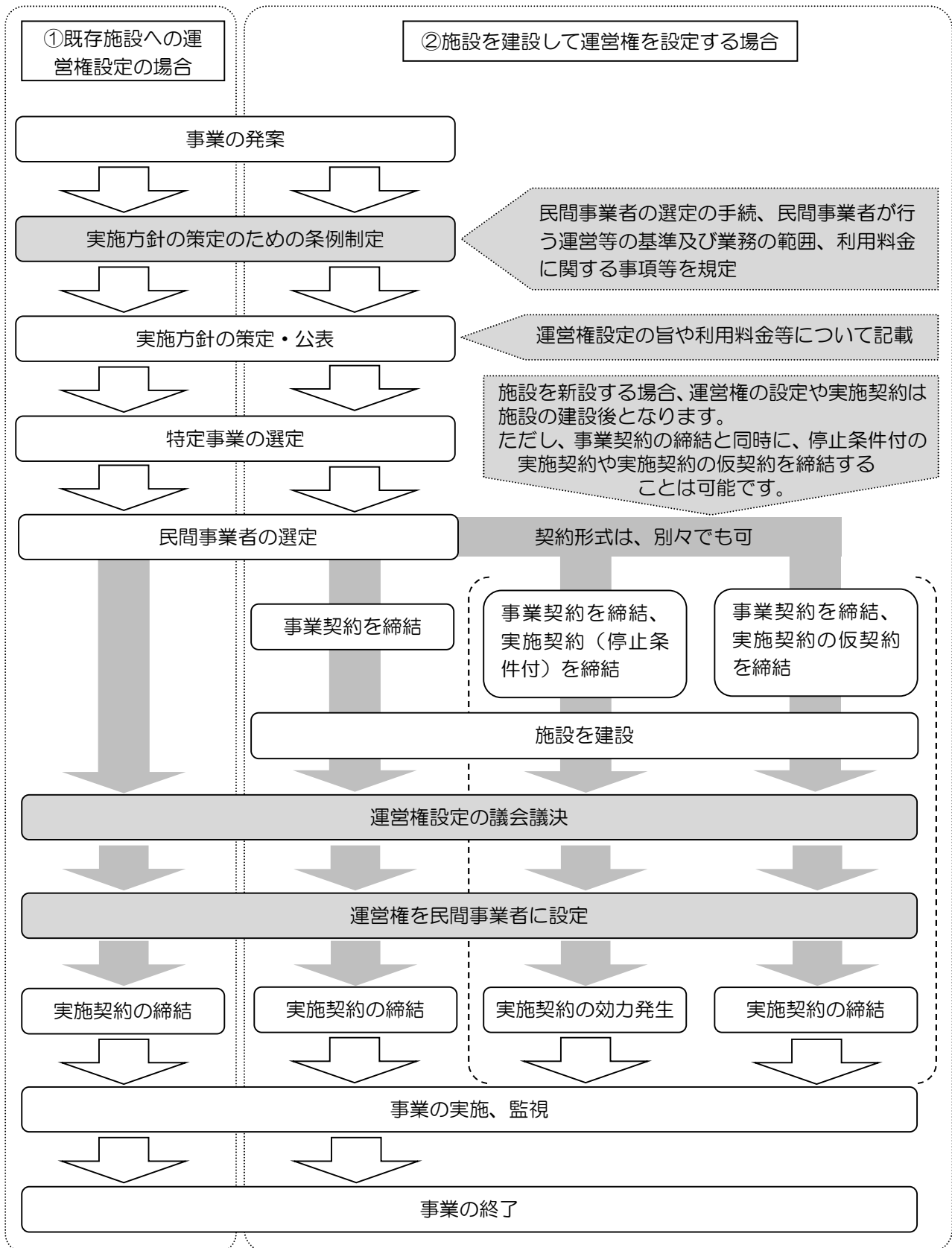
公共施設等運営事業に独自の主なプロセス等

- ✓ 実施方針を作成するため、民間事業者の選定の手続、民間事業者が行う運営等の基準及び業務の範囲、利用料金に関する事項等を定めた条例の制定が必要
- ✓ 公共施設等運営権を設定する必要がある、設定には、あらかじめ議会の議決が必要
- ✓ 公の施設に公共施設等運営事業を導入する場合であっても、施設の利用許可を民間事業者に行わせる場合は、当該民間事業者を指定管理者として指定することが必要

- なお、このガイドラインの「第2部 PFI事業の業務の実施手順」において示すPFI法に基づくプロセス等については、従前のPFI手法を前提としていますので、公共施設等運営事業を導入する場合は、公共施設運営事業独自のプロセス等について十分確認した上で、導入手続を進める必要があります。

■公共施設等運営権設定の流れは、以下の図のとおりです。運営事業の場合、管理者等が民間事業者に運営権を設定します。

公共施設等運営権設定のフロー



■ は、公共施設等運営権独自のプロセス

第2部 PFI事業の業務の実施手順

1 PFIの推進体制

- 本県においては、行財政改革の一手法としてのPPP/PFIの活用と推進を図ることを目的に、全庁的な取組組織として「愛知県PPP/PFI推進会議」（座長：総務部長、事務局：総務課）を設置しています。

愛知県PPP/PFI推進会議の構成所属

局名	課室名	局名	課室名
政策企画局	秘書課	観光コンベンション局	観光振興課
総務局	総務課	農業水産局	農政課
	財政課	農林基盤局	農林総務課
	財産管理課	建設局	建設総務課
	尾張県民事務所	都市・交通局	都市総務課
人事局	人事課	建築局	住宅計画課
防災安全局	防災危機管理課	スポーツ局	スポーツ振興課
県民文化局	県民総務課	会計局	管理課
環境局	環境政策課	企業庁	総務課
福祉局	福祉総務課	病院事業庁	管理課
保健医療局	医療計画課	教育委員会	総務課
経済産業局	産業政策課	警察本部	会計課
労働局	労働福祉課		施設課

※2024年4月現在

- この推進会議においては、次のことを実施します。
 - ✓ PPP/PFI事業の案件形成を促進すること
 - ✓ PPP/PFI事業に関する民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項について、方針を定めること
 - ✓ PPP/PFIに関する施策について、必要な関係部局相互の調整をすること
 - ✓ 上記のほか、PPP/PFIに関する施策について審議し、及びその施策の実施を推進すること
- PPP/PFI事業の案件形成を促進するため、この推進会議の下に「コアチーム」を設置し、PPP/PFI事業としての適合性が高い事業の抽出を行います。
- 必要に応じて、「コアチーム」の下に関係課室で構成する「ワーキンググループ」を設置し、個別施設の具体的な検討を行います。

2 PFI事業の業務の実施手順

PFI事業の実施手順

手 順	業 務 フ ロ ー		参 照 ページ
	Step	業 務 内 容	
① 事業の発案	1	PFI導入の検討	28
	2	PFI導入簡易検討（簡易調査）	30
	3	PFI導入可能性調査（詳細調査）	31
	PFI事業実施プロセスの簡易化		32
民間事業者からの提案への対応		34	
② 実施方針の策 定・公表	1	アドバイザーの選定	38
	2	事業者選定委員会の設置	40
	3	事業者選定方式の検討	41
	4	実施方針の作成	43
	5	事業者選定委員会での検討	45
	6	実施方針の公表、説明会の開催	45
	7	実施方針に対する質問・意見への対応	46
③ 特定事業の選 定	1	特定事業の選定に関する検討	47
	2	事業者選定委員会での検討	48
	3	特定事業の選定の公表	48
	4	議会の議決（債務負担行為の設定）	49
④ 民間事業者の 選定	1	入札説明書〔募集要項〕等の原案作成	50
	2	事業者選定委員会での検討	57
	3	入札公告〔公募〕、説明会の開催	57
	4	入札公告〔公募〕に対する質問への対応	58
	5	落札者〔優先交渉権者〕の選定、公表	59
	6	PFI事業を実施しない場合の措置	60
⑤ 契約等の締結	1	契約交渉（文言の明確化）	61
	2	仮契約の締結、議会の議決（指定管理者の指定、契約）	62
	3	契約の締結、公表	63
	4	直接協定（ダイレクトアグリーメント）の締結	63
⑥ 事業の実施、 事業の監視等	1	事業の実施	65
	2	事業の監視等	65
⑦ 事業の終了	1	事業終了時の対応	67
	2	事後評価	67

※民間事業者の選定方法（「総合評価一般競争入札方式」・「公募型プロポーザル方式」P50参照）により、若干内容が異なります。公募型プロポーザル方式の場合は〔 〕で記載しています。

1 事業の発案

■公共施設等の整備等（新設、建て替え、大規模修繕など）を実施しようとする場合は、事業の発案段階において、民間の資金や経営能力、技術的能力などのノウハウが活用できないか、PFIを含めた幅広い最適な事業手法、いわゆる官民が連携して公共サービスを提供するPPP（Public Private Partnership：官民連携）の様々な手法について検討を行うことが必要です。

＜事業の発案段階＞

「事業の発案段階」とは、公共施設等の整備等に係る基本構想や基本計画を策定する段階又はその前段階を指し、基本構想や基本計画の策定が予定されない事業については、基本設計が行われる前段階を指すものとします。

■ただし、次のような事業については、改めて検討を行う必要はありません。

- 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている事業
- 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている事業
- 民間事業者が実施することが法的に制限されている事業
- 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある事業

事業の発案に関する業務フロー

業務フロー	内容
Step1 PFI導入の検討	✓ 公共施設等を整備・改修する際の様々な手法を検討し、PFIとしての適正が認められた場合にPFI導入の検討をします。
Step2 PFI導入簡易検討 (簡易調査)	✓ 事業計画やVFMの概算把握、課題の整理を行って、PFI導入の可能性について検討します。
Step3 PFI導入可能性調査 (詳細調査)	✓ PFI導入範囲について、最適な事業スキームの構築やPFI導入効果など、詳細な検討を行い、PFI導入の可能性を総合的に判断します。

※対象事業と同種の過去の事例（本県の事例に限らない。）に照らし、PFI手法導入の効果が明らかな場合や費用の削減や収入の増加が期待できることが明らかな場合については、「Step1 PFI導入の検討」及び「Step2 PFI導入簡易検討（簡易調査）」を省略することも可能です。

※「Step2 PFI導入簡易検討」又は「Step3 PFI導入可能性調査」の結果、PFI手法を導入しないこととなった場合は、その結果を公表します（ただし、PFI手法以外のPPP手法を導入する場合は除きます）。

ＰＦＩ事業実施プロセスの簡易化・民間提案に関する業務フロー

業 務 フ ロ ー	内 容
ＰＦＩ事業実施プロセスの簡易化	✓ ＰＦＩ事業の実施に当たって、実務担当者の作業量の軽減や手続き期間の短縮を図るため、事業手法やスケジュールを検討します。
民間事業者からの提案への対応	✓ ＰＦＩ法に基づき、民間事業者から提案があった場合は、提案に対する検討を行い、結果等を民間事業者に通知します。

■公共施設等の整備等におけるPPPの適性検討の視点は、以下のとおりです。

- ✓ 民間に任せられる事業か（法的制限の確認）
- ✓ 民間の参入が見込まれる事業か
- ✓ 民間のノウハウを活用して創意工夫できる範囲が広い事業か
- ✓ 初期投資の抑制や財政の平準化が必要な事業か
- ✓ 民間に期待する成果が明確な事業か（達成すべきサービス水準が明確に規定でき、客観的な評価が可能か）
- ✓ 施設整備完了までのスケジュールが直営と比べて著しく長期化しないか
- ✓ 国や他の自治体が導入している事業か

主なPPPの手法

事 業 手 法	概 要
DB（設計施工一括発注）	<ul style="list-style-type: none"> ✓施設の設計及び施工を一括して民間に発注 ✓民間事業者が維持管理・運営まで行う場合はDBO方式（P15参照）
ＰＦＩ（施設整備）	<ul style="list-style-type: none"> ✓施設の設計、建設、運営、維持管理、資金調達等を、長期にわたり一体的に民間に委ねる手法で、ＰＦＩ法に基づいて実施するもの（P15参照）
BL 民間建設借上方式 （リース方式）	<ul style="list-style-type: none"> ✓建築物等について、民間事業者に建設・所有（維持管理・運営を行わせることも可能）させた上で、当該建築物等を賃借し、公共施設等とする手法 ✓賃借期間終了後に、施設の所有権が公共に移転する場合は「BLT方式」（P15参照）
定期借地権方式	<ul style="list-style-type: none"> ✓公有地上に定期借地権を設定し、当該借地上に民間が施設を整備し、公共が施設を賃借して施設運営を行う手法
土地信託	<ul style="list-style-type: none"> ✓公有地に係る信託契約を民間と締結し、民間が信託目的に従って整備した施設の一部を公共が賃借し、公共が使用しない部分の運用益の一部を公共が信託配当として収受する手法
ESCO	<ul style="list-style-type: none"> ✓既存施設の設備等の省エネルギー改修を実施し、光熱水費の削減分で改修工事経費を賄い、さらに余剰の光熱水費の削減分で公共と民間の利益を生み出す事業
ＰＦＩ（コンセッション）	<ul style="list-style-type: none"> ✓利用料金を徴収する公共施設等について、施設の所有権を保持したまま、一定期間の施設を運営する権利を民間事業者に設定し、当該民間事業者が施設を運営する手法で、ＰＦＩ法に基づいて実施するもの

業務委託	✓施設（公の施設以外）の管理運営業務を包括的に民間に委託 （包括的民間委託） ✓施設の管理運営業務の一部（清掃・警備等）を民間に委託
指定管理者制度	✓施設（公の施設）の管理運営を、指定管理者として指定した民間に委ねる 制度

■施設の立地や利用形態等により、効果を発揮するPPPの手法は異なります。したがって、基本構想や基本計画と合わせて、外部有識者やコンサルタント等を活用して上記の主な手法を始めとした様々なPPPの手法の検討を行うことも有効です。

その際、簡易なVFMの評価を行うことで、手続き期間を短縮させ、施設の早期供用開始を図ることもできます。

⇒詳しくは、「PFI事業実施プロセスの簡易化」P. 32を参照してください。

<施設整備を含まないPPP>

■PPP手法には、コンセッションや指定管理者制度のように、公共施設等の維持管理・運営を対象とし、施設整備を前提としない手法も含まれます。

■このため、公共施設等における維持管理・運営手法の見直しを行う場合は、施設の設置目的や性格、行われている維持管理・運営の業務内容や規模等を踏まえ、民間の資金や経営能力、技術的能力などのノウハウが活用できないか、PPP手法の検討を行うことが必要です。

■その際は、「利用料金を徴収する施設であること（コンセッション）」、「公の施設であること（指定管理者）」といった導入の前提となる条件にも注意が必要です。

■検討の結果、PPP手法としての適性が認められた場合は、見直し対象とした維持管理・運営の手法による場合と、PPP手法を導入した場合との間で、費用等の総額を比較する定量的な評価を行い、導入の可能性を総合的に判断します。ただし、PPP手法の過去の事例（本県の事例に限らない。）に照らし、費用の削減や収入の増加が期待できることが明らかな場合などについては、必ずしも定量的な評価を行う必要はありません。

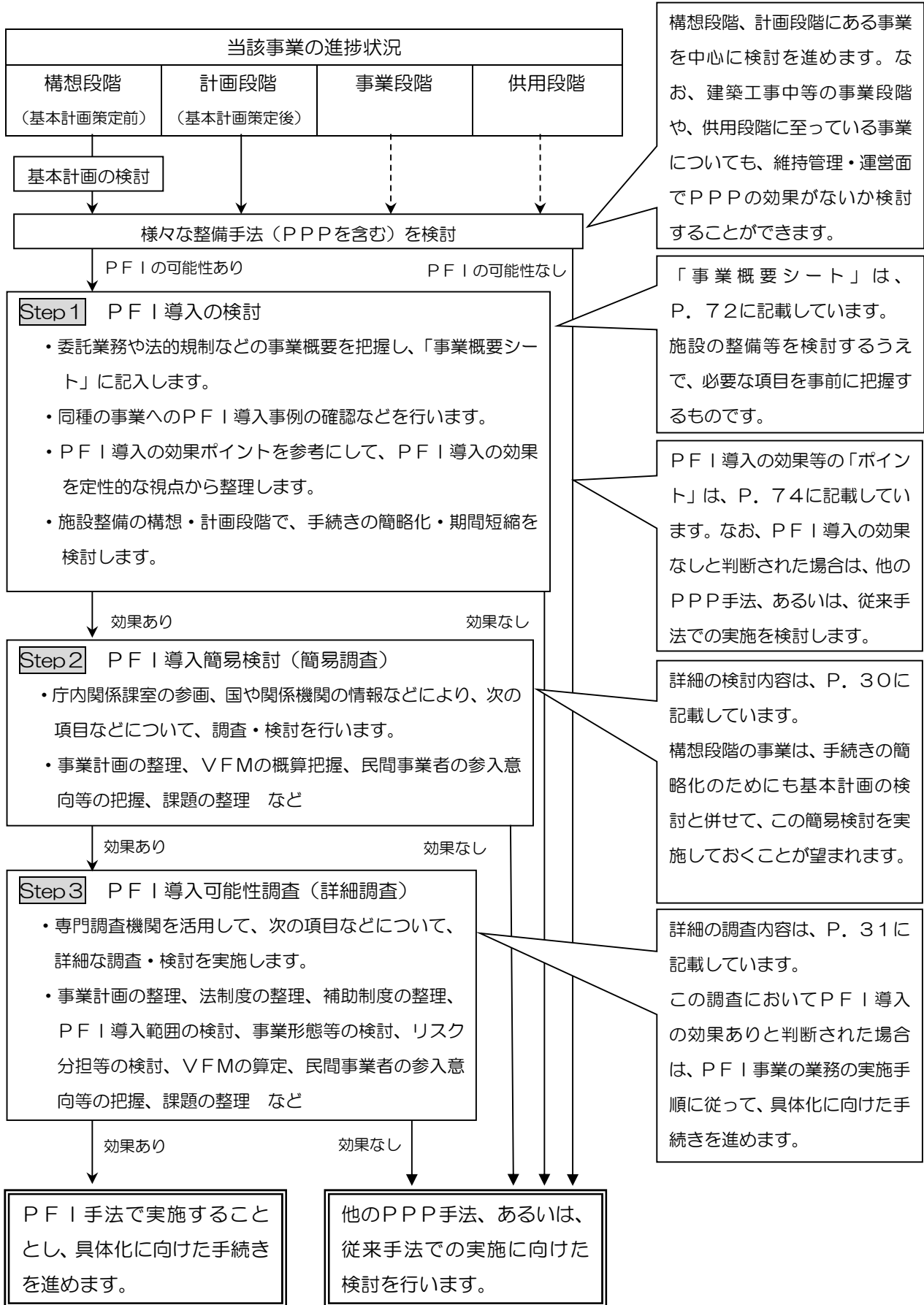
■なお、見直し対象とした維持管理・運営の内容や導入を検討するPPP手法によっては、リスク分担、民間事業者の参入意向把握、詳細な定量的評価等について、外部のコンサルタント等を活用した調査・検討を行った上で、導入の可能性について判断することも考えられます。

■定量的な評価を行った結果、PPP手法を導入しないこととなった場合は、その結果について公表します。

Step 1 PFI導入の検討

- 様々なPPPの手法を検討した結果、PFIとしての適性が認められた場合にPFI導入の検討を行います。具体的には、「事業概要シート（P. 72）」を作成した上で、PFI導入の効果等の整理を行います。
- PFIは、公共施設等を整備・改修する際の一つの手法であり、実施すべき公共施設等の整備等が想定されていることが前提です。民間の資金が活用できるからといって、優先度の低い事業にPFIを安易に導入しようというのは本末転倒ですので、事業の必要性や優先度を十分検討しておかなければなりません。
- PFIの導入にあたっては、性能発注などの仕組みを通じて、民間事業者が持つノウハウを十分に引き出せるかどうか大きな鍵となります。民間事業者側が自由に提案できる範囲や、創意工夫を発揮する余地の大きい事業は、PFIを導入する効果が高く、PFIに適しているといえます。
例えば、設計・建設・維持管理・運営を一括してPFI事業者任せにすることが可能な事業や、維持管理、運営のウエイトが大きい事業は、民間事業者の創意工夫を発揮する余地が大きいと考えられます。
- また、PFI事業の実施には、従来手法にない経費（PFI導入可能性調査やアドバイザーに要する経費、SPCの設立・運営経費）が必要となることから、この経費分を上回る効果が見込まれる必要があります。
- PFI事業に関して、補助制度の適用について確認するとともに、補助金の交付の手続き等が必要な場合には、契約に至るまでのスケジュールの設定やPFI事業の実施スケジュールにおいて配慮する必要があります。
- PFI事業の検討に当たっては、金融、法務、技術等の専門知識やノウハウを必要とすることから、外部のコンサルタント等を活用することも有効です。この際、コンサルタント等との間で、秘密保持及び公正性の確保について、契約する際に取り決めておく必要があります。
なお、事業者選定に影響を及ぼすことのないようにするため、PFI導入可能性調査（詳細調査）以降に県が活用するコンサルタント等が、当該事業に応募または参画しようとする民間事業者等のコンサルタント等となることは、利益相反の観点から認められません。
- また、公の施設の管理運営をPFI事業者が行う際は、指定管理者制度を利用することとなり、公の施設の設置条例（指定管理者の指定手続等の規定を含む）の制定や指定管理者の指定についても議決を得る必要があります。

P F I 導入の検討手順



構想段階、計画段階にある事業を中心に検討を進めます。なお、建築工事中等の事業段階や、供用段階に至っている事業についても、維持管理・運営面でPPPの効果がないか検討することができます。

「事業概要シート」は、P. 72に記載しています。施設の整備等を検討するうえで、必要な項目を事前に把握するものです。

P F I 導入の効果等の「ポイント」は、P. 74に記載しています。なお、P F I 導入の効果なしと判断された場合は、他のPPP手法、あるいは、従来手法での実施を検討します。

詳細の検討内容は、P. 30に記載しています。構想段階の事業は、手続きの簡略化のためにも基本計画の検討と併せて、この簡易検討を実施しておくことが望まれます。

詳細の調査内容は、P. 31に記載しています。この調査においてP F I 導入の効果ありと判断された場合は、P F I 事業の業務の実施手順に従って、具体化に向けた手続きを進めます。

Step2 PFI導入簡易検討（簡易調査）

■PFI導入簡易検討（簡易調査）では、事業担当課は、次に示す項目について、調査・検討します。事業担当課においてPFI導入の可能性が評価できない場合は、外部のコンサルタント等を活用することも検討します。

PFI導入簡易検討（簡易調査）の検討項目

調査・検討項目	調 査 ・ 検 討 の 概 要
事業計画の整理	✓ 施設計画や業務内容、事業スケジュール等の概要を整理します。
VFMの概算把握	✓ 試算の前提（PFIの導入範囲、事業形態、事業方式）を想定したうえで、PSCとPFI事業のLCCの概算費用を算出し、簡便な方法でVFMの概算を把握します。 ※ 事業担当課が独自に簡易評価を行う場合は、内閣府の「簡易な検討の計算表（VFM簡易試算ソフト）」、国土交通省「VFM簡易算定モデル」が活用できます。
課題の整理	✓ 従来方式で施設整備を行う場合には、事業費に対する国庫補助制度等が適用されるものの、PFIで施設整備を行う場合には、補助制度が適用されないことがありますので、あらかじめ補助制度の適用の可否を確認する必要があります。
PFI導入の簡易検討	✓ 以上の調査・検討の結果を踏まえ、PFI導入の可能性について検討します。

Step3 PFI導入可能性調査（詳細調査）

■ PFI導入可能性調査（詳細調査）は、PFI導入範囲について詳細な検討を行い、その上で最適な事業スキームの構築を図り、リスク分担やPFIを導入した場合の効果を含めた総合的なVFMの評価を実施します。また、PFI導入にあたっての課題なども検討し、PFI導入の可能性を総合的に判断します。

具体的には、次に示す項目についての調査・検討を、外部のコンサルタント等を活用して行います。

PFI導入可能性調査（詳細調査）の調査項目

調査・検討項目	調査・検討の概要
事業計画の整理	✓ 施設計画や業務内容、事業スケジュール等の事業計画を整理します。
法制度の整理	✓ 関係法令や諸規制との関係を整理します。
補助制度の整理	✓ 補助金や交付金、公的融資、税制優遇等の公的支援について、現在想定されているもの及び適用可能と考えられるものを整理します。
PFI導入範囲の検討	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設計・建設・維持管理・運営の各段階において、どこまでをPFI導入の範囲とするかを検討します。 ✓ 特に業務委託の状況や公共性の確保、民間のリスク管理の可能性等の視点を踏まえ、詳細に検討します。
事業形態等の検討	✓ 事業形態（サービス購入型／ジョイントベンチャー型／独立採算型）や、事業方式（BOT／BTO等）、サービス対価の支払方法を検討します。
リスク分担等の検討	✓ リスクを洗い出したうえで、県と民間事業者のリスク分担や、リスクの定量化を検討します。
VFMの算定	<ul style="list-style-type: none"> ✓ PSCとPFI事業のLCCを算定し、VFMの評価を行います。 ※VFMの算定は、可能な範囲において極力精度を確保する必要がありますが、客観性及び透明性の向上を図りつつ、算定のために多大な労力をかけすぎることのないよう留意する必要があります。
民間事業者の参入意向等の把握	<ul style="list-style-type: none"> ✓ VFMの算定と併せて民間事業者の採算性を確認するとともに、民間事業者の参入意欲や参入条件、事業内容に対する意見をヒアリングやアンケート等によって把握します。また、PFIを実施した際の事業費算定に参考となる情報の収集も行います。 ※PFI事業に関する情報が特定の民間事業者のみに流出する危険があるため、市場調査の実施にあたっては、配慮が必要です。
課題の整理	<ul style="list-style-type: none"> ✓ PFIを導入する場合の課題を整理します。 ✓ 業務要求水準、モニタリング、支払メカニズムを一体的に検討し、基本的な枠組みを構築する必要があります。
PFI導入可能性の評価	✓ 以上の調査・検討の結果を踏まえ、PFI導入の可能性を評価します。PFIの導入が可能と判断された場合は、今後のスケジュール等を整理します。

■ PFI導入可能性調査（詳細調査）のコンサルタント等への委託は、各事業担当課で実施します。

P F I 事業実施プロセスの簡易化

- P F I 事業の実施に当たっては、客観性、透明性の確保のため、手続きの慎重さ、丁寧さに重きが置かれることにより、手続期間の長期化、手続に関する事務負担の増加が見られ、P F I 手法が使いにくいという認識が少なからずあります。
- そのため、実務担当者の作業量の軽減や手続期間の短縮を図ることを目的に、2014年6月に内閣府が「地方公共団体向けサービス購入型P F I 事業実施手続簡易化マニュアル」を策定し、簡易化ポイントを示しました。

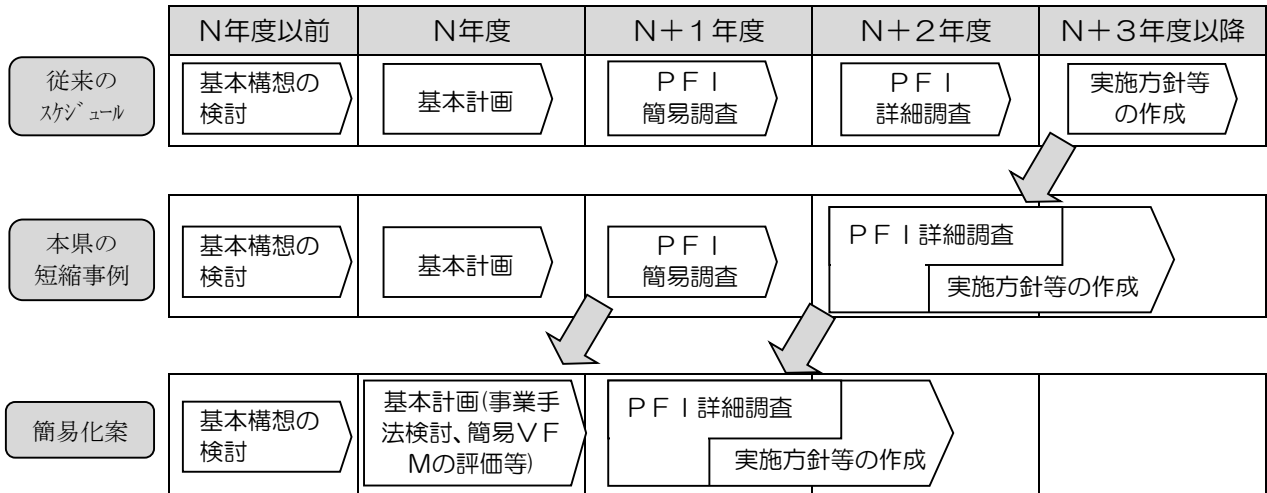
簡易化の対象事業とポイント

項 目	内 容
簡易化の対象事業	<p>✓ サービス購入型事業であって、過去のP F I 事業において同種事業の実績が数多く存在する事業のうち、以下のいずれかに該当する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設整備業務の比重の大きい事業 ・ 維持管理、運営業務の内容が定型的な事業 <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">事務庁舎、宿舎、公営住宅、学校（校舎）などを想定。</p>
簡易化のポイント	<p>✓ 基本構想／基本計画と事業手法等の検討調査（P F I 導入簡易検討（簡易調査・P F I 導入可能性調査（詳細調査））の一括実施（事業の発案時） 施設整備の基本構想、基本計画等の検討の際に、P F I 手法も含む複数の事業手法の検討を合わせて行います。</p> <p>✓ 実施方針公表後の質問回答の省略 実施方針公表前の市場調査や過去のP F I 事業における同種事業の前例を踏まえた実施方針を策定することにより、民間事業者が必要とする情報を効率的に提供することが可能になるため、質問回答を省略し、意見の受付のみとします。</p> <p>✓ 特定事業の選定と民間事業者の募集開始（入札公告）の同時実施 債務負担行為の設定時期と民間事業者の募集開始時期との整合性を図ったうえで、可能な場合は、特定事業の選定と民間事業者の募集を同時に行います。</p> <p>✓ 効率的なタイミング及び方法によるVFMの算出（事業の発案時） 事業の基本構想／基本計画段階においては、類似の前提条件により算出された過去のP F I 事業のVFM実績を活用し、客観的な評価を行い、P F I 事業としての是非を判断します。</p> <p>✓ 審査委員会の効率的な開催 事業の内容等に応じて、審査委員会における審議事項を民間事業者の選定に関することに絞り込み、開催回数を最小限に留めます。</p>

本県の取組事例

本県では、PFI導入可能性調査（詳細調査）と実施方針の策定などのアドバイザリー業務を一体的に実施することにより、手続期間の短縮を図っている事例もあります。内閣府のマニュアル等を参考にして、事業手法やスケジュールの検討を行い、PFI事業の手続きの簡易化に取り組むことが必要です。

手続期間の短縮例



⇒詳しくは、

- ✓ 内閣府「地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続簡易化マニュアル」の「5. PFI事業実施プロセスの簡易化ポイント」
- ✓ 国土交通省「国土交通省所管事業へのPFI活用に関する発注担当者向け参考書」の「I. PFI事業における契約手続きの簡素化・円滑化」

を参照してください。

民間事業者からの提案への対応（PFI法第6条）

■ 2011年のPFI法改正により、特定事業の実施方針を定めることを民間事業者から提案ができる制度が法制化されました。提案を受けた県は、提案に対する検討・回答を行う義務があります。

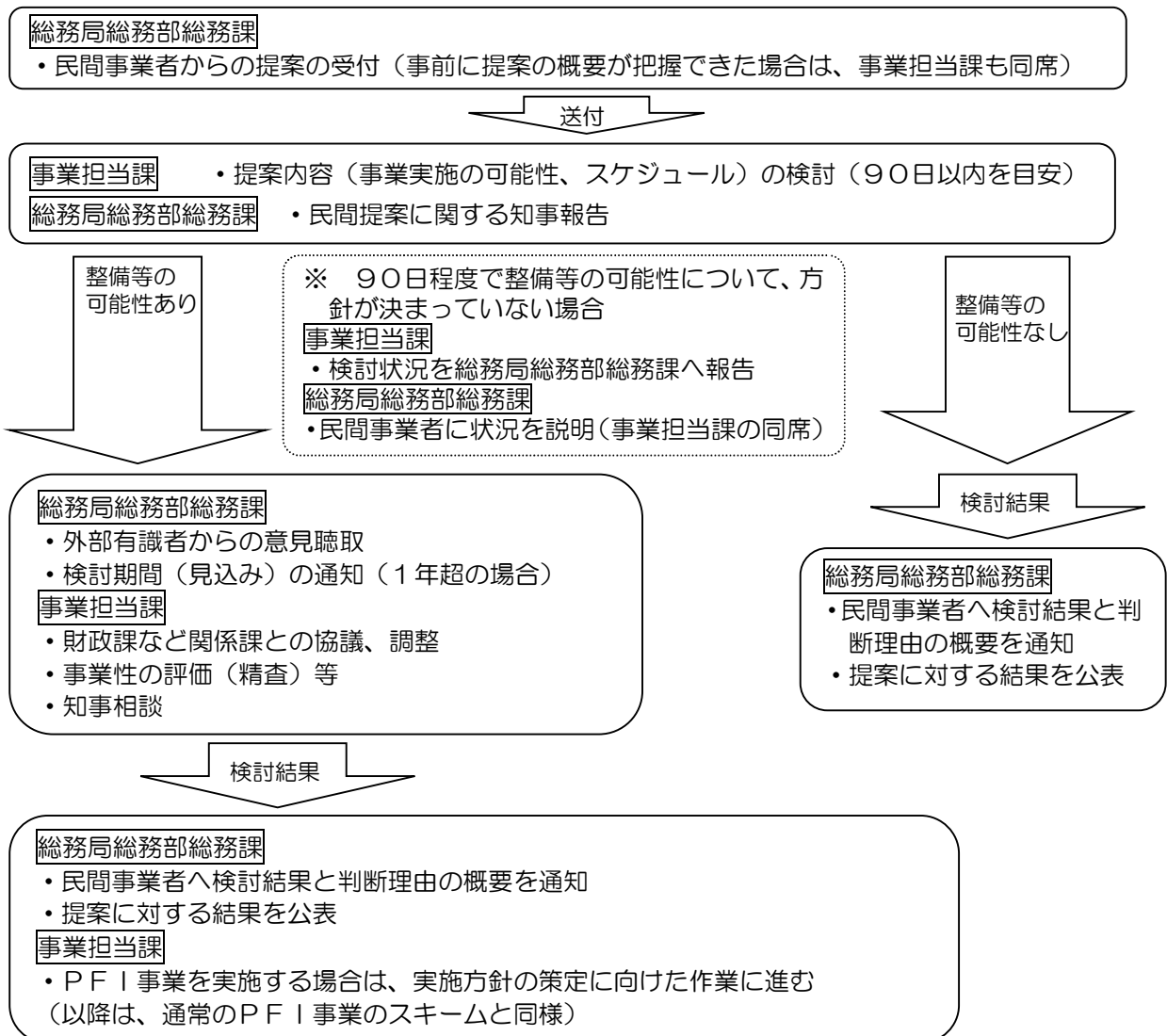
■ PFI法第6条に基づき、民間事業者から提案があった場合には、総務局総務部総務課が受け付け、その後、事業担当課が提案に対する検討を行います。事業担当課の検討結果を踏まえて、総務局総務部総務課が民間事業者に対して検討結果を通知します。

民間事業者からの提案への対応

項 目	内 容
提案の受付窓口	✓ 総務局総務部総務課が窓口となり受け付けます。ただし、事前に提案の概要が把握できた場合は、関係する事業担当課も同席します。
受付時の確認書類 (必要な書類)	<p>✓ 受付時には次の書類を確認します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事業の案 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>公共施設等の種類、公共施設等の設置に関する条件、公共施設等の概要、公共施設等の維持管理・運営業務の概要、想定する事業スキーム、事業スケジュール、リスク分担、提案の時点で把握している法的課題等</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果 ・ 評価の過程及び方法 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>支払いに関する評価の過程及び方法、サービス水準に関する評価の過程及び方法</p> </div>
事業担当課への書類の送付	✓ 総務局総務部総務課は、受付書類を関係する事業担当課に送付します。
提案内容の検討	<p>✓ 事業担当課は、提案に関する事業について、以下の点を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該提案に係る公共施設等の整備等の必要性 ・ 提案の実現可能性 ・ PFI手法を活用することの妥当性 ・ 他の手法による当該公共施設等の整備等の可能性 など <p>※なお、整備等の可能性がないと判断した場合は、次のPFIによる事業性評価（精査）等は不要</p> <p>✓ また、検討にあたっては、以下の点に留意する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知的財産の保護 ・ 提案を行った民間事業者との対話の実施、追加で必要な書類の要請（ただし、過度の負担にならないように配慮が必要） ・ 業務の遂行に支障のない範囲内で可能な限り速やかに検討を実施

	PFIの事業性評価（精査）等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業担当課がPFI事業の可能性があると判断した場合、財政課など関係課との協議・調整を行ったうえで、PFIの事業性の評価（精査）等を行います。 ✓ 総務局総務部総務課は、外部有識者の意見聴取をするとともに、検討期間が1年を超えることが見込まれる場合は、検討期間（見込み）を民間事業者へ通知します。
検討後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 総務局総務部総務課は、民間事業者へ結果及びその判断理由を通知します。（説明が必要な場合は、事業担当課も同席して行います。） ✓ 民間事業者からの提案に関する事業について、PFI事業として具体化していくことが適当であると事業担当課が認めたときは、速やかに実施方針の策定に向けた手続きを行っていきます。 ✓ また、この提案内容の概要、判断の結果及びその判断理由の概要を、提案者の権利や知的財産の保護など正当な利益及び公共施設等の整備等の実施に対する影響に留意の上、適切な時期に公表します。 	

民間提案の対応フロー



⇒詳しくは、内閣府「PPP/PFI事業民間提案推進マニュアル」を参照してください。

2 実施方針の策定・公表（PFI法第5条）

- PFI導入可能性調査などPFI導入の検討において、VFMの達成が確認されるなど、PFIの導入が可能と判断された事業は、事業の必要性や優先度を十分踏まえたうえで、PFI法第5条に規定する実施方針の策定・公表の手続きに着手します。
- 特定事業の選定に際しては、必ずその前に実施方針の策定・公表を行わなければなりません。なお、公平性及び透明性の確保の観点から、当該事業に関する情報が早くかつ広く周知されるよう、実施方針の策定・公表をできるだけ早い段階で行うことが大切です。
- また、実施方針の策定・公表前に、庁内関係課及び国にその内容やスケジュール等について相談をします。
 - 指定管理者制度関連：総務局総務部総務課
 - 財政措置関連：総務局財務部財政課
 - 施設管理（行政財産の使用等）関連：総務局財務部財産管理課
 - 国：内閣府民間資金等活用事業推進室、許認可等が必要な場合はその関連部署
- 特に議会の議決が必要な事務（債務負担行為、本契約、（指定管理者制度を利用する場合）公の施設の設置条例、指定管理者の指定）は、議会開会時期に留意したスケジュール管理が必要です。
- 実施方針の策定・公表は、県がPFI導入について積極的に検討していることを表明するものです。

実施方針の目的

目 的	内 容
民間事業者への情報提供	✓ 現段階における事業の概要、官民リスク分担の条件などの案を提示し、民間事業者側の事前検討を容易にし、応募を促進する。
民間事業者からの意見受け付け	✓ 県が検討している事業内容案について、民間事業者から意見を受け付け、必要に応じて事業内容の見直しを行い、最適な事業内容とする。

実施方針の策定・公表等に関する業務フロー

業 務 フ ロ ー	内 容
Step1 アドバイザーの選定	✓ PFI手続きの助言・支援を得るため、コンサルタントなど外部のアドバイザーを選定します。
Step2 事業者選定委員会の設置	✓ 実施方針の検討段階から専門的見地からの意見を得るため、事業者選定委員会を設置します。
Step3 事業者選定方式の検討	✓ 「総合評価一般競争入札方式」と「公募型プロポーザル方式」のどちらの方法とするか検討します。
Step4 実施方針の作成	<ul style="list-style-type: none"> ✓ PFI導入可能性調査の結果を踏まえて、事業担当課において実施方針を作成します。 ✓ 実施方針の策定見通しに関して、公表の見通しが立った段階で遅滞なく公表する必要があります。
Step5 事業者選定委員会での検討	✓ 事業者選定委員会を開催し、事業担当課が作成した原案を検討します。
Step6 実施方針の公表、説明会の開催	✓ 県公報、記者発表、県WEBページを活用し、実施方針を公表します。また、必要に応じ説明会を開催します。
Step7 実施方針に対する質問・意見への対応	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 民間事業者等から質問、意見を受け付け、回答します。 ✓ 有用な意見等については、実施方針の修正、変更や特定事業の選定、民間事業者の募集に反映させます。

- なお、PFI法第15条に基づき、当該年度に策定することが見込まれる実施方針については、公表の見通しが立った段階で遅滞なく、実施方針の策定見通しを公表する必要があります。公表する内容は、「特定事業の名称、期間、概要」「公共施設等の立地」「実施方針を策定する時期」です。総務局総務部総務課は、毎年度、県WEBページで実施方針の策定見通しを公表します。

Step1 アドバイザーの選定

- PFI事業の実施にあたっては、財務面・法務面・技術面などの専門知識やノウハウを要することから、PFI手続きの助言・支援等を得るため、事業ごとに、PFI導入可能性調査から選定事業者との契約締結までの間、外部のアドバイザー（コンサルタントなど）を選定、委託することが適当です。
- アドバイザーの役割は重要であり、PFIに対する一般的な知識だけでなく、民間事業者や金融機関の考え方にも精通し、事業を適切に構築する能力が必要です。

アドバイザーの概要

項目	内容						
アドバイザーの選定	<p>✓アドバイザーの選定にあたっては、各分野のアドバイザーを個別に選定することもできますが、各分野のアドバイザーを束ねることができる総合アドバイザーを選定することが一般的です。</p> <p style="text-align: center;">アドバイザーの構成例</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[愛知県 (事業担当課)] --> B[総合アドバイザー (コーディネート)] B --> C[法務アドバイザー] B --> D[財務アドバイザー] B --> E[技術アドバイザー] </pre> </div>						
委託内容	<p>✓委託内容は、事業の内容や複雑度等によって様々ですが、一般的には、次の項目があげられます。</p> <p style="text-align: center;">委託内容の例</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業計画の構築に関する支援</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ✓事業スキームの精査（事業の範囲、事業形態、事業方式、資金調達など） ✓リスク分析の精査 ✓VFMの精査 </td> </tr> <tr> <td>PFIの手続きに関する支援</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ✓実施方針に係る書類等の作成支援 ✓特定事業の選定に係る書類等の作成支援 ✓民間事業者の募集・選定に係る書類等の作成支援 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 入札説明書〔募集要項〕、要求水準書、 モニタリングの基本計画、契約書〔条件規定書〕、 落札者決定基準〔選定基準〕 など </div> <ul style="list-style-type: none"> ✓民間事業者からの質問への回答支援 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容例	事業計画の構築に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ✓事業スキームの精査（事業の範囲、事業形態、事業方式、資金調達など） ✓リスク分析の精査 ✓VFMの精査 	PFIの手続きに関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ✓実施方針に係る書類等の作成支援 ✓特定事業の選定に係る書類等の作成支援 ✓民間事業者の募集・選定に係る書類等の作成支援 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 入札説明書〔募集要項〕、要求水準書、 モニタリングの基本計画、契約書〔条件規定書〕、 落札者決定基準〔選定基準〕 など </div> <ul style="list-style-type: none"> ✓民間事業者からの質問への回答支援
項目	内容例						
事業計画の構築に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ✓事業スキームの精査（事業の範囲、事業形態、事業方式、資金調達など） ✓リスク分析の精査 ✓VFMの精査 						
PFIの手続きに関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ✓実施方針に係る書類等の作成支援 ✓特定事業の選定に係る書類等の作成支援 ✓民間事業者の募集・選定に係る書類等の作成支援 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 入札説明書〔募集要項〕、要求水準書、 モニタリングの基本計画、契約書〔条件規定書〕、 落札者決定基準〔選定基準〕 など </div> <ul style="list-style-type: none"> ✓民間事業者からの質問への回答支援 						

	民間事業者選定に関する支援	✓事業者選定委員会の運営に関する支援 ✓選定に関する支援（提案内容の整理など）
	契約に関する支援	✓契約条件の整理 ✓契約交渉に関する支援（論点の整理、利害の評価と譲歩判断の助言、代理人としての交渉など） ✓契約書の内容検討・原案作成
	事業の監視に関する支援	✓監視方法（モニタリング）の検討支援
留意事項	✓県が活用するアドバイザーが、当該事業に応募または参画しようとする民間事業者側のアドバイザーとなることは、利益相反等の観点から認められません。 ✓県が活用するアドバイザーの関係企業等が当該事業に応募又は参画する場合には、アドバイザーから関係企業等へ当該事業に関する一切の情報提供や情報交換が行われないよう、アドバイザー契約で規定するなど、秘密保持及び公正さに対する信頼性の確保に留意する必要があります。	

■アドバイザーの選定に当たっては、実績のあるコンサルタント等を絞ったうえでの指名競争入札や、企画書の提出等を求めるプロポーザル方式による随意契約などにより適切な能力を有する者を選定することが必要です。

また、PFI導入可能性調査を実施したコンサルタント等に、この業務を引き続きアドバイザーとして委託することが適当である場合には、随意契約で委託することも考えられます。

Step2 事業者選定委員会の設置

- 民間事業者の選定にあたって公平性、透明性、客観性を確保するため、PFI事業ごとに要綱を定めて事業者選定委員会（事務局：事業担当課）を設置します。

事業者選定委員会の概要

項目	内容
設置時期	<p>✓ 事業者選定は事業内容と密接に関連することから、実施方針の策定前に設置します。</p> <p>〔 総合評価一般競争入札方式を採用する場合は、予め学識経験者の意見聴取を行うことが必要であるため、主として実施方針策定前に事業者選定委員会を開催することとなります。 〕</p>
委員の構成	<p>✓ 民間事業者の提案に対し、様々な専門的見地から判断する必要があることから、PFI事業に関係する分野の専門家を選任します。</p> <p>✓ 委員には必ず外部委員を加え、委員長は外部委員とします。</p> <p>〔 総合評価一般競争入札方式により事業者選定を行う場合は、学識経験者2名以上の意見聴取が必要なため、必ず2名以上とします。 〕</p> <p>✓ 民間事業者の選定に対する意思決定の責任、説明責任は県が負うことに留意し、県の状況に応じた意見を委員会に反映するため、事業担当部局は事務局とは別に委員としても参画します。</p> <p>✓ なお、事業担当部局は、事業の内容により、必要に応じて、事業担当部局以外の関係する部局に委員就任を要請することもできます。この場合、要請を受けた部局は、事業の内容を踏まえ、担当する県の行政分野についての専門的な意見を述べる必要性等について検討し、委員としての参画について判断します。</p> <p>✓ 委員の氏名等については、入札公告〔公募〕と併せて公表します。</p>
事務局	<p>✓ 事業担当課</p>
所掌事務	<p>✓ 事業者選定方式の検討</p> <p>✓ 実施方針に関する検討</p> <p>✓ 特定事業の選定に関する検討</p> <p>✓ 民間事業者の募集・選定に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札説明書〔募集要項〕 ・要求水準書 ・契約書案〔条件規定書案〕 ・落札者決定基準〔事業者選定基準〕 <p>✓ 入札書〔提案書〕の審査、評価</p> <p>✓ 落札者〔優先交渉権者〕の選定 など</p>
留意事項	<p>✓ 民間事業者の選定に対する最終的な責任は、県が負います。</p> <p>✓ 審議の公開・非公開については、委員会で決定します。</p>

Step3 事業者選定方式の検討

■ P F I 事業における事業者選定の方法としては、「総合評価一般競争入札方式」と「公募型プロポーザル方式」の2通りが想定されますが、「総合評価一般競争入札」によることが原則とされており、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する場合に「公募型プロポーザル方式」（競争性のある随意契約）が認められています。

P F I における民間事業者の選定方式

	総合評価一般競争入札方式	公募型プロポーザル方式
概要	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 価格だけではなく、あらかじめ示した落札者決定基準の条件を総合的に勘案して落札者を決定します。 ✓ 地方自治法等で定められている一般競争入札のひとつです。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 公募により提案書を募集し、あらかじめ示した事業者選定基準に従って優先順位を決めた後、最優先順位の者（優先交渉権者）と契約内容の交渉を行い、契約を締結するものです。 ✓ 随意契約の相手方を選定するための予備的手続きに位置づけられます。
決定後の契約交渉(文言の明確化)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 入札公告時に提示した契約書案などの条件は変更できません。要求水準を達成するための事業の実施手順に関する契約の細目を交渉することとなります。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 契約内容の詳細は、契約交渉で決められます。ただし、選定されなかった他の民間事業者との間で不公平な取り扱いにならないよう、条件規定書で定めた基本的な事項については、変更すべきではありません。
交渉不調の場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 落札者が契約を締結しないときは、次位者以降の入札者と落札額の範囲で随意契約を行うことができます。なお、これが不可能な場合、再入札となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 次位交渉権者との交渉になります。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 落札者決定後の契約交渉の負担が少ないです。 ✓ 公募型プロポーザル方式に比較して、短期間に契約締結が可能です。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 優先交渉権者との契約交渉が可能なおことから、官民間のより適切な役割分担の構築が可能となります。 ✓ 優先交渉権者との契約交渉が困難になった場合に次位交渉権者との交渉が可能です。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 基本的に入札公告後に条件を変更することができません。 ✓ 落札者が契約を締結しない場合、次位者以降の入札者との随意契約は落札金額の範囲内でのみ可能ですが、現実的には困難であることから、改 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 契約交渉に負担がかかり、県側にも交渉を行い得る能力が必要です。 ✓ 総合評価一般競争入札と比較して、契約に長期間を要します。

	めて入札をやり直すことになりま す。	
適している 案件	✓ 民間事業者の提案に係る部分が少な く、県側が求める事業内容及びサー ビス水準について、既に固まってい る部分が多い案件に適しています。	✓ 要求水準書等であらかじめ示すこと ができる部分が限られており、民間 事業者の提案の余地が大きい案件に 適しています。

本県の事例

総合評価一般競争入札方式	公募型プロポーザル方式
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 愛知県産業労働センター整備・運営事業 ✓ 浄水場排水処理施設整備・運営事業 (愛知用水地域、三河地域、尾張地域) ✓ 豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業 等 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 愛知県森林公園ゴルフ場施設整備等事業 ✓ 愛知県国際展示場コンセッション ✓ 愛知県有料道路運営等事業

■なお、下記に示す基準金額を超える場合は、WTO政府調達協定の適用を受け、特例政令（平成7年政令第372号「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」）及び、平成7年12月22日規則第96号「物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則」に沿った手続きが求められます。

WTO政府調達協定の適用を受ける場合の取扱い

項 目	内 容										
適用対象基準額	<p style="text-align: center;">政府調達協定の適用対象基準額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>契約内容</th> <th>基準金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物品などの調達契約</td> <td>3千6百万円以上</td> </tr> <tr> <td>特定役務のうち建設工事の調達契約</td> <td>27億2千万円以上</td> </tr> <tr> <td>特定役務のうち建築のためのサービス、エンジ ニアリング・サービスその他の技術的サービス の調達契約</td> <td>2億7千万円以上</td> </tr> <tr> <td>特定役務のうち、上記以外の調達契約</td> <td>3千6百万円以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※PFIでは、公共施設等の建築のみならず、維持管理・運営も行うため、政府調達協定の対象・対象外のもの混合した契約となる可能性が高くなります。このような場合は、主目的である調達に着目し、契約の全体予定価格（主目的の調達とそれ以外の調達との合計金額）が、主目的の調達の適用基準額を超えると、政府調達協定の対象となります。</p> <p>※適用対象基準額は、2年毎に見直されており、上記は、2024年4月1日から2026年3月31日の間に適用されるものです。詳しくは官邸又は外務省のWEBページを参照し、事業実施時期に応じて基準額を確認してください。</p>	契約内容	基準金額	物品などの調達契約	3千6百万円以上	特定役務のうち建設工事の調達契約	27億2千万円以上	特定役務のうち建築のためのサービス、エンジ ニアリング・サービスその他の技術的サービス の調達契約	2億7千万円以上	特定役務のうち、上記以外の調達契約	3千6百万円以上
契約内容	基準金額										
物品などの調達契約	3千6百万円以上										
特定役務のうち建設工事の調達契約	27億2千万円以上										
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジ ニアリング・サービスその他の技術的サービス の調達契約	2億7千万円以上										
特定役務のうち、上記以外の調達契約	3千6百万円以上										

特例政令での主な規定	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一般競争入札参加者の事業所在地に関する資格を定めることができません。 ✓ 一般競争入札の公告の際には、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定による事項（入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項）のほか、特例政令で定める次の事項等についても公告をしなければなりません。 <ul style="list-style-type: none"> • 競争入札に付する事項 • 契約条項を示す場所 • 入札保証金に関する事項 • 入札説明書の交付に関する事項 • 落札者の決定の方法 など ✓ 協定の対象となる事業は、原則的に総合評価一般競争入札方式を採用することとなり、随意契約によることができる場合は、限定されています。
------------	---

Step4 実施方針の作成

■事業担当課は、PFI事業の実施にあたり、実施方針を作成します。

■実施方針の公表の見通しが立った場合は、策定見通しを公表する必要があります。公表する内容は、「特定事業の名称、期間、概要」「公共施設等の立地」「実施方針を策定する時期」です。

実施方針に定める内容例

項 目	内 容
特定事業の選定に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業内容に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> • 公共施設等の種類 • 公共施設等の管理者等の名称 • 事業目的 • 提供される公共サービスの内容 • 事業に必要とされる根拠法令・規則、許認可事項等 • 想定される事業形態（公共施設等の管理者等の費用負担形態、利用者の料金負担のあり方及び民間事業者の併設事業の範囲、事業期間、事業終了時における施設の移管に関する方法や条件等） ✓ 選定に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> • 選定の基準 • 選定結果の公表
民間事業者の募集及び選定に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 公募等の具体的方法 ✓ 募集期間 ✓ 民間事業者が備えるべき参加資格要件 ✓ 応募に係る提出書類

	<ul style="list-style-type: none"> ✓選定基準（総合評価方法の活用、段階方式の採用・各段階の選定基準等） ✓選定結果及び選定における客観的評価の公表方法
民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担 ✓提供されるサービス要求仕様（性能に関する仕様） ✓公共施設等の管理者等による支払いに関する事項 ✓民間事業者による設計・建設・維持管理・運営に関する責任の履行に関する事項 ✓事業の実施状況の監視（主体、頻度、内容・基準、結果の公表）
公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓所在地、面積、地目、現況 ✓施設の立地条件（都市計画等法令上の規制等） ✓土地の取得等についての公共施設等の管理者等による措置 ✓国有財産を使用する場合の措置 ✓公共施設等の規模、配置
事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓協議、調停、仲裁、裁判 ✓裁判管轄の指定
事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓想定される事業継続が困難となり得る事由の具体的列挙と対応措置 ✓事業破綻事由に至った場合の具体的対応措置及び責任の負担（介入権、契約解除、事業引継ぎ（金融団との直接協議に関する事項等）、施設の移管等破綻事由に応じて事業計画又は協定において約定すべき事項
法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓法制上の措置に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に必要な許認可に関連した措置がある場合は、その具体的内容 ✓税制上の措置に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・適用可能な税制上の特例措置がある場合は、その具体的内容 ✓財政上の支援に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・（地方公共団体から）出資がある場合には、その内容及び条件 ✓金融上の支援に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・無利子融資枠が予算計上されている場合には、その対象となる事業の条件 ・日本政策投資銀行等の出融資制度の対象事業に該当する場合は、その制度概要 ・資金の融通のあっせんがある場合には、あっせん先の金融機関及び供与条件
その他特定事業の実施に関し必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓契約に当たって議会の議決を経る必要の有無 ✓法の定めのあるもののほか情報公開の対象及び公開方法 ✓環境保全への配慮及び環境アセスメントの実施に関する事項 ✓実施方針に関する問合せ先

■既に県が基本設計や実施設計まで行った事業をPFI事業として実施する場合には、VE提案（Value Engineering：バリュー・エンジニアリング）を活用する方法があります。

✓ VE提案とは、県が提示した基本設計や実施設計に対して、民間事業者が施設の機能、性能等を低下させることなく、コストを引き下げる技術的な改善提案を行うもので、民間が有する技術力の一層の活用と、その技術力の活用によりさらなるコストの削減を図ることが可能となります。

■VE提案を募集するにあたっては、実施方針の中にVE提案に係る項目を盛り込むとともに、「VE提案要領」を別途策定します。

VE提案要領の記載事項例

項 目	内 容
概要	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 総則（VE提案の目的など） ✓ VE提案に関するスケジュール ✓ VE提案の範囲
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ✓ VE提案に関する質問及び回答方法 ✓ VE提案書の提出方法 ✓ VE提案の審査方法 ✓ 審査結果の通知方法
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ VE提案の内容の保護 ✓ VE提案に要する費用負担 ✓ 原設計図書・VE提案書の責任の所在 ✓ 採用されたVE提案が実施できなくなった場合の措置 ✓ 著作権の帰属（原設計図書の部分、VE提案によって変更された設計内容部分等） など

Step5 事業者選定委員会での検討

■事業者選定委員会において、事業担当課が作成した実施方針の原案を検討します。

Step6 実施方針の公表、説明会の開催

■民間事業者の準備期間の確保や、民間事業者からの意見を十分得るため、実施方針の公表は、できる限り早い段階で行います。

実施方針の内容が相当程度備わった段階で早期に公表し、検討の進展状況や、民間事業者からの意見を踏まえながら、内容を順次補完していくことも可能です。

実施方針の公表

項 目	内 容
公表手段	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 県政記者クラブに対する記者発表 ✓ 県WEBページへの掲載
公表項目	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 実施方針（本文） ✓ 実施方針（概要） ✓ 実施方針閲覧方法
説明会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 必要に応じて説明会等を開催し、実施方針の内容を十分周知します。 ✓ 説明会への民間事業者の参加状況から、当該事業に関心を示している民間事業者の数や業種などがある程度把握することができます。

- なお、入札公告の際に必要な要求水準書や契約書案は、民間事業者が提案内容を検討する上で、非常に重要なものであることから、できる限り実施方針の公表に併せて案段階のものを公表することが望まれます。

Step 7 実施方針に対する質問・意見への対応

- 事業担当課は、実施方針に関する民間事業者からの質問・意見を受け付け、回答を公表します。民間事業者からの質問・意見を踏まえ、有用な質問・意見があった場合には、特定事業の選定時や民間事業者の募集時にその内容を反映させることが適当です。
- 実施方針の変更等を行った場合には、遅滞なく公表しなければなりません。

実施方針に対する質問・意見への対応

項 目	内 容
受付時期	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 民間事業者が十分検討を行える期間を確保するため、実施方針の公表から質問・意見等の受付開始までに最低2週間程度確保します。 ✓ 質問・意見等の受付期間は1週間程度確保します。
受付方法	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 郵送 ✓ 電子メール ✓ 持参
回答の作成	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 実施方針等に対する質問等は、事業担当課がとりまとめ、関係部局と適宜調整しながら回答を作成します。 ✓ この回答の作成には、3週間程度を目安として確保します。
回答方法	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 作成した回答は、県WEBページへの掲載などにより、原則として民間事業者全体に対して広く公表します。 ✓ ただし、公表することにより民間事業者の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、公表しません。

3 特定事業の選定（P F I 法第7条）

- 実施方針に対して寄せられた民間事業者からの質問・意見等を踏まえるとともに、P F I 事業での実施可能性を再度検討し、実施を決定した場合には、P F I 法第7条に定める「特定事業の選定」に関する手続きを行います。
- P F I 事業は、債務負担行為の設定が必要な長期契約となるため、議会の会期を見据えてP F I 事業開始までのスケジュールを構築する必要があります。

特定事業の評価・選定・公表に関する業務フロー

業 務 フ ロ ー	内 容
Step1 特定事業の選定に関する検討	✓実施方針に対して寄せられた質問・意見等を踏まえるとともに、事業内容やV F M等を再度検討したうえで、P F I での実施を決定した場合には、特定事業の選定の公表原案を作成します。
Step2 事業者選定委員会での検討	✓事業者選定委員会を開催し、事業担当課が作成した原案を検討します。
Step3 特定事業の選定結果等の公表	✓県公報、記者発表、県WEBページを活用し、特定事業の選定結果等の公表をします。
Step4 議会の議決（債務負担行為の設定）	✓P F I 事業契約は長期契約となることから、債務負担行為を設定し、議会の議決を得ます。（独立採算で県の負担がない場合等を除く。）

Step1 特定事業の選定に関する検討

- 実施方針に対して寄せられた質問・意見等を踏まえるとともに、事業担当課は事業内容やV F M等を再度検討します。
- 特定事業の選定を行うかどうかは、P F I 事業として実施することにより、県自らが実施する場合と比較してV F Mがあることを確認できることが判断基準の基本となります。
- このV F Mの評価は、特定事業の選定にあたって、必ず行わなければなりません。V F Mの算定は、可能な範囲において極力精度を確保する必要がありますが、客観性及び透明性の向上を図りつつ、算定のために多大な労力をかけすぎることのないよう留意する必要があります。
- 以上の検討によりP F I 事業の実施を決定した場合には、特定事業の選定の公表原案を作成します。

特定事業の選定の公表内容

項 目	内 容
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業場所 ✓ 事業内容 ✓ 事業期間 ✓ 事業方式 など
県の財政負担見込額、県が直接事業を実施する場合とPFI事業として実施する場合とを比較した評価 (VFM)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 県の財政負担見込額 <ul style="list-style-type: none"> • 将来の費用として見込まれる財政負担の総額を算出し、現在価値に換算して評価しますが、公表することで、その後の入札等において正当な競争が阻害される恐れがある場合等には、県の財政負担縮減の額又は割合の見込みのみを示すこととしても差し支えありません。 ✓ 県の財政負担縮減額又は縮減割合の評価 <ul style="list-style-type: none"> • 前提条件 (算定対象となる経費の主な内訳、資金調達条件等) • 算定方法 • 評価結果 ✓ PFI事業として実施することの定性的評価 ✓ 民間事業者に移転されるリスクの評価 ✓ 総合的評価

Step2 事業者選定委員会での検討

■ 事業者選定委員会において、事業担当課が作成した公表原案を検討します。

(実施方針の策定時において、VFMなど特定事業の選定に関する重要な事項について併せて検討がなされ、その後大きな変更がなかった場合には、省略しても差し支えありません。

Step3 特定事業の選定の公表

■ 特定事業の選定の公表は、次のとおり行います。

特定事業の選定の公表

項 目	内 容
公表手段	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 県政記者クラブに対する記者発表 ✓ 県WEBページへの掲載
公表項目	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 特定事業の選定の本文

Step4 議会の議決（債務負担行為の設定）

■ P F I 事業契約は長期契約となるため、予算で債務負担行為を設定し、議会の議決を得る必要があります。（独立採算等、債務負担行為の設定が必要ない場合等を除く。）

債務負担行為の設定

項 目	内 容
債務負担行為の限度額	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 特定事業の評価により得られた P F I 事業者との契約予定金額であり、その内容は、建物等の建設・取得・維持管理・運営に関する費用の総額、つまり県が P F I 事業者を支払う総額となります。 ✓ この限度額は、金利やインフレ率を含んだもので、現在価値に割り引く前の額とします。
債務負担行為の期間	<ul style="list-style-type: none"> ✓ P F I 事業の契約期間とします。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 債務負担行為については、債務負担行為を設定した年度内にその債務の原因となる契約手続きを完了させる必要があります。当該年度内に契約手続きが完了しない場合には、次年度に再度債務負担行為を設定する必要があります。 ✓ P F I 法に基づいて設定される債務負担行為は、効率的かつ効果的な公共施設等の整備のために設定されるものであり、「もっぱら財源調達の手段として設定する債務負担行為」には該当しないと解されています。 しかし、この場合においても、財政の健全性を確保するため、P F I 事業における債務負担行為に係る支出のうち、施設整備費や用地取得費に相当するもの等公債費に準ずるものは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率の算定対象となることに留意する必要があります。

4 民間事業者の選定（PFI法第8条第1項）

■特定事業の選定に引き続き、当該特定事業を実施する民間事業者を選定します。

民間事業者の選定に関する業務フロー

業 務 フ ロ ー		内 容
総合評価一般競争入札方式	公募型プロポーザル方式	
Step1 入札説明書等の原案作成	Step1 募集要項等の原案作成	✓事業担当課において、民間事業者の選定にあたって必要となる書類の原案を作成します。
Step2 事業者選定委員会での検討	Step2 事業者選定委員会での検討	✓事業者選定委員会を開催し、事業担当課が作成した原案を検討します。
Step3 入札公告、説明会の開催	Step3 公募、説明会の開催	✓民間事業者の募集に関する公告等を行うとともに、必要書類を配布します。また、説明会を開催します。
Step4 入札公告に対する質問への対応	Step4 公募に対する質問への対応	✓民間事業者からの質問を受け付け、回答します。 ✓民間事業者と意思疎通を図る場合には対話を行います。
Step5 落札者の選定・公表	Step5 優先交渉権者の選定・公表	✓事業者選定委員会を開催し、民間事業者の選定、公表を行います。
Step6 PFI事業として実施しない場合の措置	Step6 PFI事業として実施しない場合の措置	✓PFI事業として実施することができないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消します。

Step1 入札説明書〔募集要項〕等の原案作成

■民間事業者の選定にあたって必要となる書類は、以下のとおりです。

これらの書類は、入札公告〔公募〕時に公表されるものですが、民間事業者が提案内容を検討するうえで重要なものであり、実施方針の公表時などできるだけ早い段階で原案を公表し、民間事業者からの意見を受け付け、有用な意見は反映しておくことが必要です。

■また、事業者選定委員会において、事業担当課が作成した入札説明書等の原案を検討します。

民間事業者の募集にあたって必要となる主な書類の例

必 要 書 類		概 要
総合評価一般競争 入札方式	公募型プロポーザル 方式	
入札説明書	募集要項	✓ 事業の概要、民間事業者の選定など民間事業者の募集にあたっての基本的事項について示したものであり、要求水準書、落札者決定基準、契約書案、モニタリング基本計画は、この書類の別添の形となります。
要求水準書	要求水準書	✓ 施設やサービスの具体的な要求水準を示すものであり、民間事業者のノウハウを活かすため性能発注の形をとります。
落札者決定基準	事業者選定基準	✓ 要求水準書等で示した内容や価格等を評価項目として設定し、民間事業者からの提案書を採点する基準を示したものです。
契約書案	条件規定書	✓ P F I 事業に係る責任とリスクの分担その他契約の当事者の権利義務を定めるものです。
モニタリングの基本計画	モニタリングの基本計画	✓ 要求水準書との対応関係を明記したモニタリングの基本的事項を示すことで、P F I 事業者が実際に提供するサービスの達成度を確認するために定めるものです。

- 入札説明書〔募集要項〕の構成例は次のとおりですが、事業内容により様々な構成が考えられますので、アドバイザーの意見を踏まえながら十分検討したうえで作成します。
- また、入札説明書の内容を補足するため、付属資料としてリスク分担表（最終案）、サービス対価の支払方法、契約終了の方法、様式集などを作成します。

入札説明書〔募集要項〕の事項例

項 目	内 容
入札説明書〔募集要項〕の定義	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業名称、事業目的、施設等の概要、P F I 事業の範囲、事業期間、事業方式 ✓ 費用の負担 ✓ 遵守すべき法令等
入札参加に関する条件〔応募要件〕等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 入札参加者〔応募者〕の資格要件 ✓ 入札〔応募〕に関する留意事項 ✓ 選定のスケジュール・手続き
民間事業者の選定	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 民間事業者の選定方法（総合評価一般競争入札方式・

	公募型プロポーザル方式による旨の記述等) ✓ 事業者選定委員会の設置 ✓ 審査の方法（入札説明書〔募集要項〕に添付する落札者決定基準〔事業者選定基準〕による旨の記述等) ✓ 審査事項（審査の視点・審査項目（落札者決定基準〔事業者選定基準〕の概要）の記述等) ✓ 選定結果の通知及び公表方法
提示条件	✓ 事業フレーム ✓ 設計・建設・維持管理・運営の業務内容等 ✓ 土地の使用等 ✓ 民間事業者の事業契約上の地位 ✓ 特別目的会社（SPC）の設立 ✓ 契約保証金 ✓ 保険 ✓ 県とPF事業者の責任分担 ✓ 財務書類の提出 ✓ 県による事業の実施状況の監視
事業実施に関する事項	✓ 誠実な業務遂行義務 ✓ グループ構成員の役割 ✓ 事業期間中のPF事業者と県の関わり ✓ 支払い手続き
契約の考え方	✓ 契約手続き ✓ 契約の枠組み
提出書類・作成要領	✓ 提出書類 ✓ 作成要領

■要求水準書は、施設やサービスの具体的な要求の水準を示すものであり、民間事業者のノウハウを活かすため性能発注の形をとります。

ただし、全て性能発注では非常に大部の複雑な記述が必要になる場合には、仕様規定を一部に採用することによって、よりよいVFMの達成や適切なリスク移転につながる場合もあります。事業内容により様々な内容が考えられますので、アドバイザーの意見を踏まえながら十分検討したうえで作成します。

要求水準書の事項例

項 目	内 容
総論	✓ 事業目的や施設概要、民間事業者に期待する役割など、事業全体を理解するために必要な情報や県の考え方を記載します。 ✓ 事業全体で遵守すべき法令や基準等について記載します。

施設整備業務 (設計・建設)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設計、建設に係る前提条件（対象用地、インフラ状況、事業期間、延床面積、利用者数、開業日数・時間、施設の仕様等）を記載します。 ✓ 業務範囲や内容を具体的に記載します。その際、役割分担や費用負担区分も明確にすることが望ましいと考えられます。 ✓ 施設は諸室の性能や備品等について、設備は電気、機械、空調などの区分毎に、民間事業者に求める業務要求水準を記載します。 ✓ 設計、建設の手順、実施体制について記載します。
サービス提供業務 (維持管理・運営)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 維持管理業務や運営業務などサービス提供業務全般について、前提条件を記載します。 ✓ 業務範囲や内容を具体的に記載します。その際、役割分担や費用負担区分も明確にすることが望ましいと考えられます。 ✓ 維持管理業務や運営業務の項目毎（清掃、警備等）に業務要求水準を記載します。 ✓ 業務マニュアルの作成や報告書の提出、非常時・緊急時の対応などの業務実施体制や手順について記載します。
添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 前提条件となる図面、サービス提供等の現況、その他参考となる資料を添付します。

⇒詳しくは、

- ✓ 第1部「5 PFIの特徴」(P9)や内閣府「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方」を参照してください。

■落札者決定基準〔事業者選定基準〕は、要求水準書等で示した内容や価格等を評価項目として設定し、民間事業者からの提案書を採点するために作成するものです。

民間事業者の選定にあたっては、入札公告で示した手順等に従って、あらかじめ定められた基準（入札参加に関する条件等）の資格審査を実施し、入札参加資格の確認を得た者から、入札書及び提案書等を受け付けて入札を実施します。

各段階における審査の目的

審査段階	審査の目的
資格審査	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 民間事業者が入札説明書等で規定した資格要件を満たしているかを確認します。 ✓ なお、多くの参加希望者が想定される場合には、あらかじめ、この資格審査と併せて、事業に対する考え方の提案を求め、総合的な評価を行うことで、民間事業者の数を絞り込むことも可能です。
事業提案審査	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 資格審査を通過した民間事業者から提出される詳細な提案と価格に対して、総合的な評価を行います。

■資格審査と事業提案審査における評価の観点例は次のとおりです。これらの観点及びアドバイザーの意見を踏まえながら、十分検討したうえで落札者決定基準〔事業者選定基準〕を作成します。

基準の設定にあたっては、公平性、透明性、客観性の観点から、定量的な評価項目については客観的な評価基準により数値化し、数値化が困難である定性的な項目については、詳細かつ具体的に記載し、客観性を確保するよう留意する必要があります。

資格審査における評価の観点例

審査項目	評価の観点
入札参加者（応募者）の構成	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 構成員が明記されていること（代表企業、設計企業、建設企業、維持管理企業、運営企業等）。 ✓ 構成員が他の入札参加者〔応募者〕の構成員となっていないこと。
参加資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業を効率的かつ効果的に実施できる経験を有していること。 ✓ 建設企業は建築一式工事について特定建設業の許可を有していること。
構成員の制限	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札の参加者の資格）に該当しないこと。 ✓ PFI法第9条の欠格事由（法人でない者等）に該当しないこと。 ✓ 県の指名停止措置を受けていないこと。 ✓ 最近1年間の法人税、法人事業税を滞納していないこと。 ✓ 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。 ✓ 経営不振の状態（破産手続、民事再生手続、会社更生手続もしくはその他類似の手続開始の申し立てがなされたとき等）にないこと。 ✓ 本事業に係る県側のアドバイザー業務に関与した者でないこと。
事業に対する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業実施体制についての考え方（事業を担うことができる運営体制（企業連携）が計画されていること、SPCの継続性・安定性が確保されていること等） ✓ 事業実施方針についての考え方（事業が抱える課題等を適切に認識していること、どのような点に民間ノウハウを発揮するか明確なこと等）

事業提案審査における評価の観点例

審査項目	評価の観点
設計・建設に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 周辺環境に調和した外観となっているか。 ✓ 施設の配置は適切に計画されているか。 ✓ 駐車場、駐輪場は適切に計画されているか。 ✓ 歩行者アクセス等に配慮した計画となっているか。 ✓ 各施設の動線は適切に計画されているか。 ✓ ユニバーサルデザインに配慮した計画になっているか。 ✓ 環境や省エネルギー・リサイクル等に配慮した計画となっているか。 ✓ 快適な室内環境（熱・光・音）が計画されているか。 ✓ 電気設備、給排水設備等は適切に計画されているか。 ✓ 構造は合理的に計画されているか。

	<ul style="list-style-type: none"> ✓適切な耐震設計がなされているか。 ✓避難システム（消火設備を含む）は適切に計画されているか。 ✓工事期間中は近隣住民に十分配慮しているか。 ✓その他設計・建設業務に関する優れた提案はあるか。
維持管理に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓維持管理業務（建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、清掃業務、外構維持管理業務等）を建物や設備等の耐用年数に合わせて実施し、施設が良好な状態で運営できるとともに、資産価値の低減を避けるような計画となっているか。 ✓緊急時等の通報に速やかに対応できる警備体制となっているか。 ✓その他維持管理業務に関する優れた提案はあるか。
運営に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓類似事業での運営経験はあるか。 ✓職員の配置計画は適切か。 ✓業務の各部門における責任の所在が明確にされているか。 ✓指揮命令系統が明確か。 ✓運営を担う職員の質の確保ができる仕組みを設けているか。 ✓利用者ニーズを把握する機会を設けているか。 ✓利用者への対応に優れた提案があるか。 ✓その他運営業務に関する優れた提案はあるか。
事業の安定性に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓事業に関して金融機関からの関心表明等は得ているか。 ✓事業収支や資金繰りなどの計画の設定条件等に具体性、妥当性があるか。 ✓運転資金等の確保に対する対応策の検討が十分になされているか。 ✓リスクが顕在化した時の対応策の検討が十分になされているか。

■落札者決定基準〔事業者選定基準〕における各項目の配点は、評価項目の重要度や、事業実施にあたっての必要性に応じて決定します。

■提案内容の性能面と価格を総合的に評価する方法として、除算方式と加算方式があります。除算方式の場合は、価格あたりの効果に重点をおいて選定ができますが、「高コスト高性能」の提案と「低コスト低性能」の提案の差別評価が難しくなるという側面があります。一方、加算方式の場合は、評価項目の配点にメリハリをつけることで、事業のどの点に重点をおくかを明確にした選定ができますが、配点に関する合意形成が難しくなるという側面があります。

二次審査における総合的な評価方式の例

	除算方式	加算方式
概要	✓提案内容の性能点を価格で割る (性能点/価格=総合評価点)	✓提案内容の性能点に価格点を加える (性能点+価格点=総合評価点)
評価のポイント	✓コストパフォーマンス	✓重点項目

- 契約書案〔条件規定書〕は、P F I 事業に係る責任とリスクの分担その他契約の当事者の権利義務を定めるものであり、次の事項等について、具体的かつ明確に取り決める必要がありますので、アドバイザーの意見を踏まえながら、十分検討したうえで作成します。
- なお、公募型プロポーザル方式の場合は、民間事業者の提案内容に応じて契約交渉が行われるため、契約書より内容が粗い「条件規定書」という形で作成されます。

契約書案〔条件規定書〕で定める事項例

項 目	内 容
当事者の負う債務の詳細及び履行方法等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ P F I 事業者により提供されるサービスの内容と質、サービス水準の測定と評価方法、県が支払うべき金額と算定方法等。 ✓ 当事者が契約に違反した場合の P F I 事業の修復、債務不履行の解消、当事者の救済等に係る措置。
P F I 事業者の履行を確保するための県による関与	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 県によるサービス水準の監視、P F I 事業者からの定期的な実施状況報告及び公認会計士等の監査を経た財務状況報告等。 ✓ P F I 事業に重大な影響を与える恐れがある事態が生じた場合の P F I 事業者による県への報告、専門家などの第三者による調査の実施等。 ✓ その他安全性の確保、環境の保全に対する検査、実施状況の監視など P F I 事業の適正かつ確実な実施の確保に必要な合理的な措置。
リスク分担等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 想定されるリスクをできる限り明確化したうえで、当該リスクを最も管理できる者がリスクを負担する観点から、P F I 事業に係るリスクを県と P F I 事業者で分担。 ✓ 合理的な手段で軽減又は除去できるリスクとして措置を講ずるものの範囲、内容等。
P F I 事業が終了する時の取扱い等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ P F I 事業の終了時期、P F I 事業終了時における資産の取扱い等。
P F I 事業の継続が困難になった場合の措置等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ P F I 事業の継続が困難となる事由と当該事由が生じた（生じる恐れがある）場合の当事者のとるべき措置。 ✓ P F I 事業破綻時における公共サービスの提供の確保に係る措置。
契約の解除条件等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 契約の解除条件となる事由、及び、当該事由が生じた場合の当事者のとるべき措置。
契約の疑義等の解消手続き等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 契約の解釈に係る疑義、契約に規定のない事項について係争が生じた場合の措置及び手続き等。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ✓ P F I 事業者が P F I 事業以外の事業に従事する場合で、P F I 事業に係る公共サービスの提供に影響を及ぼす恐れがあるときの、影響を回避するために必要な措置等。

⇒詳しくは、

- ✓ 内閣府「契約に関するガイドライン」を参照してください。

- 要求水準書との対応関係を明記したモニタリングの基本計画を作成し、公募の際に提示する必要があります。

モニタリングの基本計画は、民間事業者が実際に提供するサービスの達成度を確認することを目的に作成されるものであり、モニタリングの指標が要求水準及び支払いメカニズムと一体的に検討、設定されることが重要です。事業契約締結後に基本計画と民間事業者の提案内容を踏まえたうえで、モニタリングの実施計画を策定することとなります。

モニタリングの基本計画の事項例

項目	内容
総論	✓目的・位置付け、体制、モニタリング対象業務、モニタリング実施計画の変更への対応
建設モニタリング	✓モニタリングの方法（書類確認、現場確認等）、未達成となった場合の措置
サービス提供時モニタリング	✓モニタリングの方法（日常モニタリング、定期モニタリング、随時モニタリング）、モニタリングの種別（業務評価、施設の利用可能性）、未達成の場合の措置（修復期間、ペナルティポイント付与、減額措置、業務是正に関する措置）

⇒詳しくは、
 ✓内閣府「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方」、「モニタリングに関するガイドライン」を参照してください。

Step2 事業者選定委員会での検討

- 事業者選定委員会において、事業担当課が作成した入札説明書〔募集要項〕等の原案を検討します。なお、特定事業選定時において、入札説明書〔募集要項〕等の原案について併せて検討がなされ、その後大きな変更がなかった場合には、省略しても差し支えありません。

Step3 入札公告〔公募〕、説明会の開催

- 民間事業者の募集を正式に開始できる段階に至った場合には、愛知県財務規則等に基づいて入札公告〔公募〕を行います。
- また、入札公告〔公募〕後は、入札説明書〔募集要項〕、要求水準書、契約書案〔条件規定書〕、落札者決定基準〔事業者選定基準〕などを民間事業者に配布しますが、できる限り説明会や現地見学会を開催し、事業内容を周知します。

入札公告〔公募〕等の公表

項目	内容
公表手段	<ul style="list-style-type: none"> ✓愛知県公報への登載 ✓県政記者クラブに対する記者発表

	✓県WEBページへの掲載
公表項目	✓入札説明書〔募集要項〕 ✓要求水準書 ✓契約書案〔条件規定書〕 ✓モニタリングの基本計画 ✓落札者決定基準〔事業者選定基準〕 など
説明会等の開催	✓できる限り説明会や現地見学会を開催し、入札説明書〔募集要項〕等の内容を十分周知します。

Step4 入札公告〔公募〕に対する質問への対応

- 入札公告〔公募〕の内容に対する疑問点を解消するために、民間事業者から質問を受け付け、回答を行います。回答にあたっては、民間事業者が十分な検討を行えるよう、入札公告〔公募〕から質問提出期限までの期間を十分に確保する必要があります。

入札公告〔公募〕に対する質問への対応

項目	内容
受付時期	✓民間事業者が十分検討を行える期間を確保するため、入札公告〔公募〕から質問の受付開始までに最低2週間程度確保します。 ✓質問の受付期間は1週間程度確保します。
受付方法	✓郵送 ✓電子メール ✓持参
回答の作成	✓質問は、事業担当課がとりまとめ、関係部局と適宜調整しながら回答を作成します。 ✓この回答の作成期間は3週間程度を目安として確保します。
回答方法	✓作成した回答は、県WEBページに掲載することなどにより、原則として民間事業者全体に対して広く公表します。 ✓回答は、民間事業者の応募の検討に間に合う時期に行う必要があります。

- 質問の対応以外にも、PFI事業の事業目的を明確に伝えるとともに、民間事業者との意思の疎通を図るために、リスク分担や施設設計等について対話を行う方法もあります。対話を行う場合には、公平性・透明性を担保するため、実施方針等においてその旨を明記し、応募者全員に対して共通の方法で行います。
- 要求水準を満たすための有力な方法が複数存在し、高度な技術や優れた工夫を含む幅広い提案が行われることが想定され、提案書のみでは提案内容の妥当性や技術的評価、要求水準の達成度の確認が困難だと見込まれる場合には、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に準じて導入された技術提案制度を活用できます。

なお、技術提案の内容の一部を改善することでより優れた技術提案とするための方法として、改善を求める又は提案の機会を与える技術対話があります。

本県の事例

- ✓ 豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業では、民間事業者がPFI事業の複雑なスキームを理解し、国の交付金を確実に活用できる事業とするため、入札参加資格確認後に、この技術対話を実施し、民間事業者が実施方針や要求水準書についての理解に齟齬がないか、確認しています。

Step5 落札者〔優先交渉権者〕の選定、公表

- 事業担当課は、事業者選定委員会を開催します。事業者選定委員会は、公平性、透明性、客観性を確保したうえで、落札者決定基準〔事業者選定基準〕に従い、落札者〔優先交渉権者〕を選定します。
- 具体的には、応募者から提出された資料の分析・整理を事務局である事業担当課が行った後で、各事業者選定委員に資料を提示・説明し、意見聴取を行います。必要に応じて、各委員の専門分野に応じた個別事項の審査検討を行った後、委員を招集した全体審査の場で総合的な評価を行い、民間事業者を選定します。

審査にあたっての留意点

項 目	内 容
客観性の確保	✓ 各項目について、複数の委員による評価を行うなど、評価の客観性を確保するような措置を講じることが適当です。
先入観の排除	✓ 評価に対する先入観を排除するため、提案内容の評価が終了するまでは、提案企業名や提案価格を開示しないなどの工夫を行うことが望まれます。
ヒアリング時の注意	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 必要に応じ、各提案者からのヒアリングを実施しますが、次の注意が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 提出書類のみを用い、他の説明用資料、模型等は使用させないこと。 ・ 委員からの質問への回答は、ヒアリング時間内に行い、追加回答、追加提出書類等は認めないこと。 ・ 先入観を排除するため、回答上必要な場合を除き、入札価格や企業名を類推させる発言や行為は認めないこと。 ・ 審査の公平性・透明性に鑑み、ヒアリング内容は記録に残し、記録のある事項以外は審査に反映させないこと。
事業者選定委員会の開催回数	✓ 審査の進捗状況等その必要性に応じ複数回開催することもあり得ます。

- 事業担当課は、事業者選定委員会における審査結果を踏まえ、落札者を決定したときは、その結果を速やかに公表します。

落札者〔優先交渉権者〕の公表

項目	内容
公表内容	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 審査の経過 ✓ 審査方法（審査項目と審査基準） ✓ 審査結果（全ての参加事業者名及び点数） ✓ 事業者選定委員会の構成 など <p>※公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な理由を害するおそれのあるものを除きます。</p>
公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 愛知県公報への登載 ✓ 県政記者クラブに対する記者発表 ✓ 県WEBページへの掲載
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 当該事業に関する透明性の確保等のため、民間事業者選定後、選定事業者の事業計画に基づく県の財政負担の縮減の見込み額等についても公表することが適当です。 ✓ WTO政府調達協定の適用を受ける場合は、特例政令、及び、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則により、次の事項等について公示することが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・落札者または随意契約の相手方の住所及び氏名 ・落札金額又は随意契約に係る契約金額 ・契約の相手方を決定した手続き ・随意契約による場合には、その理由 など <p style="text-align: center;">本県の事例</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業では、WTOとしての落札者を県公報へ掲載し、県WEBページでPFI事業落札者の公表内容を掲載しています。 </div>

- 落札者〔優先交渉権者〕に選定されなかった応募者から、非選定理由の照会があった場合は、その説明を事業担当課が行います。

Step6 PFI事業を実施しない場合の措置

- 民間事業者の募集及び評価・選定に係る過程の中で、民間事業者の応募状況等から、PFI事業を実施することが適当でないとして事業担当課が判断した場合等には、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消します。この場合、事業担当課は、その旨を速やかに公表します。

5 契約等の締結

- 事業担当課は、落札者〔優先交渉権者〕に選定された民間事業者と契約条件の交渉を行い、詳細な内容を取り決めたくうえで、契約を締結します。

契約等の締結に関する業務フロー

業務フロー	内容
Step1 契約交渉（文言の明確化）	✓ 落札者〔優先交渉権者〕の提案内容を踏まえて、詳細な契約内容を取り決めます。
Step2 仮契約の締結・議会の議決（指定管理者の指定、契約）	<ul style="list-style-type: none"> ✓ PFI契約の予定価格の金額のうち維持管理、運営等に要する金額を除いた施設等の買い入れ又は借入れの金額が5億円以上となるPFI契約を締結する場合、議会の議決が必要であり、その場合は、仮契約を締結したうえで、議会の議決を得ます。 ✓ 指定管理者制度を活用する場合、指定管理者の指定及び期間について、議会の議決が必要です。
Step3 契約の締結、公表	✓ 正式な契約を締結し、契約内容を公表します。
Step4 直接協定（ダイレクトアグリーメント）の締結	✓ 事業担当課とPFI事業者に融資する金融機関との間で、PFI事業者の事業実態や経営状態等に関する相互通知義務などを定めたダイレクトアグリーメントを締結します。

Step1 契約交渉（文言の明確化）

- 総合評価一般競争入札方式の場合には、入札公告時において公表された契約書案について、事業者選定後、交渉によりその内容を変更することはできませんので、契約書案の内容を変更しない範囲で、要求水準を達成するための事業の実施手順や民間事業者から提案のあった項目に関する契約の細目などを交渉することとなります。

- 公募型プロポーザル方式では、条件規定書を補完し、民間事業者の提案を取り込んでいくために契約交渉を行います。ただし、選定されなかった他の民間事業者との間で不公平な取り扱いにならないよう、条件規定書で定めた基本的な事項については、変更すべきではありません。

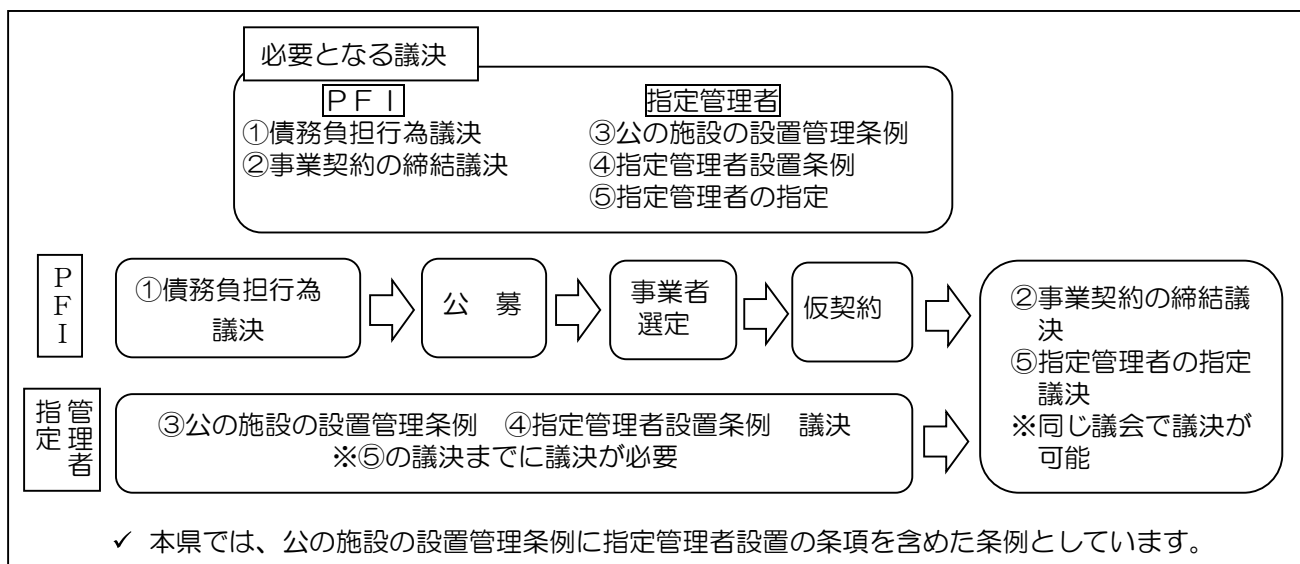
事業者選定方式の差による交渉の制約

項目	総合評価一般競争入札方式	公募型プロポーザル方式
入札公告〔公募〕時の条件	✓変更不可	✓ 価格・リスク分担などの基本的事項は変更不可
入札公告〔公募〕時に指定していない事項の扱い	✓民間事業者への強制は不可	✓ 民間事業者との契約交渉の中で決定

Step2 仮契約の締結、議会の議決（指定管理者の指定、契約）

- PFI法第12条及び同法施行令の規定により、県においては、PFI契約の予定価格の金額のうち維持管理、運営等に要する金額を除いた施設等の買入れ又は借入れの金額が5億円以上となるPFI契約については、あらかじめ議会の議決を経なければなりません。
- したがって、議会の議決を要する契約の場合は、事業担当課と民間事業者との間で仮契約を締結したうえで、契約の締結議案を議会に提出し、その議決を得ます。
- 指定管理者制度を利用する場合には、PFI法第13条を踏まえ、維持管理、運営等の契約を締結する際に指定管理者の指定の議決も得ます。PFI法上の事業契約と指定管理者制度は、別の制度であり、一方の手続きが「自動的」に他方の手続きを兼ねることはできません。ただし、PFI事業の事業契約に係る議決と、PFI事業の民間事業者を指定管理者として選定する議決を同じ議会において行うことが可能です。

議決のスケジュール例



本県の事例

- ✓ 愛知県産業労働センター整備・運営事業では、施設の設置条例、契約議案と指定管理者の指定議案を平成18年9月議会に議決を得ています。

- また、指定管理者制度では、指定管理者との間で、指定管理期間全般にわたる包括的な「基本協定」と指定管理料や事業内容などを毎年度定める「年度別協定」を締結します。この協定とPFI事業契約書との関係について、事業契約書のみをもって協定とすることも理論的には可能ですが、多くの場合、指定管理者との年度別協定もあわせて作成しています。

Step3 契約の締結、公表

- 議会の議決を得た後、事業担当課と民間事業者は、正式な契約を締結します。
- 事業担当課は、PFI事業者と取り決めた下記の契約内容を公表し、少なくとも公表した日の翌日から起算して1年間が経過する日まで掲示又は閲覧に供します。なお、契約金額の変更を伴う場合は変更後の契約内容及び理由を公表します。
また、設計や施工・企画・運営面でのノウハウなど、PFI事業者の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある事項については、除外します。

契約内容の公表

項 目	内 容
公表する事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 公共施設等の名称及び立地 ✓ 選定事業者の商号又は名称 ✓ 公共施設等の整備等の内容 ✓ 契約期間 ✓ 契約金額（契約金額が存在しない場合を除く。） ✓ 契約終了時の措置に関する事項 ✓ 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
公表手段	✓ 県WEBページへの掲載
留意事項	✓ 契約金額の変更を伴う事業契約の変更をしたときは、変更後の事業契約の内容及び変更の理由を公表します。

Step4 直接協定（ダイレクトアグリーメント）の締結

- 直接協定（Direct Agreement：ダイレクトアグリーメント）とは、PFI事業者による事業の実施が困難となった場合に、SPCへ資金供給している金融機関が県に対して、PFI事業契約の解除権行使を一定期間留保することを求め、金融機関によるPFI事業に対する一定の介入を可能にするための協定です。
- 直接協定では、要求水準の未達や期限の利益の喪失など、一定の事項が生じた場合の相互通知義務、PFI事業者の発行株式や保有資産への金融機関の担保権の設定に対する県の承諾など、行政と金融機関がどのような監視を行うか、問題が生じた場合の対応方法を規定します。

主な協定項目

項 目	内 容
協定の項目	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業契約、融資契約の遵守等 ✓ 県から金融機関への通知、相殺権の行使、担保権設定などに関する承諾等 ✓ 事業遂行状況に関する協議 ✓ 金融機関から県への通知、担保権の実行等

	<ul style="list-style-type: none">✓通知先、有効期間、秘密保持等✓PFI事業者と金融機関との間のリスク分担の情報提供等✓その他
--	--

⇒直接協定の締結に当たっては、アドバイザーへの相談のほか、詳しくは、

- ✓ 内閣府の「PFI事業の課題に関する委員会」が策定した「PFI事業の課題に関する検討報告書～直接協定の典型例について～」を参照してください。

6 事業の実施、事業の監視等（PFI法第14条第1項）

- PFI事業の実施に伴って、事業担当課は、そのサービス水準が適切に保たれているか、監視（モニタリング）等を行います。
- また、民間事業者がPFI事業を立ち上げる際の支援として、PFI法第80条において、必要に応じて職員の派遣や出張等の配慮を加えるよう、努めるものとされています。

PFI事業の実施、事業の監視等に関する業務フロー

業務フロー	内容
Step1 事業の実施	✓ PFI事業者と締結した契約に従い、PFI事業が実施されます。
Step2 事業の監視等	✓ 事業担当課は、PFI事業のサービス水準が適切に保たれているか監視等を行います。

Step1 事業の実施

- PFI事業者（SPC）との契約締結後、PFI事業は契約に従って実施されます。県は民間事業者の募集時に示したモニタリングの基本計画を踏まえ、モニタリングを実施するための計画を策定し、次に示す「事業の監視等」により、PFI事業者（SPC）の提供するサービスが、規定した水準に達しているかどうかを把握・評価します。

Step2 事業の監視等

- 事業担当課は、PFI事業者から提供される公共サービスの水準について、契約に定めた範囲内で、モニタリングを実施するための計画に基づいて、以下により監視を実施します。

事業の監視方法

項目	内容
監視の方法	✓ 事業の実施状況に関する定期的な報告。 ✓ 公認会計士等による監査を経た財務の状況についての報告書（附属明細書を含む）の定期的な提出。 ✓ PFI事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある事態が発生した場合には、早急な報告、及び、第三者である専門家による調査の実施と、その調査報告書の提出。

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 県、P F I 事業者双方にとって、可能な限り労力、時間や費用のかからない方法を採用するものとします。 ✓ 必要に応じて、県による施設巡回、業務監視、P F I 事業者に対するヒアリング等が行えるようにします。 ✓ 監視の結果がサービス料の支払いに結びつく事項については、可能な限りその内容や水準を数値化して、客観性を確保します。 ✓ P F I 事業の実施に係る透明性を確保するため、監視の結果について、必要に応じ県民等に対し公開するものとします。
------	--

⇒詳しくは、

- ✓ 内閣府「モニタリングに関するガイドライン」を参照してください。

7 事業の終了

- 契約に定める事業の終了時期となったときは、PFI事業は終了となりますので、土地の明渡しなど、あらかじめ契約で定められた資産の取り扱いに則った措置を講じます。

PFI事業の終了に関する業務フロー

業務フロー	内容
Step1 事業終了時の対応	✓ 土地の明け渡しなど、あらかじめ契約で定められた資産の取り扱いにのっとった措置を講じます。
Step2 事後評価	✓ 事業評価報告書を作成し、県全体におけるノウハウの蓄積を図ります。

Step1 事業終了時の対応

- 契約に定める事業の終了時期の到来により、PFI事業は終了となります。この時、土地等の明け渡し等、あらかじめ契約で定められた資産の取り扱いに則った措置を適切に講じます。

Step2 事後評価

- 事業所管課はPFI事業終了時に、事業評価報告書を作成し、県全体におけるノウハウの蓄積を図ります。

事後評価報告書の内容

項目	内容
作成時期	✓ 事業終了後速やかに作成する。
記述内容	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 発生した問題とその対応方法 ✓ 県の事業運営、管理体制の問題点とその改善方法 ✓ 当初の事業開始時点から変化した内容等 ✓ 今後の課題等
提出先	✓ 愛知県PPP/PFI推進会議事務局（総務局総務部総務課）

第3部 参考資料

1 我が国におけるPFI制度の主な動き

- PFIは、1980年代のイギリスのサッチャー政権下で考案、1992年に正式導入され、有料橋、鉄道、病院、学校などの公共施設の整備やIT関連事業など、様々な分野で行われています。
- 我が国においては、1999年7月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI法」）が制定（同年9月施行）されるとともに、2000年3月には「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（以下「基本方針」）が策定され、PFIが導入されました。

我が国におけるPFI制度に関する主な動き

年 月	内 容
1999年 7月	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）制定（1999年9月施行）
1999年 10月	民間資金等活用事業推進委員会（PFI推進委員会）設置
2000年 3月	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」策定
2000年 3月	自治省が「地方公共団体におけるPFI事業について」を通知
2001年 1月	「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」及び「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」策定
2001年 7月	「VFM（Value For Money）に関するガイドライン」策定
2001年 12月	PFI法一部改正
2002年 4月	総務省が「地方公共団体におけるPFI事業について」の改正を通知
2003年 6月	地方自治法一部改正（2003年9月施行）
2003年 6月	「契約に関するガイドライン－PFI事業契約における留意事項について－」及び「モニタリングに関するガイドライン」策定
2005年 8月	PFI法一部改正
2005年 10月	総務省が「地方公共団体におけるPFI事業について」の改正を通知
2008年 6月	国土交通省が「国土交通省所管事業へのPFI活用に関する発注担当者向け参考書」を公表
2011年 6月	PFI法一部改正
2012年 3月	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業実施に関する基本方針」策定
2013年 6月	PFI法一部改正

2013年 6月	「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」策定
2013年 9月	「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」策定
2013年10月	「株民間資金等活用事業推進機構」設立
2014年 6月	「地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続簡易化マニュアル」策定
2014年 6月	「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」決定
2014年 9月	「PFI事業民間提案推進マニュアル」策定
2015年 9月	PFI法一部改正
2015年12月	「多様なPPP／PFI手法導入を優先的に検討するための指針」策定
2016年 3月	「PPP／PFI手法導入優先的検討規程策定の手引」策定
2016年 5月	「PPP／PFI推進アクションプラン」策定
2017年 1月	「PPP／PFI手法導入優先的検討規程運用の手引」策定
2017年 3月	「PPP／PFI地域プラットフォーム運用マニュアル」策定
2018年 6月	PFI法一部改正
2019年 3月	「PPP／PFI導入可能性調査簡易化マニュアル」策定
2021年 4月	「PFI事業における事後評価等マニュアル」策定
2022年12月	PFI法一部改正

- 2013年10月に設立された「株民間資金等活用事業推進機構」は、独立採算型等のPFI事業に対し金融支援等を実施するために設立されました。この機構の主な業務として、独立採算型等のPFI事業等に対する出融資、PFI事業者等に対する専門家の派遣及び助言を行っています。

2 本県におけるPFI事例

- 本県では、愛知県森林公園ゴルフ場施設整備等事業が最初のPFI事例となり、2024年4月までに26件を事業化しています。（PFI事業の契約締結に至っているものを「事業化」としてカウントしています）
- また、本県では、愛知県道路公社を実施主体として、有料道路の運営等事業について、全国初となる公共施設等運営事業（コンセッション方式）による運営等が行われています。

（事業期間満了：8事業、事業運営中：18事業、実施方針公表済：2事業）

事業名		事業手法	実施方針公表年度	事業終了年度
事業期間満了	愛知県営東浦住宅PFI方式整備等事業	BT	2017	2022
	愛知県営鳴海住宅PFI方式整備事業	BT	2018	2021
	愛知県営上和田住宅PFI方式整備事業	BT	2018	2021
	愛知県営西春住宅PFI方式整備等事業	BT	2018	2022
	愛知県営初吹住宅PFI方式整備等事業	BT	2018	2022
	愛知県営上郷住宅PFI方式整備等事業	BT	2019	2022
	愛知県営野並住宅PFI方式整備等事業	BT	2019	2023
	愛知県営鷺塚住宅PFI方式整備等事業	BT	2019	2023
事業運営中	愛知県森林公園ゴルフ場施設整備等事業	BOT	2003	2027
	知多浄水場始め4浄水場排水処理施設整備・運営事業	BTO	2004	2025
	愛知県産業労働センター整備・運営事業	BTO	2005	2039
	豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営事業	BTO	2009	2030
	犬山浄水場始め2浄水場排水処理及び常用発電等施設整備・運営事業	BTO	2013	2036
	豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業	RO,BTO	2013	2035
	愛知県環境調査センター・愛知県衛生研究所整備等事業	BTO	2015	2033
	愛知県有料道路運営等事業（愛知県道路公社実施事業）	コンセッション	2015	2045
	愛知県警察運転免許試験場整備等事業	BTO	2016	2034
	愛知県国際展示場コンセッション	コンセッション	2017	2034
	愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業	BTコンセッション	2020	2034
	愛知県営平針住宅PFI方式整備事業	BT	2020	2025
	愛知県営鳴海住宅PFI方式整備事業（第2次）	BT	2020	2025
	愛知県新体育館整備・運営等事業	BTコンセッション	2020	2054
	愛知県営上和田住宅PFI方式整備事業（第2次）	BT	2021	2026
愛知県営清水住宅PFI方式整備等事業	BT	2021	2026	

	愛知県営大森向住宅 PFI 方式整備事業	BT	2022	2027
	愛知県営東高森台住宅 PFI 方式整備事業	BT	2023	2027
実 施 方 針 公 表 済	愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業	BTコンセッション	2023	2046
	愛知県営岩田住宅 PFI 方式整備事業	BT	2024	2028

3 事業概要の整理

■ P F I 導入の検討にあたっては、担当する事業に関し、以下に示す「事業概要シート」で整理し、委託業務や法的規制などの事業概要を把握します（第2部「P F I 導入の検討手順」（P 29）参照）。

事業概要シート

(1)施設名	担当部課名				
	担当者名				
	連絡先				
(2)事業の内容	①施設整備（該当するものに○をつける）				
	新設 ・ 建替え ・ 大規模改修				
	②維持管理（主な業務を記載する）				
	業務名等		形態	事業費	従事人員
			委託等・直営・その他	千円/年	人
			委託等・直営・その他	千円/年	人
			委託等・直営・その他	千円/年	人
			委託等・直営・その他	千円/年	人
			委託等・直営・その他	千円/年	人
			委託等・直営・その他	千円/年	人
	③運営（主な業務を記載する）				
	業務名等		形態	事業費	従事人員
			委託等・直営・その他	千円/年	人
			委託等・直営・その他	千円/年	人
			委託等・直営・その他	千円/年	人
			委託等・直営・その他	千円/年	人
			委託等・直営・その他	千円/年	人
④施設設置者及び施設管理者に関する法的規制					
法令名		規制の内容			
⑤施設整備・運営に関する助成制度					
補助金等の名称		補助金等の内容			

(3)事業の 進捗状況	該当するものに○をつけ、下段に事業の進捗状況を記載		
	構想段階 → 計画段階 → 事業段階（基本設計済） → 事業段階（実施設計済）		
(4)事業の スケジュール	時期	スケジュールの内容	
	年 月頃		
	年 月頃		
(5)所在地	市	町	地内
(6)施設 規模	敷地面積	延床面積	階数
	m ²	m ²	階建
(7)事業費 見込み	項目	負担割合	
	①建設費	百万円	国費割合 % 県債割合 %
	②大規模修繕費	百万円	国費割合 % 県債割合 %
	③用地取得費	百万円	国費割合 % 県債割合 %
	④維持管理・運営費	百万円/年	国費割合 % 県債割合 %
(8)収入 見込み	収入見込額	摘要	
	運営収入	百万円/年	
	うち施設使用料	百万円/年	
	うち事業収入	百万円/年	
	うちその他収入	百万円/年	
(9)その他	必要に応じ、次の内容等を記載 ・設備関係の整備など、上記の区分では記入できない内容 ・PFIの導入に当たって、想定される課題 ・同種の事業へのPFI導入事例 ・その他、参考となる事項		

4 PFI導入の効果等の検討

■PFIの導入にあたっては、PFIの特徴である性能発注などの仕組みを十分に活用できるかなど、当該事業におけるPFI導入の効果等を定性的な視点から検討を行います（第2部「PFI導入の検討手順」（P29）参照）。

■具体的には、次に示すポイントを参照してPFI導入効果を検討します。

項目	ポイント	解説
PFIの特徴の活用	①性能発注を活用する	<p>✓PFIは、一定の条件の他は民間事業者の提案に任せることにより、サービス水準の向上や効率的なサービスの提供を実現するものであるため、性能発注の活用を検討する。</p> <p>✓なお、性能発注で示す水準は、PFI事業者が提供するサービスを監視する際の基準となるものであり、明確に規定する。</p>
	②設計・建設業務を民間事業者に一括で任せる	<p>✓設計業務から取組むことで、コスト削減の効果が期待できるので、その検討を行う。基本設計又は実施設計から民間事業者に任せることができない場合であっても、民間事業者がVE提案という形で設計業務に取り組むことで、民間事業者が創意工夫を行えるか検討する。</p>
	③維持管理・運営業務を民間事業者に一括で任せる	<p>✓維持管理・運営業務は、民間事業者の創意工夫の発揮の余地が大きいので、PFI事業として可能な業務の範囲を検討する。</p>
	④長期契約を活用する	<p>✓PFIは、長期間の契約を行うことで、事業コストの低減を可能とするものであるため、サービス需要の長期的な安定性、継続性を把握する。</p>
	⑤適切なリスク分担を行う	<p>✓PFIは、民間事業者が対応できるリスクを、適切に移転することで、最適なリスク管理を行うものであるため、業務に内包するリスクの内容を検討する。</p>
民間事業者の創意工夫の発揮	⑥民間事業者のノウハウを活用する	<p>✓サービス水準の向上や効率的なサービス提供を実現するため、民間事業者に業務に関するノウハウが蓄積されているか把握する。その際、業務内容を細分化したうえで、導入可能なノウハウがないか確認する。</p>
	⑦民間事業者の競争を促す	<p>✓VFMの達成には、民間事業者間の競争性も重要である。従って、事業に参加する民間事業者の受け皿が十分に把握する。</p>
制度面での課題の把握	⑧施設設置者に関する法的規制はない	<p>✓現行法制度上（条例含む）の規制を把握する。現状で規制がある場合にも、規制緩和の動向や関係省庁、関係部局との調整の余地に留意する。</p>
	⑨費用負担上のデメリットはない（補助金等）	<p>✓VFMの達成に影響を与える補助制度等を把握する。関係省庁との調整の余地や制度改正の動向にも留意する。</p>
	⑩公共の関与の必要性は少ない	<p>✓公共の関与の必要性の程度により、事業方式や業務範囲が異なるので、その検討を行う。</p>

■検討の結果、PFI導入の効果ありと判断された場合には、「PFI導入簡易検討（簡易調査）」を行っていきます。

■一方、PFI導入の効果なしと判断された場合には、PFI以外のPPP手法、あるいは、民間活力の活用に留意した従来手法での実施を検討していくことになります。また、施設の修繕時期や状況の変化などをとらえ、適宜再確認を行う必要があります。

5 リスク分担表の具体例

■ P F I の契約等を締結するにあたり、事業期間中に生じる様々なリスクを民間と適切に分担する必要があり、本県では下記のとおり、リスク分担を行った事例があります（第1部「P F I の特徴」（P 1 1）参照）。

豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業のリスク分担表

リスク分担表（1）

No	リスクの種類		リスクの内容	負担者	
				県	事業者
(1)	公募手続リスク		入札説明書等及び付属書類の誤り、手続きに関するリスク	○	
			県の帰責事由により事業者と契約締結できないリスク又は契約締結に時間を要する場合	○	
			事業者の帰責事由により県と契約締結できないリスク又は契約締結に時間を要する場合		○
			県、事業者いずれの帰責事由によらない理由により、契約が結べない又は契約手続きが遅延した場合（議会の議決が得られない場合を含む）	△ 注1	△ 注1
(2)		法令変更リスク	○		
		上記以外で、本事業のみならず広く一般的に適用される法令の変更・新設に関するリスク		○	
(3)	税制変更リスク	消費税に関する変更又は事業者に課される税金の内、その利益に課されるもの以外に関する税制度の変更	○		
		本事業に関する新税の成立や税率の変更の内、事業者の費用増加が明らかで、事業者による増加抑制が不可能なもの	○		
		事業者に課される税金の内、その利益に課されるものの税制度の変更		○	
(4)	許認可等の取得等	汚泥処理事業及びバイオガス活用事業に係る建設や運営・維持管理に当たって、事業者が取得すべき許認可等の取得の遅延等による費用の増加		○	
(5)	交付金等	事業者の帰責事由により国の交付金が交付されない場合の以下に示すようなリスク ・事業者の準備した書類の不備等により、施設性状面、コスト面等で長寿命化対策の必要な施設であることを証明できなかった場合 ・事業者が交付に必要な書類一式を準備できなかった場合		○ 注5	
		上記以外の事由により想定されていた交付金額が交付されない場合のリスク	○		
(6)	社会リスク	周辺住民への対応	県の提示条件や本施設を整備することそのものに対する地域住民の要望、訴訟等に起因する費用の増加等 事業者が提案内容に基づき行う調査・設計・建設・運営・維持管理業務に対する地域住民の要望、訴訟等に起因する費用の増加等	○	○
(7)		環境保全	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音・振動・有害物質の排出等）への対応		○
(8)		第三者賠償	県の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害の賠償責任 事業者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害の賠償責任	○	○
(9)	資金調達	本事業の実施に必要な資金の確保に関するリスク		○	
(10)	金利変動	平成32年度以降の汚泥処理施設における新設・更新費に係る金利変動	○	△ 注2	
		上記以外の費用に係る金利変動		○	
(11)	物価変動	バイオガス活用事業に係る物価変動		○	
		汚泥処理事業に係る物価変動	○	△ 注3	

(12)	債務 不履行 リスク	本事業の 中止・延期	県の判断等により本事業を中止・延期する場合のリスク	○	
(13)		構成企業等 に関するリ スク	事業者及び構成企業・協力企業に起因し、本事業の実施が困難となっ た場合のリスク		○
(14)		下請業者管理リスク	事業者が締結する下請契約の管理、変更等に関するもの		○
(15)	不可抗力リスク		南海トラフ地震等の巨大地震による本施設の損害、運営・維持管理業 務の変更・中止	○	△ 注3
			計画段階で想定しない暴風・豪雨・洪水・高潮等の自然災害及び戦争・ 騒擾・騒乱・暴動その他の人為的な現象による本施設の損害、運営・ 維持管理業務の変更・中止	○	△ 注3

リスク分担表（2）

No	リスクの種類		リスクの内容	負担者	
				県	事業者
(16)	設計 計画・設計 リスク	測量・調査 リスク	県が実施した測量・地質調査等に不備があった場合	○	
			事業者が実施した測量・地質調査等に不備があった場合		○
設計 リスク		県が提示した要求水準の内容に不備があった場合	○		
		事業者が実施した設計に不備があった場合		○	
(18)		設計変更 リスク	県の指示により要求水準を超える内容の設計変更を行うことによ る計画・設計の遅延や事業者の費用増加等	○	
			事業者の帰責事由によって設計変更したことによる計画・設計の 遅延や事業者の費用増加等		○
(19)	用地リス ク	用地の瑕 疵リスク	事業用地の土壌汚染（既存施設用地を含む）、埋蔵物等による計 画・設計変更又は事業者の費用増加等	○	
(20)			地盤・地質 リスク	県が提示した地盤・地質に関する情報からは予見不可能と合理的 に判断される現地盤・地質の状況により工期や工法が影響を受け る場合	○
(21)	建設 着工遅延 リスク	着工遅延 リスク	県の帰責事由による着工遅延リスク	○	
(22)			工事費の増加 リスク	事業者の帰責事由による着工遅延リスク	
		県の指示や変更等、県の帰責事由による工事費の増加		○	
(23)		完工遅延 リスク	事業者の帰責事由による工事費の増加		○
			県の指示や変更等、県の帰責事由により事業契約に規定される期 日までに完工しない場合	○	
(24)		要求水準未 達等	事業者の帰責事由により、契約期日までに完工しない場合		○
	試運転・完工検査時等の下水汚泥等の供給に関するリスク		○		
(25)	工事監理	試運転・完工検査等の結果、本施設が要求水準書や事業契約等に 規定される性能を満たさない場合		○	
		事業者が実施する工事監理の不備による工事内容・工期等が変更 される場合		○	

リスク分担表（3）

No	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			県	事業者
(26)	施設瑕疵リスク	事業契約に規定される瑕疵担保期間内に本施設の瑕疵が発見された場合		○
		事業契約に規定される瑕疵担保期間外に本施設の瑕疵が発見された場合	○	
(27)	施設損傷リスク	本施設の劣化・老朽化に対して事業者が適切な維持管理を行わなかったことにより損傷した場合		○
		事業者の帰責事由により本事業の対象施設以外の施設が損傷した場合		○
		県の帰責事由により本施設が損傷した場合	○	
		県、事業者のいずれの帰責事由によらない事故や火災等により、本施設が損傷した場合	○ 注4	△
(28)	施設改修等リスク	県の帰責事由により、本施設の改修等が必要となった場合	○	
		要求水準の未達等、事業者の帰責事由により本施設の改修が必要となった場合		○
(29)	下水汚泥等の固形物量に関するリスク	当初想定した県が供給する下水汚泥等の濃度と水量の積により算定される固形物量の変動幅から、実際の下水汚泥等の固形物量が大幅に逸脱した場合のリスク	○	△ 注3
(30)	運営・維持管理費増大リスク	県の帰責事由以外の要因により、事業者の運営・維持管理費用が増大するリスク		○
(31)	バイオガス利活用事業の収入変動に関するリスク	再生可能エネルギー電気の売買価格や精製ガスの外部販売単価の減少等に起因する事業収入の変動リスク	△ 注5	○
(32)	焼却施設における排熱利用に関するリスク	県の管理する焼却施設からの排熱利用の可能量が要求水準書で示す量に達しなかった場合のリスク	○	
		上記以外の排熱利用に関するリスク		○
(33)	要求水準未達等業務内容変更リスク	事業者の行う運営・維持管理業務の内容が要求水準を満たさない場合		○
		県の指示等による運営・維持管理業務の変更に関するもの	○	
(34)	終了時 施設の性能	事業期間終了時において、要求水準に示す本施設の性能の保持		○
(35)	終了時 終了手続	事業終了時の手続に関する諸費用の発生及び事業会社の清算に必要な費用の増加リスク		○

注1 双方責任を負わないものとする。

注2 基準金利の変動リスクは県が負担することとし、事業者の提案によるスプレッドの取扱いについては入札公告時に示す。

注3 原則県の負担とするが、一定の割合までは事業者が負担する。

注4 第三者による事故等の場合は、事業者の管理義務の懈怠により発生した第三者による施設損傷リスクは事業者のリスク分担とし、それ以外の第三者による施設損傷リスクは県のリスク分担とする。

注5 原則事業者の負担とするが、本事業に重大な影響があると県が判断する場合は官民協議を行う。

6 国の主なガイドライン・マニュアル・事例集等

- PPP/PFI の検討に当たっては、国のガイドラインやマニュアル等を参考とすることができます。

PPP/PFI 推進アクションプラン https://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/pdf/actionplan_r5_2.pdf	
PPP/PFI に関するガイドライン等	
<ul style="list-style-type: none"> • PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン • PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン • VFM (Value For Money) に関するガイドライン • 契約に関するガイドライン <ul style="list-style-type: none"> - PFI 事業実施契約における留意事項について - • モニタリングに関するガイドライン • 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン • スタジアム・アリーナに係るコンセッション事業活用ガイドライン • 地方公共団体における PFI 事業導入の手引 • 地方公共団体向けサービス購入型 PFI 事業実施手続簡易化マニュアル • PPP/PFI 導入可能性調査簡易化マニュアル • PPP/PFI 事業民間提案推進マニュアル • PFI 事業における事後評価等マニュアル • PFI 事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方 	内閣府
<ul style="list-style-type: none"> • 国土交通省所管事業への PFI 活用に関する発注者向け参考書 • 多様な民間事業者の参入に向けてー公共施設等運営権制度の活用ー参考書 • VFM 簡易算定モデルマニュアル 	国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> • PPP/PFI 地域プラットフォーム設置・運用マニュアル 	内閣府 国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> • PPP 事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド 	内閣府 総務省 国土交通省
参考となる事例集	
内閣府 https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/jireishuu/jireishuu_index.html	<ul style="list-style-type: none"> • PPP/PFI 推進アクションプラン重点分野における主要プロジェクト • PPP/PFI 事例集 • PPP/PFI 事業の多様な効果に関する手引・事例集 • PPP/PFI 事業事例 • 海外向け PPP/PFI 事例集
国土交通省 http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_fr1_000006.html	<ul style="list-style-type: none"> • PPP/PFI 事業・推進方策事例集

<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の集約化・再配置に係る官民連携事業事例集 ・ 公的不動産の有効活用等による官民連携事業事例集 ・ 公共施設管理における包括的民間委託の導入事例集 ・ PPP/PFI 事業を促進するための官民間の対話・提案事例集 ・ 民間収益施設の併設・活用に係る官民連携事業事例集 ・ 公的不動産の利活用における地元企業の多様な取組方策等事例集 ・ 包括的民間委託の導入検討事例（本文・概要版） ・ 震災復興官民連携支援事業事例集 	
PPP/PFI 優先的検討	
指針・手引	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針 ・ PPP/PFI 手法導入優先的検討規程策定の手引 ・ PPP/PFI 手法導入優先的検討規程運用の手引 	内閣府

※この他に、事業分野に応じて関係省庁が作成したガイドライン等があります。

■また、同種の事業へのPFI導入事例の確認など、PFI導入事例は、次のWEBページで確認することができます。

PFI関連のWEBページ

WEBページ名	WEBページ・アドレス
一般財団法人 地域総合整備財団 (ふるさと財団)	http://www.furusato-zaidan.or.jp/
特定非営利活動法人 日本PFI・PPP協会	http://www.pfikyokai.or.jp/

※地域総合整備財団及び日本PFI・PPP協会の会員ページを閲覧する場合は、ID・パスワードが必要ですので、総務局総務部総務課へお問い合わせください。

關係法令等

目 次

関係法令等

- 1 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律・・・・・・・・・・資料― 1
 - 2 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令・・・・・・・・・・資料― 3 2
 - 3 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則・・・・・・・・・・資料― 3 5
 - 4 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針・・・・・・・・・・資料― 3 9
 - 5 地方公共団体におけるP F I 事業について・・・・・・・・・・資料― 5 6
 - 4 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成1 1 年法律第1 1 7号)に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について・・・・・・・・・・資料― 6 3
 - 5 地方自治法(抜粋)・・・・・・・・・・資料― 6 6
- P F I 関係用語集・・・・・・・・・・資料― 6 8

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

平成十一年 法律第百六〇号

最終改正：令和四年 法律第百号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公共施設等」とは、次に掲げる施設（設備を含む。）をいう。

- 一 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道その他の公共施設
- 二 庁舎、宿舍その他の公用施設
- 三 教育文化施設、スポーツ施設、集会施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街その他の公益的施設及び賃貸住宅
- 四 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く。）、観光施設及び研究施設
- 五 船舶、航空機その他の輸送施設及び人工衛星（これらの施設の運行に必要な施設を含む。）
- 六 前各号に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの

2 この法律において「特定事業」とは、公共施設等の整備等（公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）に関する事業（市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を含む。）であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。

3 この法律において「公共施設等の管理者等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 公共施設等の管理者である各省各庁の長（衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長及び大臣をいう。以下同じ。）又は特定事業を所管する大臣
- 二 公共施設等の管理者である地方公共団体の長又は特定事業を実施しようとする地方公共団体の長
- 三 公共施設等の整備等を行う独立行政法人、特殊法人その他の公共法人（市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を施行する組合を含む。以下「公共法人」という。）

4 この法律において「選定事業」とは、第七条の規定により選定された特定事業をいう。

5 この法律において「選定事業者」とは、第八条第一項の規定により選定事業を実施する者として選定された者をいう。

6 この法律において「公共施設等運営事業」とは、特定事業であって、第十六条の規定による設定を受けて、公共施設等の管理者等が所有権（公共施設等を構成する建築物その他の工作物の敷地の所有権を除く。第二十九条第四項において同じ。）を有する公共施設等（利用料金（公共施設等の利用に係る料金をいう。以下同じ。）を徴収するものに限る。）について、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）を行い、利用料金を自らの収入として収受するものをいう。

7 この法律において「公共施設等運営権」とは、公共施設等運営事業を実施する権利をいう。

(基本理念)

第三条 公共施設等の整備等に関する事業は、国及び地方公共団体（これらに係る公共法人を含む。以下この条及び第七十七条において同じ。）と民間事業者との適切な役割分担並びに財政資金の効率的使用の観点踏まえつつ、行政の効率化又は国及び地方公共団体の財産の有効利用にも配慮し、当該事業により生ずる収益等をもってこれに要する費用を支弁することが可能である等の理由により民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者に委ねるものとする。

2 特定事業は、国及び地方公共団体と民間事業者との責任分担の明確化を図りつつ、収益性を確保するとともに、国及び地方公共団体の民間事業者に対する関与を必要最小限のものとするにより民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されることを旨として行われなければならない。

第二章 基本方針等

第四条 政府は、基本理念にのっとり、特定事業の実施に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、特定事業の実施について、次に掲げる事項（地方公共団体が実施する特定事業については、特定事業の健全かつ効率的な促進のために必要な事項に係るもの）を定めるものとする。

- 一 公共施設等の整備等に関する事業における前条第一項の規定の趣旨に沿った民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用に関する基本的な事項
- 二 民間事業者の提案による特定事業の選定その他特定事業の選定に関する基本的な事項
- 三 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項
- 四 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項
- 五 公共施設等運営権に関する基本的な事項
- 六 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的な事項
- 七 その他特定事業の実施に関する基本的な事項

3 基本方針は、次に掲げる事項に配慮して定められなければならない。

- 一 特定事業の選定については、公共施設等の整備等における公共性及び安全性を確保しつつ、事業に要する費用の縮減等資金の効率的な使用、国民に対するサービスの提供における行政のかかわり方の改革、民間の事業機会の創出その他の成果がもたらされるようにするとともに、民間事業者の自主性を尊重すること。
- 二 民間事業者の選定については、公開の競争により選定を行う等その過程の透明化を図るとともに、民間事業者の創意工夫を尊重すること。
- 三 財政上の支援については、現行の制度に基づく方策を基本とし、又はこれに準ずるものとする。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案につき閣議の決定を求めなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表するとともに、各省各庁の長に送付しなければならない。

6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

7 地方公共団体は、基本理念にのっとり、基本方針を勘案した上で、第三項各号に掲げる事項に配慮して、地域における創意工夫を生かしつつ、特定事業が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第三章 特定事業の実施等

(実施方針)

第五条 公共施設等の管理者等は、第七条の特定事業の選定及び第八条第一項の民間事業者の選定を行おうとするときは、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めることができる。

2 実施方針は、特定事業について、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

- 一 特定事業の選定に関する事項
- 二 民間事業者の募集及び選定に関する事項
- 三 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項
- 四 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項
- 五 事業契約（選定事業（公共施設等運営事業を除く。）を実施するため公共施設等の管理者等及び選定事業者が締結する契約をいう。以下同じ。）の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
- 六 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
- 七 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

3 公共施設等の管理者等は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

4 前項の規定は、実施方針の変更（第十九条の二第二項の規定による実施方針の変更を除く。）について準用する。

(実施方針の策定の提案)

第六条 特定事業を実施しようとする民間事業者は、公共施設等の管理者等に対し、当該特定事業に係る実施方針を定めることを提案することができる。この場合においては、当該特定事業の案、当該特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果を示す書類その他内閣府令で定める書類を添えなければならない。

2 前項の規定による提案を受けた公共施設等の管理者等は、当該提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該民間事業者に通知しなければならない。

(特定事業の選定)

第七条 公共施設等の管理者等は、第五条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により実施方針を公表したときは、基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定することができる。

(民間事業者の選定等)

第八条 公共施設等の管理者等は、前条の規定により特定事業を選定したときは、当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定するものとする。

2 前項の規定により選定された民間事業者は、本来同項の公共施設等の管理者等が行う事業のうち、事業契約において当該民間事業者が行うこととされた公共施設等の整備等（第十六条の規定により公共施設等運営権が設定された場合にあつては、当該公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等）を行うことができる。

(欠格事由)

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定事業を実施する民間事業者の募集に応じることができない。

- 一 法人でない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人

三 第二十九条第一項（同項第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により公共施設等運営権を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない法人

四 公共施設等運営権を有する者（以下「公共施設等運営権者」という。）が第二十九条第一項の規定により公共施設等運営権を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実が発生した当時現に当該公共施設等運営権者の親会社等（その法人の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある法人として政令で定めるものをいう。第七号において同じ。）であった法人で、その取消しの日から五年を経過しないもの

五 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ロ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

ニ 公共施設等運営権者が第二十九条第一項の規定により公共施設等運営権を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該公共施設等運営権者の役員であった者で、その取消しの日から五年を経過しないもの

ホ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

ヘ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからホまでのいずれかに該当するもの

六 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する法人

七 その者の親会社等が第二号から前号までのいずれかに該当する法人

（技術提案）

第十条 公共施設等の管理者等は、第八条第一項の規定による民間事業者の選定に先立って、その募集に際しようとする者に対し、特定事業に関する技術又は工夫についての提案（以下この条において「技術提案」という。）を求めよう努めなければならない。

2 公共施設等の管理者等は、技術提案がされたときは、これについて適切な審査及び評価を行うものとする。

3 技術提案については、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第十五条第五項本文、第十六条、第十七条第一項前段、第十八条第一項及び第二項並びに第十九条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（客観的な評価）

第十一条 公共施設等の管理者等は、第七条の特定事業の選定及び第八条第一項の民間事業者の選定を行うに当たっては、客観的な評価（当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。）を行い、その結果を公表しなければならない。

2 公共施設等の管理者等は、第八条第一項の民間事業者の選定を行うに当たっては、民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されるよう、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとする。

（地方公共団体の議会の議決）

第十二条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結

する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

(指定管理者の指定に当たっての配慮等)

第十三条 地方公共団体は、この法律に基づき整備される公共施設等の管理について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定を適用する場合には、同条第四項から第六項までに規定する事項について、選定事業の円滑な実施が促進されるよう適切な配慮をするとともに、同条第十一項の規定に該当する場合における選定事業の取扱いについて、あらかじめ明らかにするよう努めるものとする。

(選定事業の実施)

第十四条 選定事業（公共施設等運営事業を除く。）は、基本方針及び実施方針（第五条第四項に規定する実施方針の変更があったときは、その変更後のもの）に基づき、事業契約に従って実施されるものとする。

2 選定事業（公共施設等運営事業に限る。）は、基本方針及び実施方針（第五条第四項に規定する実施方針の変更又は第十九条の二第二項の規定による実施方針の変更があったときは、その変更後のもの）に基づき、公共施設等運営権実施契約（第二十二条第一項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。次項において同じ。）に従って実施されるものとする。

3 選定事業者が国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人（当該法人の出資又は拠出に係る法人を含む。）である場合には、当該選定事業者の責任が不明確とならないよう特に留意して、事業契約又は公共施設等運営権実施契約において公共施設等の管理者等との責任分担が明記されなければならない。

(実施方針の策定の見通し等の公表)

第十五条 公共施設等の管理者等は、内閣府令で定めるところにより、毎年度、当該年度の実施方針の策定の見通しに関する事項で内閣府令で定めるものを公表しなければならない。ただし、当該年度にその見通しが無い場合は、この限りでない。

2 公共施設等の管理者等は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、内閣府令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。

3 公共施設等の管理者等は、事業契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該事業契約の内容（公共施設等の名称及び立地、選定事業者の商号又は名称、公共施設等の整備等の内容、契約期間、事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項その他内閣府令で定める事項に限る。）を公表しなければならない。

4 前三項の規定は、地方公共団体が、前三項に規定する事項以外の実施方針の策定の見通し及び事業契約の内容に関する情報の公表に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

(解釈及び適用の確認等)

第十五条の二 公共施設等の管理者等（第二条第三項第一号に掲げる者を除く。第六項において同じ。）又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者は、内閣総理大臣に対し、その実施し、又は実施しようとする特定事業に係る支援措置の内容及び当該特定事業に関する規制について規定する法律（法律に基づく命令（告示を含む。）を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定の解釈並びに当該特定事業に対する当該支援措置及び当該規定の適用の有無（次項及び第三項において「支援措置の内容等」と総称する。）について、その確認を求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係る支援措置の内容等の確認がその所掌する事務又は所管する法律に関するものであるときは、遅滞なく、当該求めをした者に回答するものとする。

3 第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係る支援措置の内容等の確認が他の関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下この項及び第八

十五条において同じ。)の所掌する事務又は所管する法律に関するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めものとする。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、遅滞なく、内閣総理大臣に回答するものとする。

4 前項の規定による回答を受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、その回答の内容を当該回答に係る第一項の規定による求めをした者に通知するものとする。

5 内閣総理大臣は、第二項の規定による回答又は前項の規定による通知を行ったときは、その内容を民間資金等活用事業推進委員会に報告するものとする。

6 第二項及び第四項に規定するもののほか、内閣総理大臣は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

7 内閣総理大臣は、前項の規定による助言を行うに際し必要と認めるときは、民間資金等活用事業推進委員会に対し、意見を求めることができる。

(報告の徴収等)

第十五条の三 内閣総理大臣は、特定事業の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、公共施設等の管理者等に対し、実施方針に定めた事項その他の特定事業の実施に関する事項について、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。

第四章 公共施設等運営権

(公共施設等運営権の設定)

第十六条 公共施設等の管理者等は、選定事業者に公共施設等運営権を設定することができる。

(公共施設等運営権に関する実施方針における記載事項の追加)

第十七条 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権が設定されることとなる民間事業者を選定しようとする場合には、実施方針に、第五条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 選定事業者に公共施設等運営権を設定する旨

二 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容

三 公共施設等運営権の存続期間

四 第二十条の規定により費用を徴収する場合には、その旨(あらかじめ徴収金額を定める場合)は、費用を徴収する旨及びその金額)

五 第二十二条第一項に規定する公共施設等運営権実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

六 利用料金に関する事項

(実施方針に関する条例)

第十八条 公共施設等の管理者等(地方公共団体の長に限る。)は、前条に規定する場合には、条例の定めるところにより、実施方針を定めるものとする。

2 前項の条例には、民間事業者の選定の手続、公共施設等運営権者が行う公共施設等の運営等の基準及び業務の範囲、利用料金に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

(公共施設等運営権の設定の時期等)

第十九条 公共施設等の管理者等は、第十七条の規定により実施方針に同条各号に掲げる事項を定めた場合において、第八条第一項の規定により民間事業者を選定したときは、遅滞なく(当該実施方針に定めた特

定事業が公共施設等の建設、製造又は改修に関する事業を含むときは、その建設、製造又は改修の完了後直ちに)、当該実施方針に従い、選定事業者が公共施設等運営権を設定するものとする。

2 公共施設等運営権の設定は、次に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。

- 一 公共施設等の名称、立地並びに規模及び配置
- 二 第十七条第二号及び第三号に掲げる事項

3 公共施設等の管理者等は、第一項の規定により公共施設等運営権を設定したときは、その旨並びに当該公共施設等運営権に係る公共施設等の名称及び立地並びに前項第二号に掲げる事項を公表しなければならない。

4 公共施設等の管理者等(地方公共団体の長に限る。)は、第一項の規定により公共施設等運営権を設定しようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

(公共施設等運営権に関する実施方針の変更提案に基づく変更)

第十九条の二 公共施設等運営権者は、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供のために公共施設等運営権に係る公共施設等について維持管理としての工事を行おうとする場合において、当該公共施設等運営権に関する実施方針(第五条第四項に規定する実施方針の変更又は次項の規定による実施方針の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)の同条第二項第四号に掲げる公共施設等の規模又は配置に関する事項の変更が必要であると認めるときは、公共施設等の管理者等に対し、当該事項の変更についての提案(以下この条において「変更提案」という。)をすることができる。この場合においては、当該変更提案に係る実施方針の変更の案、当該工事による公共施設等運営事業についての効果の増進及び効率性の向上に関する評価の結果を示す書類その他内閣府令で定める書類を添えなければならない。

2 変更提案を受けた公共施設等の管理者等は、遅滞なく、当該変更提案について検討を加え、当該変更提案に係る公共施設等の工事が公共施設等運営事業の適正かつ確実な実施の確保に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供のため必要があると認めるときは、当該変更提案に係る実施方針の変更の案の内容をその内容とする実施方針の変更をすることができる。

3 変更提案を受けた公共施設等の管理者等は、前項の規定による実施方針の変更をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該変更提案をした公共施設等運営権者に通知しなければならない。

4 公共施設等の管理者等は、第二項の規定による実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、当該変更後の実施方針を公表しなければならない。

(費用の徴収)

第二十条 公共施設等の管理者等は、実施方針に従い、公共施設等運営権者(公共施設等運営権に係る公共施設等の建設、製造又は改修を行っていない公共施設等運営権者に限る。)から、当該建設、製造又は改修に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

(公共施設等運営事業の開始の義務)

第二十一条 公共施設等運営権者は、公共施設等の管理者等が指定する期間内に、公共施設等運営事業を開始しなければならない。

2 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権者から申請があった場合において、正当な理由があると認めるときは、前項の期間を延長することができる。

3 公共施設等運営権者は、公共施設等運営事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を公共施設等の管理者等に届け出なければならない。

(公共施設等運営権実施契約)

第二十二條 公共施設等運営権者は、公共施設等運営事業を開始する前に、実施方針に従い、内閣府令で定めるところにより、公共施設等の管理者等と、次に掲げる事項をその内容に含む契約（以下「公共施設等運営権実施契約」という。）を締結しなければならない。

- 一 公共施設等の運営等の方法
- 二 公共施設等運営事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
- 三 公共施設等の利用に係る約款を定める場合には、その決定手続及び公表方法
- 四 派遣職員（第七十八條第一項に規定する国派遣職員及び第七十九條第一項に規定する地方派遣職員をいう。以下この号において同じ。）をその業務に従事させる場合には、当該業務の内容及び派遣職員を当該業務に従事させる期間その他派遣職員を当該業務に従事させることに関し必要な事項
- 五 その他内閣府令で定める事項

2 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権実施契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、公共施設等運営権実施契約の内容（公共施設等運営権者の商号又は名称、前項第二号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項に限る。）を公表しなければならない。

3 前項の規定は、地方公共団体が、同項に規定する事項以外の公共施設等運営権実施契約に関する情報の公表に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

(公共施設等の利用料金)

第二十三條 公共施設等運営権者は、利用料金を自らの収入として収受するものとする。

2 利用料金は、実施方針に従い、公共施設等運営権者が定めるものとする。この場合において、公共施設等運営権者は、あらかじめ、当該利用料金を公共施設等の管理者等に届け出なければならない。

3 公共施設等運営権に係る公共施設等が地方自治法第二百四十四條第一項に規定する公の施設（以下この項及び第二十六條第五項において単に「公の施設」という。）であり、かつ、公共施設等運営権者が同法第二百四十四條の二第三項に規定する指定管理者（第二十六條第五項において単に「指定管理者」という。）として当該公の施設を管理する場合（同法第二百四十四條の二第五項の規定により定められた期間が当該公共施設等運営権の存続期間を超えない場合に限る。）において、前項の規定により定められた当該公共施設等の利用料金が第十八條第一項の条例（利用料金の範囲その他利用料金に関して利用者の利益を保護するために必要なものとして内閣府令で定める事項を定めるものに限る。）において定められた利用料金に関する事項に適合し、かつ、当該公共施設等の利用料金を当該公の施設に係る同法第二百四十四條の二第八項の場合における利用料金として定めることが同条第九項の条例の定めるところに適合するときは、当該公共施設等の利用料金を当該公の施設に係る同条第八項の場合における利用料金として定めることについては、同条第九項後段の規定は、適用しない。

(性質)

第二十四條 公共施設等運営権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除き、不動産に関する規定を準用する。

(権利の目的)

第二十五條 公共施設等運営権は、法人の合併その他の一般承継、譲渡、滞納処分、強制執行、仮差押え及び仮処分並びに抵当権の目的となるほか、権利の目的となることができない。

(処分の制限等)

第二十六條 公共施設等運営権は、分割し、又は併合することができない。

2 公共施設等運営権は、公共施設等の管理者等の許可を受けなければ、移転することができない。

- 3 公共施設等の管理者等は、前項の許可を行おうとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。
 - 一 公共施設等運営権の移転を受ける者が第九条各号のいずれにも該当しないこと。
 - 二 公共施設等運営権の移転が実施方針に照らして適切なものであること。
- 4 公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。）は、第二項の許可を行おうとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。ただし、条例に特別の定めがある場合は、この限りでない。
- 5 公共施設等運営権に係る公共施設等が公の施設であり、かつ、第二項の許可を受けて当該公共施設等運営権を移転した者が、その移転の際、指定管理者として当該公の施設を管理していた場合において、当該移転を受けた者を当該公の施設の指定管理者として指定するとき（前項ただし書の特別の定めがある場合であって、地方自治法第二百四十四条の二第五項の規定により定められる期間が当該公共施設等運営権の存続期間を超えない場合に限る。）における同条第六項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、第三項の条例に特別の定めがある場合は、この限りでないものとし、この場合には、当該普通地方公共団体の長は、指定管理者の指定後遅滞なく、当該指定について当該議会に報告しなければならない」とする。
- 6 抵当権の設定が登録されている公共施設等運営権については、その抵当権者の同意がなければ、これを放棄することができない。
- 7 第二項の許可を受けないで、又は前項の同意を得ないでした公共施設等運営権の移転又は放棄は、その効力を生じない。

（登録）

第二十七条 公共施設等運営権及び公共施設等運営権を目的とする抵当権の設定、移転、変更、消滅及び処分
の制限並びに第二十九条第一項の規定による公共施設等運営権の行使の停止及びその停止の解除は、公
共施設等運営権登録簿に登録する。

- 2 前項の規定による登録は、登記に代わるものとする。
- 3 第一項の規定による登録に関する処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び
第三章の規定は、適用しない。
- 4 公共施設等運営権登録簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第
四十二号）の規定は、適用しない。
- 5 公共施設等運営権登録簿に登録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法
律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定
は、適用しない。
- 6 前各項に規定するもののほか、登録に関し必要な事項は、政令で定める。

（指示等）

第二十八条 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営事業の適正を期するため、公共施設等運営権者に対
して、その業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすること
ができる。

（公共施設等運営権の取消し等）

第二十九条 公共施設等の管理者等は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、公共施設等運
営権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。

- 一 公共施設等運営権者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 偽りその他不正の方法により公共施設等運営権者となったとき。

ロ 第九条各号のいずれかに該当することとなったとき。

ハ 第二十一条第一項の規定により指定した期間（同条第二項の規定による延長があったときは、延長後の期間）内に公共施設等運営事業を開始しなかったとき。

ニ 公共施設等運営事業を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。

ホ ニに掲げる場合のほか、公共施設等運営権実施契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

ヘ 正当な理由がなく、前条の指示に従わないとき。

ト 公共施設等運営事業に関する法令の規定に違反したとき。

二 公共施設等を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。

2 公共施設等の管理者等は、前項の規定による公共施設等運営権の行使の停止の命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 公共施設等の管理者等は、第一項の規定により、抵当権の設定が登録されている公共施設等運営権を取り消そうとするときは、あらかじめ、その旨を当該抵当権に係る抵当権者に通知しなければならない。

4 公共施設等の管理者等が、公共施設等の所有権を有しなくなったときは、公共施設等運営権は消滅する。

（公共施設等運営権者に対する補償）

第三十条 公共施設等の管理者等は、前条第一項（第二号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定による公共施設等運営権の取消し若しくはその行使の停止又は前条第四項の規定による公共施設等運営権の消滅（公共施設等の管理者等の責めに帰すべき事由がある場合に限る。）によって損失を受けた公共施設等運営権者又は公共施設等運営権者であった者（以下この条において単に「公共施設等運営権者」という。）に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、公共施設等の管理者等と公共施設等運営権者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、公共施設等の管理者等は、自己の見積もった金額を公共施設等運営権者に支払わなければならない。

4 前項の補償金額に不服がある公共施設等運営権者は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもって、その増額を請求することができる。

5 前項の訴えにおいては、当該公共施設等の管理者等を被告とする。

6 前条第一項の規定により取り消された公共施設等運営権又は同条第四項の規定により消滅した公共施設等運営権（公共施設等の管理者等の責めに帰すべき事由により消滅した場合に限る。）の上に抵当権があるときは、当該抵当権に係る抵当権者から供託をしなくてもよい旨の申出がある場合を除き、公共施設等の管理者等は、その補償金を供託しなければならない。

7 前項の抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。

8 公共施設等の管理者等は、第一項の規定による補償の原因となった損失が前条第一項の規定による公共施設等運営権の取消し又はその行使の停止によるものであるときは、当該補償金額の全部又は一部をその理由を生じさせた者に負担させることができる。

第五章 株式会社民間資金等活用事業推進機構による特定選定事業等の支援等

第一節 総則

(機構の目的)

第三十一条 株式会社民間資金等活用事業推進機構は、国及び地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえつつ、我が国経済の成長の促進に寄与する観点から、公共施設等の整備等における民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用が一層重要となっていることに鑑み、特定選定事業（選定事業であって、利用料金を徴収する公共施設等の整備等を行い、利用料金を自らの収入として収受するものをいう。以下同じ。）又は特定選定事業を支援する事業（以下「特定選定事業等」と総称する。）を実施する者に対し、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給を行うことにより、特定選定事業に係る資金を調達することができる資本市場の整備を促進するとともに、特定選定事業等の実施に必要な知識及び情報の提供その他特定選定事業等の普及に資する支援を行い、もって我が国において特定事業を推進することを目的とする株式会社とする。

(数)

第三十二条 株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、一を限り、設立されるものとする。

(株式の政府保有)

第三十三条 政府は、常時、機構が発行している株式（株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この条において同じ。）の総数の二分の一以上に当たる数の株式を保有していなければならない。

(株式、社債及び借入金の認可等)

第三十四条 機構は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第百九十九条第一項に規定する募集株式（第九十三条第一号において「募集株式」という。）、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（以下「募集社債」という。）を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

2 機構は、新株予約権の行使により株式を発行したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(政府の出資)

第三十五条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

(商号)

第三十六条 機構は、その商号中に株式会社民間資金等活用事業推進機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に民間資金等活用事業推進機構という文字を用いてはならない。

第二節 設立

(定款の記載又は記録事項)

第三十七条 機構の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 機構の設立に際して発行する株式（以下「設立時発行株式」という。）の数（機構を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数）
 - 二 設立時発行株式の払込金額（設立時発行株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。）
 - 三 政府が割当てを受ける設立時発行株式の数（機構を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数）
 - 四 会社法第一百七条第一項第一号に掲げる事項
 - 五 取締役会及び監査役を置く旨
 - 六 第五十二条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する旨
- 2 機構の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録してはならない。
- 一 監査等委員会又は会社法第二条第十二号に規定する指名委員会等を置く旨
 - 二 会社法第百三十九条第一項ただし書に規定する別段の定め
- （設立の認可等）

第三十八条 機構の発起人は、定款を作成し、かつ、発起人が割当てを受ける設立時発行株式を引き受けた後、速やかに、定款及び事業計画書を内閣総理大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第三十九条 内閣総理大臣は、前条の規定による認可の申請があった場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 設立の方法及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。
- 二 定款に虚偽の記載若しくは記録又は虚偽の署名若しくは記名押印（会社法第二十六条第二項の規定による署名又は記名押印に代わる措置を含む。）がないこと。
- 三 業務の運営が健全に行われ、我が国における特定選定事業の推進に寄与することが確実であると認められること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。

（設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任）

第四十条 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（会社法の規定の読替え）

第四十一条 会社法第三十条第二項、第三十四条第一項、第五十九条第一項第一号及び第九百六十三条第一項の規定の適用については、同法第三十条第二項中「前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社の成立前」とあるのは「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号。以下「民間資金法」という。）第三十九条第二項の認可の後株式会社民間資金等活用事業推進機構の成立前は、定款」と、同法第三十四条第一項中「設立時発行株式の引受け」とあるのは「民間資金法第三十九条第二項の認可の」と、同号中「定款の認証の年月日及びその認証をした公証人の氏名」とあるのは「民間資金法第三十九条第二項の認可の年月日」と、同法第九百六十三条第一項中「第三十四条第一項」とあるのは「第三十四条第一項（民間資金法第四十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（会社法の規定の適用除外）

第四十二条 会社法第三十条第一項及び第三十三条の規定は、機構の設立については、適用しない。

第三節 管理

第一款 取締役等

(取締役及び監査役の選任等の認可)

第四十三条 機構の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(取締役等の秘密保持義務)

第四十四条 機構の取締役、会計参与、監査役若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第二款 民間資金等活用事業支援委員会

(設置)

第四十五条 機構に、民間資金等活用事業支援委員会（以下「支援委員会」という。）を置く。

(権限)

第四十六条 支援委員会は、次に掲げる決定を行う。

- 一 第五十四条第一項の規定による特定選定事業等支援の対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容の決定
- 二 第五十六条第一項の株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定
- 三 前二号に掲げるもののほか、会社法第三百六十二条第四項第一号及び第二号に掲げる事項のうち取締役会の決議により委任を受けた事項の決定

2 支援委員会は、前項第一号及び第二号に掲げる事項の決定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

(組織)

第四十七条 支援委員会は、取締役である委員三人以上七人以内で組織する。

- 2 委員の中には、代表取締役及び社外取締役が、それぞれ一人以上含まなければならない。
- 3 委員は、取締役会の決議により定める。
- 4 委員の選定及び解職の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 5 委員は、それぞれ独立してその職務を執行する。
- 6 支援委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 7 委員長は、支援委員会の会務を総理する。
- 8 支援委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかななければならない。

(運営)

第四十八条 支援委員会は、委員長（委員長に事故があるときは、前条第八項に規定する委員長の職務を代理する者。以下この条において同じ。）が招集する。

- 2 支援委員会は、委員長が出席し、かつ、現に在任する委員の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 支援委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。
- 4 前項の規定による決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。
- 5 前項の規定により議決に加わることができない委員の数は、第二項に規定する現に在任する委員の数に算入しない。

- 6 監査役は、支援委員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 7 支援委員会の委員であって支援委員会によって選定された者は、第三項の規定による決議後、遅滞なく、当該決議の内容を取締役に報告しなければならない。
- 8 支援委員会の議事については、内閣府令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した委員及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。
- 9 前項の議事録が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条第二項第二号において同じ。）をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。
- 10 前各項及び次条に定めるもののほか、議事の手続その他支援委員会の運営に関し必要な事項は、支援委員会が定める。

（議事録）

第四十九条 機構は、支援委員会の日から十年間、前条第八項の議事録をその本店に備え置かなければならない。

2 株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 債権者は、委員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

4 裁判所は、前二項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、機構に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、前二項の許可をすることができない。

5 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。

6 取締役は、第一項の議事録について第二項各号に掲げる請求をすることができる。

（登記）

第五十条 機構は、委員を選定したときは、二週間以内に、その本店の所在地において、委員の氏名を登記しなければならない。委員の氏名に変更を生じたときも、同様とする。

2 前項の規定による委員の選定の登記の申請書には、委員の選定及びその選定された委員が就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。

3 委員の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

4 機構は、委員に選定された取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨を登記しなければならない。

第三款 定款の変更

第五十一条 機構の定款の変更の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第四節 業務

第一款 業務の範囲

第五十二条 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 対象事業者（第五十四条第一項の規定により支援の対象となった事業者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合又は外国の法令に基づいて設立された団体であってこれらの組合に類似するものを含む。次条第一項及び第五十四条第一項において同じ。）をいう。以下同じ。）に対する出資
 - 二 対象事業者に対する基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三百三十一条に規定する基金をいう。）の拠出
 - 三 対象事業者に対する資金の貸付け
 - 四 対象事業者が発行する有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされるものをいう。第八号において同じ。）の取得
 - 五 対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得
 - 六 特定選定事業に係る実施方針を定め、若しくは定めようとする公共施設等の管理者等又は特定選定事業等を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者に対する専門家の派遣
 - 七 特定選定事業に係る実施方針を定め、若しくは定めようとする公共施設等の管理者等又は特定選定事業等を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者に対する助言
 - 八 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券（第五十六条において「株式等」という。）の譲渡その他の処分
 - 九 債権の管理及び譲渡その他の処分
 - 十 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査
 - 十一 特定事業を推進するために必要な調査及び情報の提供
 - 十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務
 - 十三 前各号に掲げるもののほか、機構の目的を達成するために必要な業務
- 2 機構は、前項第十三号に掲げる業務を営もうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第二款 支援基準

- 第五十三条 内閣総理大臣は、機構が特定選定事業等の支援（前条第一項第一号から第五号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「特定選定事業等支援」という。）の対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容を決定するに当たって従うべき基準（以下この条及び次条第一項において「支援基準」という。）を定めるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、特定選定事業等支援の対象となる特定選定事業等に係る公共施設等を所管する大臣の意見を聴かなければならない。
 - 3 内閣総理大臣は、第一項の規定により支援基準を定めるときは、これを公表するものとする。

第三款 業務の実施

(支援決定)

第五十四条 機構は、特定選定事業等支援を行おうとするときは、支援基準に従って、その対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容を決定しなければならない。

- 2 機構は、特定選定事業等支援をするかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を当該特定選定事業等支援の対象となる特定選定事業等に係る公共施設等を所管する大臣に通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知を受けた大臣は、当該特定選定事業等の収益性その他の当該公共施設等の運営の見込みを考慮して必要があると認めるときは、第二項の期間内に、機構に対して意見を述べることができる。

(支援決定の撤回)

第五十五条 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、前条第一項の規定による決定（次項において「支援決定」という。）を撤回しなければならない。

- 一 対象事業者が特定選定事業等を実施しないとき。
 - 二 対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。
- 2 機構は、前項の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、対象事業者に対し、その旨を通知しなければならない。

(株式等の譲渡その他の処分等)

第五十六条 機構は、その保有する対象事業者に係る株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

- 2 機構は、特定選定事業の実施状況、特定選定事業に係る資金の調達状況その他の特定選定事業を取り巻く状況を考慮しつつ、令和十五年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。

第五節 情報の提供等

第五十七条 機構は、特定選定事業の円滑な実施が促進されるよう、内閣総理大臣に対し、特定選定事業の推進に資する情報の提供を行うものとする。

- 2 内閣総理大臣及び特定選定事業等支援の対象となる特定選定事業等に係る公共施設等を所管する大臣は、前項の規定により提供された情報も踏まえつつ、機構の行う事業の円滑な実施が促進され、特定選定事業が推進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第六節 財務及び会計

(予算の認可)

第五十八条 機構は、毎事業年度の開始前に、当該事業年度の予算を内閣総理大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の予算には、当該事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類を添付しなければならない。

(剰余金の配当等の決議)

第五十九条 機構の剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(財務諸表)

第六十条 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(政府保証)

第六十一条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の第三十四条第一項の社債又は借入れに係る債務について、保証契約をすることができる。

第七節 監督

(監督)

第六十二条 機構は、内閣総理大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第六十三条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(財務大臣との協議)

第六十四条 内閣総理大臣は、第三十四条第一項（募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して社債を発行し、又は資金を借り入れようとするときに限る。）、第三十九条第二項、第五十一条、第五十二条第二項、第五十八条第一項、第五十九条又は第六十七条の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(業務の実績に関する評価)

第六十五条 内閣総理大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

第八節 解散等

(解散)

第六十六条 機構は、第五十二条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する。

(合併等の決議)

第六十七条 機構の合併、分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第六章 選定事業に対する特別の措置

（国の債務負担）

第六十八条 国が選定事業について債務を負担する場合には、当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降三十箇年度以内とする。

（行政財産の貸付け）

第六十九条 国は、必要があると認めるときは、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十八条第一項の規定にかかわらず、選定事業の用に供するため、行政財産（同法第三条第二項に規定する行政財産をいう。次項から第五項まで及び次条第一項から第四項までにおいて同じ。）を選定事業者に貸し付けることができる。

2 前項に定めるもののほか、国は、選定事業者が一棟の建物の一部が当該選定事業に係る公共施設等である当該建物（以下この条において「特定建物」という。）の全部又は一部を所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該選定事業者に貸し付けることができる。

3 前二項に定めるもののほか、国は、前項の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が特定建物のうち選定事業に係る公共施設等の部分以外の部分（以下この条において「特定民間施設」という。）を選定事業の終了（当該選定事業に係る事業契約の解除又は第二十九条第一項の規定による公共施設等運営権の取消し若しくは同条第四項の規定による公共施設等運営権の消滅による終了を含む。以下この条及び次条において同じ。）の後においても引き続き所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者（当該選定事業に係る事業契約の解除又は第二十九条第一項の規定による公共施設等運営権の取消し若しくは同条第四項の規定による公共施設等運営権の消滅による終了の場合にあっては、当該特定民間施設であった施設に係る公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に関し適当と認める者に限る。第八項において同じ。）に貸し付けることができる。

4 前三項に定めるもののほか、国は、第二項の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた選定事業者が特定民間施設を譲渡しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定民間施設を譲り受けようとする者（当該公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に関し適当と認める者に限る。）に貸し付けることができる。

5 前項の規定は、第三項又は前項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定民間施設（特定民間施設であった施設を含む。）を譲渡しようとする場合について準用する。この場合において、前項中「当該公共施設等の管理者等」とあるのは、「当該特定民間施設に係る公共施設等の管理者等（特定民間施設であった施設を譲渡しようとする場合にあっては、当該特定民間施設であった施設に係る公共施設等の管理者等）」と読み替えるものとする。

6 地方公共団体は、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、選定事業の用に供するため、行政財産（同法第二百三十八条第三項に規定する行政財産をいう。次項から第十項まで及び次条第五項から第八項までにおいて同じ。）を選定事業者に貸し付けることができる。

7 前項に定めるもののほか、地方公共団体は、選定事業者が特定建物の全部又は一部を所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該選定事業者に貸し付けることができる。

- 8 前二項に定めるもののほか、地方公共団体は、前項の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が特定民間施設を選定事業の終了の後においても引き続き所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者に貸し付けることができる。
- 9 前三項に定めるもののほか、地方公共団体は、第七項の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた選定事業者が特定民間施設を譲渡しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定民間施設を譲り受けようとする者（当該公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に關し適当と認める者に限る。）に貸し付けることができる。
- 10 前項の規定は、第八項又は前項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が当該特定民間施設（特定民間施設であった施設を含む。）を譲渡しようとする場合について準用する。この場合において、前項中「当該公共施設等の管理者等」とあるのは、「当該特定民間施設に係る公共施設等の管理者等（特定民間施設であった施設を譲渡しようとする場合にあっては、当該特定民間施設であった施設に係る公共施設等の管理者等）」と読み替えるものとする。
- 11 前各項の規定による貸付けについては、民法第六百四条並びに借地借家法（平成三年法律第九十号）第三条及び第四条の規定は、適用しない。
- 12 国有財産法第二十一条及び第二十三条から第二十五条までの規定は第一項から第五項までの規定による貸付けについて、地方自治法第二百三十八条の二第二項及び第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は第六項から第十項までの規定による貸付けについて、それぞれ準用する。
- 第七十条 前条第一項から第五項までに定めるもののほか、国は、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、特定施設（第二条第一項第三号から第五号までに掲げる施設及び同項第六号の政令で定める施設のうち同項第三号から第五号までに掲げる施設に準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の設置の事業であって、選定事業の実施に資すると認められるもの（以下この条において「特定民間事業」という。）の用に供するため、行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定民間事業を行う選定事業者に貸し付けることができる。
- 2 前項に定めるもののほか、国は、同項の規定により行政財産の貸付けを受けた者が特定民間事業に係る特定施設を選定事業の終了の後においても引き続き所有し、又は利用しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者（当該選定事業に係る事業契約の解除又は第二十九条第一項の規定による公共施設等運営権の取消し若しくは同条第四項の規定による公共施設等運営権の消滅による終了の場合にあっては、当該選定事業に係る公共施設等であった施設に係る公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に關し適当と認める者に限る。第六項において同じ。）に貸し付けることができる。
- 3 前二項に定めるもののほか、国は、第一項の規定により行政財産の貸付けを受けた選定事業者が特定民間事業に係る特定施設（特定施設を利用する権利を含む。以下この項において同じ。）を譲渡しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該選定事業に係る公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に關し適当と認める者に限る。）に貸し付けることができる。
- 4 前項の規定は、第二項又は前項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産の貸付けを受けた者が当該特定施設（特定施設を利用する権利を含む。）を譲渡しようとする場合について準用

する。この場合において、前項中「当該選定事業に係る公共施設等の管理者等」とあるのは、「当該選定事業に係る公共施設等の管理者等（当該選定事業の終了の後には、当該選定事業に係る公共施設等であった施設に係る公共施設等の管理者等）」と読み替えるものとする。

- 5 前条第六項から第十項までに定めるもののほか、地方公共団体は、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、特定民間事業の用に供するため、行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定民間事業を行う選定事業者に貸し付けることができる。
- 6 前項に定めるもののほか、地方公共団体は、同項の規定により行政財産の貸付けを受けた者が特定民間事業に係る特定施設を選定事業の終了の後においても引き続き所有し、又は利用しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者に貸し付けることができる。
- 7 前二項に定めるもののほか、地方公共団体は、第五項の規定により行政財産の貸付けを受けた選定事業者が特定民間事業に係る特定施設（特定施設を利用する権利を含む。以下この項において同じ。）を譲渡しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定施設を譲り受けようとする者（当該選定事業に係る公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に関し適当と認める者に限る。）に貸し付けることができる。
- 8 前項の規定は、第六項又は前項（この項において準用する場合を含む。）の規定により行政財産の貸付けを受けた者が当該特定施設（特定施設を利用する権利を含む。）を譲渡しようとする場合について準用する。この場合において、前項中「当該選定事業に係る公共施設等の管理者等」とあるのは、「当該選定事業に係る公共施設等の管理者等（当該選定事業の終了の後には、当該選定事業に係る公共施設等であった施設に係る公共施設等の管理者等）」と読み替えるものとする。
- 9 前条第十一項及び第十二項の規定は、前各項の規定による貸付けについて準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項から第五項まで」とあるのは「第七十条第一項から第四項まで」と、「第六項から第十項まで」とあるのは「第七十条第五項から第八項まで」と読み替えるものとする。

（国有財産の無償使用等）

第七十一条 国は、必要があると認めるときは、選定事業の用に供する間、国有財産（国有財産法第二条第一項に規定する国有財産をいう。）を無償又は時価より低い対価で選定事業者に使用させることができる。

2 地方公共団体は、必要があると認めるときは、選定事業の用に供する間、公有財産（地方自治法第二百三十八条第一項に規定する公有財産をいう。）を無償又は時価より低い対価で選定事業者に使用させることができる。

（無利子貸付け）

第七十二条 国は、予算の範囲内において、選定事業者に対し、選定事業のうち特に公共性が高いと認めるものに係る資金について無利子で貸付けを行うことができる。

2 国は、前項の規定により無利子で貸付けを行う場合には、株式会社日本政策投資銀行又は沖縄振興開発金融公庫その他の政府系金融機関等の審査機能又は貸付け機能を活用することができる。

（資金の確保等及び地方債についての配慮）

第七十三条 国又は地方公共団体は、選定事業の実施のために必要な資金の確保若しくはその融通のあっせん又は法令の範囲内における地方債についての特別の配慮に努めるものとする。

（土地の取得等についての配慮）

第七十四条 選定事業の用に供する土地等については、選定事業者が円滑に取得し、又は使用することがで

きるよう、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）に基づく収用その他関係法令に基づく許可等の処分について適切な配慮が行われるものとする。

（支援等）

第七十五条 第六十九条から前条までに規定するもののほか、国及び地方公共団体は、特定事業の実施を促進するため、基本方針及び実施方針に照らして、必要な法制上及び税制上の措置を講ずるとともに、選定事業者に対し、必要な財政上及び金融上の支援を行うものとする。

2 前項の措置及び支援は、整備される施設の特性、事業の実施場所等に応じた柔軟かつ弾力的なものであり、かつ、地方公共団体及び公共法人の主体性が十分に発揮されるよう配慮されたものでなければならない。

（規制緩和）

第七十六条 国及び地方公共団体は、特定事業の実施を促進するため、民間事業者の技術の活用及び創意工夫の十分な発揮を妨げるような規制の撤廃又は緩和を速やかに推進するものとする。

（協力）

第七十七条 国及び地方公共団体並びに民間事業者は、特定事業の円滑な実施が促進されるよう、協力体制を整備すること等により相互に協力しなければならない。

（国派遣職員に係る特例）

第七十八条 国派遣職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条に規定する一般職に属する職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、公共施設等運営権者の職員（常時勤務に服することを要しない者を除き、公共施設等の運営等に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に従事する者に限る。以下この項及び次条第一項において同じ。）となるため退職し、引き続いて当該公共施設等運営権者の職員となり、引き続き当該公共施設等運営権者の職員として在職している場合における当該公共施設等運営権者の職員をいう。以下この条及び次条第三項において同じ。）は、同法第八十二条第二項の規定の適用については、同項に規定する特別職国家公務員等とみなす。

2 国家公務員法第百六条の二第三項に規定する退職手当通算法人には、公共施設等運営権者を含むものとする。

3 国派遣職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用については、同法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等とみなす。

4 国派遣職員は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二及び第二十条第三項の規定の適用については、同法第七条の二第一項に規定する公庫等職員とみなす。

5 公共施設等運営権者又は国派遣職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二百二十四条の二（第四項を除く。）の規定の適用については、それぞれ同条第一項に規定する公庫等又は公庫等職員とみなす。

6 国派遣職員は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第十七条第一項の規定の適用については、同項第三号に規定する行政執行法人職員等とみなす。

7 国派遣職員は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）第四条（第五号に係る部分に限る。）及び第五条（同号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同法第二条第四項に規定する特別職国家公務員等とみなす。

（地方派遣職員に係る特例）

第七十九条 地方派遣職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一

般職に属する職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、公共施設等運営権者の職員となるため退職し、引き続き当該公共施設等運営権者の職員となり、引き続き当該公共施設等運営権者の職員として在職している場合における当該公共施設等運営権者の職員をいう。第三項において同じ。）は、同法第二十九条第二項の規定の適用については、同項に規定する特別職地方公務員等とみなす。

2 地方公務員法第三十八条の二第二項に規定する退職手当通算法人には、公共施設等運営権者を含むものとする。

3 公共施設等運営権者又は国派遣職員（前条第一項の退職前に地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第四百二十二条第一項に規定する国の職員であった者に限る。）若しくは地方派遣職員は、同法第四百十条の規定の適用については、それぞれ同条第一項に規定する公庫等又は公庫等職員とみなす。（職員の派遣等についての配慮）

第八十条 前二条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため必要があると認めるときは、職員の派遣その他の適当と認める人的援助について必要な配慮を加えるよう努めるものとする。

（啓発活動等及び技術的援助等）

第八十一条 国及び地方公共団体は、特定事業の実施について、知識の普及、情報の提供等を行うとともに、住民の理解、同意及び協力を得るための啓発活動を推進するものとする。

2 国及び地方公共団体は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、民間事業者に対する技術的な援助について必要な配慮をするとともに、特許等の技術の利用の調整その他民間事業者の有する技術の活用について特別の配慮をするものとする。

（担保不動産の活用等）

第八十二条 選定事業者が選定事業を実施する際に不動産を取得した場合であって当該不動産が担保に供されていた場合において、当該不動産に担保権を有していた会社、当該不動産を担保として供していた会社又は当該不動産に所有権を有していた会社に損失が生じたときは、当該会社は、当該損失に相当する額を、当該事業年度の決算期において、貸借対照表の資産の部に計上し、繰延資産として整理することができる。この場合には、当該決算期から十年以内に、毎決算期に均等額以上の償却をしなければならない。

2 前項の規定の適用がある場合における会社法第四百六十一条第二項の規定の適用については、同項中「の合計額を減じて得た」とあるのは、「及び内閣府令で定める場合における民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八十二条第一項の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額中内閣府令で定める金額の合計額を減じて得た」とする。

第七章 民間資金等活用事業推進会議等

（民間資金等活用事業推進会議）

第八十三条 内閣府に、特別の機関として、民間資金等活用事業推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 基本方針の案を作成すること。

二 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に係る施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に係る施策に関する重要事項について審議し、及びその施策の実施を推進すること。

3 会議は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、各省各庁の長に協議するとともに、民

間資金等活用事業推進委員会の意見を聴かなければならない。

第八十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 3 委員は、会長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 前三項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(民間資金等活用事業推進委員会)

第八十五条 内閣府に、民間資金等活用事業推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、実施方針の策定状況、特定事業の選定状況、特定事業の客観的な評価状況その他民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等の実施状況を調査審議する。
- 3 民間事業者等は、委員会に対し、民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等に関する意見を提出することができる。
- 4 委員会は、前二項の場合において必要があると認めるときは、民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等の促進及び総合調整を図るため、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。
- 5 内閣総理大臣又は関係行政機関の長は、前項の意見を受けてとった措置について、委員会に報告しなければならない。
- 6 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。この場合において、委員会は、提出を受けた資料その他所掌事務を遂行するために収集した資料の公表に関し必要な措置を講ずるものとする。

第八十六条 委員会は、学識経験者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員九人で組織する。

- 2 専門の事項を調査審議させる必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。
- 3 委員会に、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 4 前三項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第八章 雑則

(政令への委任)

第八十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第九章 罰則

第八十八条 機構の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。

- 2 前項の場合において、犯人が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第八十九条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第九十条 第八十八条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2 前条第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

第九十一条 機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又はこれらの職にあった者が、第四十四条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十二条 第六十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第九十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第三十四条第一項の規定に違反して、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。

二 第三十四条第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかったとき。

三 第五十条第一項又は第四項の規定に違反して、登記することを怠ったとき。

四 第五十二条第二項の規定に違反して、業務を行ったとき。

五 第五十四条第二項又は第五十六条第一項の規定に違反して、内閣総理大臣に通知をしなかったとき。

六 第五十八条第一項の規定に違反して、予算の認可を受けなかったとき。

七 第六十条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

八 第六十二条第二項の規定による命令に違反したとき。

第九十四条 第三十六条第二項の規定に違反して、その名称中に民間資金等活用事業推進機構という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、少なくとも三年ごとに、この法律に基づく特定事業の実施状況（民間事業者の技術の活用及び創意工夫の十分な発揮を妨げるような規制の撤廃又は緩和の状況を含む。）について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 政府は、公共施設等に係る入札制度の改善の検討を踏まえつつ、民間事業者から質問又は提案を受けること等の特定選定（特定事業を実施する民間事業者の選定をいう。以下この条において同じ。）における民間事業者との対話の在り方、段階的な事業者選定の在り方、特定選定の手続における透明性及び公平性の確保その他の特定選定の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（水道事業等に係る旧資金運用部資金等の繰上償還に係る措置）

第四条 政府は、平成三十年度から令和五年度までの間に、次の各号に掲げる地方公共団体から、平成九年一月三十一日までに当該地方公共団体に対して貸し付けられた旧資金運用部資金（資金運用部資金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十九号）第一条の規定による改正前の資金運用部資金法（昭和

二十六年法律第百号) 第六条第一項に規定する資金運用部資金をいう。以下この項において同じ。) 又は平成九年三月三十一日までに当該地方公共団体に対して貸し付けられた旧公営企業金融公庫資金(地方公共団体金融機構法(平成十九年法律第六十四号) 附則第九条第一項の規定による解散前の公営企業金融公庫の資金をいう。以下この項において同じ。) であって、年利三パーセント以上のもののうち、水道事業等(水道法(昭和三十二年法律第七十七号) による水道事業若しくは水道用水供給事業又は下水道法(昭和三十三年法律第七十九号) による公共下水道若しくは流域下水道の用に供する施設に関する事業をいう。以下この項において同じ。) に係る公共施設等(次の各号に規定する水道事業等公共施設等運営権条例に基づいて設定された公共施設等運営権に係るものに限る。) の建設、改修、維持管理又は運営(以下この項において「建設等」という。) に充てられた金額(当該金額が明らかでないときは、当該公共施設等の建設等に要した費用その他の事情を考慮して内閣府令・総務省令・財務省令で定める基準により算定した金額) に相当するもの(以下この条において「対象貸付金」という。) について繰上償還を行おうとする旨の申出があった場合において、当該地方公共団体の水道事業等の経営の健全化が特に必要であり、かつ、当該地方公共団体から水道事業等に係る公共施設等運営事業に関し政令で定める事項を定めた計画が提出され、当該計画の内容が当該地方公共団体の水道事業等の健全かつ効率的な運営に相当程度資するものであると認めるときは、政令で定めるところにより、当該申出に係る対象貸付金が旧資金運用部資金であるときは限度額を限度として繰上償還に應ずるものとし、当該申出に係る対象貸付金が旧公営企業金融公庫資金であるときは地方公共団体金融機構に対して限度額を限度として繰上償還に應ずるよう要請するものとする。

- 一 平成二十九年度までに水道事業等に係る公共施設等運営権に関する第十八条第一項の条例(次号及び次項第一号において「水道事業等公共施設等運営権条例」という。) を定めており、これに基づいて平成三十年度から令和二年度までの間に水道事業等に係る公共施設等運営事業が開始された地方公共団体
 - 二 平成三十年度から令和三年度までの間に水道事業等公共施設等運営権条例を定めた地方公共団体
- 2 前項に規定する「限度額」とは、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額をいう。
- 一 前項第一号に掲げる地方公共団体又は同項第二号に掲げる地方公共団体(平成三十年度又は令和元年度に水道事業等公共施設等運営権条例を定めたものに限る。) 対象貸付金の残高又は当該公共施設等運営権の設定の対価として当該地方公共団体が収受した金銭(第二十条の規定により徴収した金銭を含み、定期に又は分割して収受すべきときは、その最初に収受した分に限る。) の額のいずれか少ない額
 - 二 前項第二号に掲げる地方公共団体(前号に掲げるものを除く。) 前号に定める額の二分の一に相当する額
- 3 第一項の場合において、政府は、繰上償還に應ずるために必要な金銭として対象貸付金の元金償還金以外の金銭を受領しないものとする。
- 4 前項の規定は、地方公共団体金融機構が第一項の規定に基づく政府の要請により繰上償還に應ずる場合について準用する。

附 則 (平成一一年六月一一日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第十九条まで及び第二十一条から第六十六条までの規定は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一三年一二月一二月法律第一五一号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年五月二九日法律第四五号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一五年七月三〇日法律第一三二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七年八月一五日法律第九五号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月七日法律第五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

- 二 第九十六条第一項の改正規定、第百条の次に一条を加える改正規定並びに第百一条、第百二条第四項及び第五項、第百九条、第百九条の二、第百十条、第百二十一条、第百二十三条、第百三十条第三項、第百三十八条、第百七十九条第一項、第二百七条、第二百二十五条、第二百三十一条の二、第二百三十四条第三項及び第五項、第二百三十七条第三項、第二百三十八条第一項、第二百三十八条の二第二項、第二百三十八条の四、第二百三十八条の五、第二百六十三条の三並びに第三百十四条第一項の改正規定並びに附則第二十二条及び第三十二条の規定、附則第三十七条中旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)附則第二条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の二十九の改正規定並びに附則第五十一条中市町村の合併の特例等に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第四十七条の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (平成一九年六月一三日法律第八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

- 三 附則第二十六条から第六十条まで及び第六十二条から第六十五条までの規定 平成二十年十月一日

(検討)

第六十六条 政府は、附則第一条第三号に定める日までに、電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律、石油の備蓄の確保等に関する法律、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律、民間都市開発の推進に関する特別措置法、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律その他の法律（法律に基づく命令を含む。）の規定により政投銀の投融資機能が活用されている制度について、当該制度の利用者の利便にも配慮しつつ、他の事業者との対等な競争条件を確保するための措置を検討し、その検討の結果を踏まえ、所要の措置を講ずるものとする。

(会社の長期の事業資金に係る投融資機能の活用)

第六十七条 政府は、会社の長期の事業資金に係る投融資機能を附則第一条第三号に定める日以後において活用する場合には、他の事業者との間の適正な競争関係に留意しつつ、対等な競争条件を確保するための措置その他当該投融資機能の活用に必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二三年三月三十一日法律第一三三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第三条の規定 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十七号）の公布の日

附 則 （平成二三年六月一日法律第五七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の改正規定（同条に二項を加える部分を除く。）及び第十一条の三第一項の改正規定並びに附則第三条中地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十一条第六項の改正規定（「規定する公共施設等」の下に「（同項第三号に掲げる賃貸住宅（公営住宅を除く。）及び同項第五号に掲げる施設を除く。）」を加える部分に限る。）及び同法附則第十五条第二十二項の改正規定（「規定する公共施設等」の下に「（同項第三号に掲げる賃貸住宅（公営住宅を除く。）及び同項第五号に掲げる施設を除く。）」を加える部分に限る。）並びに附則第三条の二の規定 公布の日

二 第四条第一項、第四項及び第五項の改正規定、第二十条の次に章名及び二条を加える改正規定（二条を加える部分に限る。）並びに第二十二条の見出しの改正規定並びに附則第五条 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第六条の改正規定 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第五号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律の規定による改正前の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五条第三項の規定により公表された実施方針に係る特定事業については、この法律の規定による改正後の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第六条、第七条第二項、第九条、第十条、第十一条の二第三項及び第八項並びに第十一条の三第二項、第四項、第六項及び第八項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二五年六月一二日法律第三四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に民間資金等活用事業推進機構という文字を使用している者については、この法律による改正後の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「新法」という。）第三十六条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条 株式会社民間資金等活用事業推進機構の成立の日の属する事業年度の株式会社民間資金等活用事業推進機構の予算については、新法第五十八条第一項中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「その成立後遅滞なく」とする。

（検討）

第四条 政府は、新法第五章の規定による株式会社民間資金等活用事業推進機構の支援を通じて新法第二条第二項に規定する特定事業を推進するに当たっては、災害の未然の防止及び災害が発生した場合における被害の拡大の防止を図るため公共施設等の整備等（同項に規定する公共施設等の整備等をいう。）の必要性が増大している一方で、国及び地方公共団体の厳しい財政状況に鑑み、財政資金の効率的使用を図る必要があることから、速やかに、道路その他の公共施設等（同条第一項に規定する公共施設等をいう。）の運営等（同条第六項に規定する運営等をいう。）について民間資金等の活用の一層の推進を図るための方策について検討を行うものとする。

附 則 （平成二六年五月一四日法律第三四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二六年六月四日法律第五六号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二六年六月二七日法律第九一号） 抄

この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 （平成二七年九月一八日法律第七一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（寒冷地手当に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の第七十八条第一項に規定する国派遣職員は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）附則第十六条第六項の規定の適用については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条の七第三項に規定する行政執

行法人職員等とみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年五月二七日法律第五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月二〇日法律第六〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条の改正規定及び附則第五条から第十七条までを削る改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年六月一四日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。)、第八十五条、第百二条、第百七条(民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。)、第百十一条、第百四十三条、第百四十九条、第百五十二条、第百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。)及び第百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

二 第三条、第四条、第五条(国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。)、第二章第二節及び第四節、第四十一条(地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。)、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。)、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条(職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。)、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第百条まで、第百四条、第百八条、第百九条、第百十二条、第百十三条、第百十五条、第百十六条、第百十九条、第百二十一条、第百二十三条、第百三十三条、第百三十五条、第百三十八条、第百三十九条、第百六十一条から第百六十三条まで、第百六十六条、第百六十九条、第百七十条、第百七十二條(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。)並びに第百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

(行政庁の行為等に関する経過措置)

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和元年一二月一一日法律第七一号） 抄

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定（「第六十八条第二項」を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。）、第二十一条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七条中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一条中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七条の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第二百二十四条及び第二百五条の規定

公布の日

附 則 （令和三年五月一九日法律第三七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の二十七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定

二及び三 略

- 四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五条、第六条、第七条（第三項を除く。）、第十三条、第十四条、第十八条（戸籍法第二百二十九条の改正規定（「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分を除く。）に限る。）、第十九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く。）、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く。）、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第三十五条の改正規定（「（条例を含む。）」を削る部分に限る。）を除く。）、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定
- 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 （令和四年一二月一六日法律第一〇〇号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第一項の改正規定及び第五十六条第二項の改正規定 公布の日

二 第五十二条の改正規定及び次項の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令

(平成十一年政令第二百七十九号)

最終改正：平成三十年政令第二百二十五号

内閣は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第九条の規定に基づき、この政令を制定する。

(親会社等)

第一条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「法」という。）第九条第四号に規定する政令で定める法人は、ある法人に対して次のいずれかの関係（次項において「特定支配関係」という。）を有する法人とする。

- 一 その総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総出資者の議決権の過半数を有していること。
- 二 その役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下この項において同じ。）に占める自己の役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。次号において同じ。）の割合が二分の一を超えていること。
- 三 その代表権を有する役員の地位を自己の役員又は職員が占めていること。

2 ある法人に対して特定支配関係を有する法人に対して特定支配関係を有する法人は、その法人に対して特定支配関係を有する法人とみなして、この条の規定を適用する。

(技術提案について準用する公共工事の品質確保の促進に関する法律の規定の読替え)

第二条 法第十条第三項の規定により公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第十五条第五項本文、第十六条、第十七条第一項前段、第十八条第一項及び第二項並びに第十九条の規定を準用する場合においては、同法第十五条第五項本文中「発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求めて落札者を決定する」とあるのは「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第三項に規定する公共施設等の管理者等（以下「公共施設等の管理者等」という。）は、その募集に応じようとする者に対し技術提案を求めて同条第二項に規定する特定事業（以下「特定事業」という。）を実施する民間事業者を選定する」と、同法第十六条、第十七条第一項前段、第十八条第一項及び第二項並びに第十九条中「発注者」とあるのは「公共施設等の管理者等」と、同法第十六条中「競争に参加する者に」とあるのは「特定事業を実施する民間事業者の募集に応じようとする者に」と、「競争に参加する者の」とあるのは「当該募集に応じようとする者の」と、「施工技術」とあり、及び「技術的能力」とあるのは「経営能力及び技術的能力」と、「競争に参加すること」とあるのは「当該募集に応じようとする」と、同条及び同法第十八条第一項中「公共工事」とあるのは「特定事業」と、同法第十六条中「技術水準」とあるのは「水準」と、「落札者を決定する」とあるのは「当該特定事業を実施する民間事業者を選定する」と、同項中「当該工事」とあるのは「当該特定事業」と、「仕様」とあるのは「内容」と、「発注の」とあるのは「特定事業の選定の」と読み替えるものとする。

(地方公共団体の議会の議決を要する事業契約)

第三条 法第十二条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額（借入れにあっては、予定賃借料の総額）が同表下欄

に定める金額を下らないこととする。

法第二条第五項に規定する選定事業者が建設する同条第一項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第四十条第一項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。）の買入れ又は借入れ	都道府県	千円 五〇〇、〇〇〇
	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この表において「指定都市」という。）	三〇〇、〇〇〇
	市（指定都市を除く。）	一五〇、〇〇〇
	町村	五〇、〇〇〇

（公共施設等の管理者等による利用料金の收受等）

第四条 公共施設等の管理者等（法第二条第三項に規定する公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。）をいう。次項において同じ。）は、同条第六項に規定する公共施設等運営事業（附則第二条第一号において「公共施設等運営事業」という。）の円滑かつ効率的な遂行を図るため、法第九条第四号に規定する公共施設等運営権者（以下この条において「公共施設等運営権者」という。）が法第二十三条第一項の規定により自らの収入として收受する利用料金（以下この条において「利用料金」という。）を、当該地方公共団体が徴収する料金（これを対価とするサービスの提供が当該利用料金を対価とするサービスの提供と密接な関連を有するものに限る。）と併せて收受する必要があると認めるときは、当該公共施設等運営権者の委託を受けて、当該利用料金を收受することができる。

2 公共施設等の管理者等は、前項の規定により、公共施設等運営権者の委託を受けて利用料金を收受しようとするときは、あらかじめ、その旨を通知その他適切な方法により、当該利用料金を支払うべき者に周知しなければならない。

（国派遣職員に係る国家公務員倫理規程の特例）

第五条 法第七十八条第一項に規定する国派遣職員は、国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）第四条第三項の規定の適用については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八十二条第二項に規定する特別職国家公務員等とみなす。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十一年九月二十四日）から施行する。

（旧資金運用部資金等の繰上償還の申出に係る水道等公共施設等運営事業に関する計画に定めるべき事項）

第二条 法附則第四条第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 水道等公共施設等運営事業（法附則第四条第一項に規定する水道事業等（以下この条及び次条第二項において「水道事業等」という。）に係る公共施設等運営事業をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る法第十九条第二項各号に掲げる事項
- 二 水道等公共施設等運営事業が開始された日（水道等公共施設等運営事業の開始前に法附則第四条第一項の規定による繰上償還の申出を行う場合にあっては、当該申出を行う日）の属する年度の前年度（次号において単に「前年度」という。）における特定水道事業等（水道事業等のうち、当該水道等公共施設等運営事業に係る同項に規定する公共施設等を用いて行われたものをいう。次号において同じ。）の収支

の状況

三 前年度における水道事業等に要した費用の額に対する特定水道事業等に要した費用の額の割合

四 水道等公共施設等運営事業の収支の見通し

五 前各号に掲げるもののほか、水道等公共施設等運営事業に関する維持管理の方針その他の水道等公共施設等運営事業に関し内閣府令・総務省令・財務省令で定める事項

(旧資金運用部資金等の繰上償還に係る手続)

第三条 法附則第四条第一項の規定による繰上償還の申出及び水道等公共施設等運営事業に関する計画の提出は、内閣総理大臣、総務大臣及び財務大臣に対して行うものとする。

2 内閣総理大臣、総務大臣及び財務大臣は、前項の申出及び提出をした地方公共団体の水道事業等の経営の健全化が特に必要であり、かつ、当該地方公共団体から提出された水道等公共施設等運営事業に関する計画の内容が当該地方公共団体の水道事業等の健全かつ効率的な運営に相当程度資するものであると認めるときは、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体に通知するものとする。

3 前項の規定による通知をした場合において、当該繰上償還に係る資金が法附則第四条第一項に規定する旧公営企業金融公庫資金（次項において「旧公営企業金融公庫資金」という。）であるときは、内閣総理大臣、総務大臣及び財務大臣は、地方公共団体金融機構に対し、遅滞なく、当該通知に係る地方公共団体の繰上償還に応ずるよう要請するものとする。

4 第二項の規定による通知を受けた地方公共団体は、繰上償還の額、繰上償還の期日その他の繰上償還を行うために必要な事項を記載した申請書を、当該繰上償還に係る資金が法附則第四条第一項に規定する旧資金運用部資金である場合にあっては財務大臣に、当該繰上償還に係る資金が旧公営企業金融公庫資金である場合にあっては地方公共団体金融機構に、それぞれ提出するものとする。

附 則 （平成二三年一月二八日政令第三五五号）

この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

附 則 （平成二五年九月四日政令第二五六号）

この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年九月五日）から施行する。

附 則 （平成二六年六月四日政令第二〇二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二七年一月一日政令第三七五号）

この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十一号）の施行の日（平成二十七年十二月一日）から施行する。

附 則 （平成二八年一月三〇日政令第三六二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三〇年七月二七日政令第二二五号）

この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成三十年八月一日）から施行する。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則

(平成二十三年内閣府令第六十五号)

最終改正：令和五年内閣府令第五十三号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）の規定に基づき、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

(実施方針の策定の提案の添付書類)

第一条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「法」という。）第六条第一項に規定する内閣府令で定める書類は、特定事業の効果及び効率性に関する評価の過程及び方法を示す書類とする。

(実施方針の策定の見通しの公表)

第二条 公共施設等の管理者等は、毎年度、四月一日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあっては、予算の成立の日）以後遅滞なく、当該年度に策定することが見込まれる実施方針（公共施設等の管理者等の行為を秘密にする必要があるものを除く。）に係る次に掲げるもの見通しに関する事項を公表しなければならない。

- 一 特定事業の名称、期間及び概要
- 二 公共施設等の立地
- 三 実施方針を策定する時期

2 前項の規定による公表は、次のいずれかの方法で行わなければならない。

- 一 官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 二 公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法

3 前項第二号の規定による公衆の閲覧は、閲覧所を設け、又はインターネットを利用して閲覧に供する方法によらなければならない。

4 第二項第二号に掲げる方法で公表した場合においては、当該年度の三月三十一日まで掲示し、又は閲覧に供しなければならない。

5 公共施設等の管理者等は、少なくとも毎年度一回、十月一日を目途として、第一項の規定により公表した策定の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表しなければならない。

第三条 前条第二項から第四項までの規定は、変更後の策定の見通しに関する事項の公表の方法について準用する。

(心身の故障により職務を適正に行うことができない者)

第三条の二 法第九条第五号ホの内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(事業契約の内容の公表)

第四条 法第十五条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 契約金額（契約金額が存在しない場合を除く。）

二 契約終了時の措置に関する事項

- 2 公共施設等の管理者等は、特定事業に係る事業契約を締結したときは、当該特定事業ごとに、公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法で、当該事業契約の内容（国の安全若しくは外交上の秘密又は犯罪の捜査に係るものを除く。）を公表しなければならない。
- 3 第二条第三項の規定は、前項の規定による公衆の閲覧について準用する。
- 4 公共施設等の管理者等は、第二項の特定事業について契約金額の変更を伴う事業契約の変更をしたときは、変更後の事業契約の内容及び変更の理由を公表しなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。
- 5 第二項又は前項の規定により公表した事項については、少なくとも、公表した日の翌日から起算して一年間が経過する日まで掲示し、又は閲覧に供しなければならない。

（公共施設等運営権に関する実施方針の変更提案の添付書類）

第四条の二 法第十九条の二第一項に規定する内閣府令で定める書類は、同項の工事による公共施設等運営事業の効果の増進及び効率性の向上に関する評価の過程及び方法を示す書類とする。

（公共施設等運営権実施契約に定める事項等）

第五条 法第二十二条第一項第四号に規定するその他派遣職員を当該業務に従事させることに関し必要な事項は、公共施設等運営権者と法第七十八条第一項又は第七十九条第一項の任命権者又はその委任を受けた者との間で個別の派遣職員の当該公共施設等運営権者における報酬その他の勤務条件並びに当該公共施設等運営権者において従事すべき業務及び業務に従事すべき期間その他当該派遣職員をその業務に従事させることに関し必要な事項を定めた取決めを締結する旨を含むものとする。

- 2 前項の取決めで定める個別の派遣職員の公共施設等運営権者における報酬は、法第七十八条第一項又は第七十九条第一項の要請に応じて退職をする日においてその者の受ける給与額を基準とするものでなければならない。
- 3 第一項の取決めで定める個別の派遣職員の公共施設等運営権者において従事すべき業務は、公共施設等の運営等に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務を主たる内容とするものでなければならない。
- 4 第一項の取決めで定める個別の派遣職員の公共施設等運営権者において業務に従事すべき期間は、法第七十八条第一項又は第七十九条第一項の要請に応じて退職をする日の翌日から起算して三年を超えない範囲内のものでなければならない。

第六条 法第二十二条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第二十条の規定により費用を徴収する場合には、その旨及びその金額又はその金額の決定方法
- 二 契約終了時の措置に関する事項
- 三 公共施設等運営権実施契約の変更に関する事項

（公共施設等運営権実施契約の内容の公表）

第七条 法第二十二条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、前条第一号及び第二号に掲げる事項（同条第一号に掲げる事項にあっては、公にすることにより、当該公共施設等運営権者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものを除く。）とする。

- 2 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営事業に係る公共施設等運営権実施契約を締結したときは、当該公共施設等運営事業ごとに、公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法で、当該公共

施設等運営権実施契約の内容（国の安全若しくは外交上の秘密又は犯罪の捜査に係るものを除く。）を公表しなければならない。

3 第二条第三項の規定は、前項の規定による公衆の閲覧について準用する。

4 第四条第五項の規定は、第二項の規定による公表について準用する。

（利用料金に関して実施方針に関する条例に定めるべき事項）

第八条 法第二十三条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 利用料金の算定の方法
- 二 利用料金の周知の方法

（議事録）

第九条 法第四十八条第八項の規定による議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 議事録は、書面又は電磁的記録（法第四十八条第九項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）をもって作成しなければならない。

3 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- 一 民間資金等活用事業支援委員会（以下この条において「委員会」という。）が開催された日時及び場所（当該場所に存しない委員又は監査役が委員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）
- 二 委員会の議事の経過の要領及びその結果
- 三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する委員があるときは、当該委員の氏名
- 四 法第四十八第六項の規定により委員会において述べられた意見があるときは、その意見の内容の概要

（署名又は記名押印に代わる措置）

第十条 法第四十八条第九項に規定する内閣府令で定める措置は、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）とする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第十一条 法第四十九条第二項第二号に規定する内閣府令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（書面をもって作られた議事録の備置き及び閲覧等における特例）

第十二条 法第四十八条第八項に規定する議事録が書面をもって作られているときは、株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下この条において「機構」という。）は、その書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取措置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を、機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルにより備え置くことができる。

2 機構は、前項の規定により備え置かれた電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものを機構の本店において閲覧又は謄写に供することができる。

（身分を示す証明書）

第十三条 法第六十三条第一項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式

によるものとする。

附 則

この府令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十七号）の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

附 則 （平成二五年九月四日内閣府令第五六号）

この府令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十四号）の施行の日（平成二十五年九月五日）から施行する。

附 則 （平成二七年一二月一日内閣府令第七〇号） 抄

（施行期日）

1 この府令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十一号）の施行の日（平成二十七年十二月一日）から施行する。

附 則 （平成三〇年九月二八日内閣府令第四八号）

この府令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十号）の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

附 則 （令和元年一〇月二八日内閣府令第三七号）

この府令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。

附 則 （令和五年六月一四日内閣府令第五三号）

この府令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和五年六月十五日）から施行する。。

別記様式 略

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針

平成十二年三月十三日 総理府告示第十一号

(平成二十五年九月二十日 閣議決定)

(平成二十七年十二月十八日 閣議決定)

(平成三十年十月二十三日 閣議決定)

本格的な少子・高齢社会が到来する中で国民が真に豊かさを実感できる社会を実現するためには、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、質の高い公共サービスを提供することが、国、地方公共団体並びに独立行政法人及び特殊法人その他の公共法人の公共施設等の管理者等に課せられた重要な政策課題であるが、この実現のために、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、財政資金の効率的な使用を図りつつ、官民の適切な役割及び責任の分担の下に、公共施設等の整備等（公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）に関する事業の実施を民間事業者に行わせることが適切なものについてはできる限り民間事業者に委ねることが求められている。

また、国及び地方の財政は、長期債務残高の合計がGDPの2倍程度で推移しているなど非常に厳しい状況にあり、財政の効率性を高めていくために、徹底した無駄の削減と予算の使い途の大胆な見直しが求められている。公共施設等の整備等についても、経済成長に結びつく投資効果の高い公共施設等や、人口減少が見込まれる中で国民の生活や都市や地域の活力を維持し、環境や防災等の課題に的確に対応した公共施設等など、その必要性を厳しく精査した上で進める必要がある。人口減少・高齢化の進展に伴い、コンパクトシティの推進等を図り、公共施設等の新規投資や更新に当たっては、既存の計画の見直しや施設の廃止も含め、選択と集中を強かに推進し、経済社会と人口構造の実情に即した再編を進めることが求められる。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業（以下「PFI事業」という。）は、こうした真に必要な公共施設等の整備等と財政健全化の両立を図る上で、重要な役割を果たすものである。PFI事業の活用が推進されることにより、公共施設等の整備等に民間の資金やノウハウ等が最大限活用される中で、民間資金の出し手や民間事業者の視点による評価を経ることとなり、真に必要な公共施設等の整備等が効率的に進められることが期待される。

このためには、施設整備費と事業期間中の管理費等を、公共施設等の管理者等が税財源から支払う方式のPFI事業については、例えば維持管理等において業績と連動した契約とすることや複数の施設の改修や維持管理等を束ねて1つの事業とするなど包括的な契約とすること等により、民間の創意工夫によるコスト縮減を積極的に喚起し、できるだけ税財源負担を減らす努力を行うことが重要である。

また、利用料金等の税財源以外の収入により費用の全部又は一部を回収するPFI事業については、官民が適切に連携しつつ、民間にとっても魅力的な事業を推進することが重要である。

以上を通じて、民間投資を喚起し、真に必要な公共施設等の整備等と地域の活性化、経済成長につなげていくことが必要である。

PFI事業は、公共性のある事業（公共性原則）を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して（民間経営資源活用原則）、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものであり（効率性原則）、特定事業の選定及び民間事業者の選定においては公平性が担保され（公平性原則）、特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されねばならない（透明性原則）。さ

らに、P F I 事業の実施に当たっては、各段階での評価決定についての客観性が求められ（客観主義）、公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすることが必須であり（契約主義）、事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されなければならない（独立主義）。公共施設等の管理者等は、公共サービスの提供を目的に事業を行おうとする場合、当該事業を民間事業者に行わせることが財政の効率化、公共サービスの水準の向上等に資すると考えられる事業については、できる限りその実施をP F I 事業として民間事業者に委ねることが望まれる。

このP F I 事業の着実な実施は、次のような成果をもたらすものと期待される。

第一は、国民に対して低廉かつ良質な公共サービスが提供されることである。この目的を達成することは、もとより公的部門の重要な課題である。しかし、財政状況が厳しさを増す中、真に必要な公共施設等の整備等と財政健全化を両立させる必要があるところ、民間事業者の経営上のノウハウの蓄積及び技術的能力の向上を背景に、公共施設等の整備等にその経験と能力の活用を図ることが求められている。このような状況の下で、P F I 事業による公共サービスの提供が実現すると、それぞれのリスクの適切な分担により、事業全体のリスク管理が効率的に行われること、加えて、建設、製造、改修（設計を含む。）、維持管理及び運営の全部又は一部が一体的に扱われること、公共施設等運営権の活用等を通じた自由度の高い運営により民間の創意工夫が生かされること等により、事業期間全体を通じての事業コストの削減、ひいては全事業期間における財政負担の縮減が期待できる。また同時に、質の高い社会資本の整備及び公共サービスの提供を可能にするものである。このP F I 事業を円滑に実施することにより、他の公共施設等の整備等に関する事業においても、民間の創意工夫等が活用されることを通じて、その効果が広範に波及することが期待される。

第二は、公共サービスの提供における行政の関わり方が改革されることである。P F I 事業は、民間事業者に委ねることが適切なものについて、民間事業者の自主性、創意工夫を尊重しつつ、公共施設等の整備等に関する事業をできる限り民間事業者に委ねて実施するものである。このことを通じ、官民の適切な役割分担に基づく新たな官民パートナーシップが形成されるとともに、財政資金の効率的利用や真に必要な公共施設等の整備等と財政健全化の両立が図られ、行財政改革の推進に寄与することが期待される。

第三は、民間の事業機会を創出することを通じて経済の活性化に資することである。P F I 事業は、従来主として国、地方公共団体等の公的部門が行ってきた公共施設等の整備等の事業を民間事業者に委ねることから、民間に対して新たな事業機会をもたらす効果があることに加えて、他の収益事業と組み合わせて実施することによっても、新たな事業機会を生み出すことになる。また、P F I 事業のための資金調達方法として、プロジェクト・ファイナンス等新たな手法を取り入れることに加え、株式会社民間資金等活用事業推進機構が、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給等を行うことにより、我が国におけるインフラ投資市場の整備の促進につながる事が予想される。これらの結果、新規産業を創出し、経済構造改革を推進する効果が期待される。

以上のような認識の下に、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重したP F I 事業の促進を図ることは、喫緊の政策課題といえる。国及び地方公共団体においては、公共施設等の管理者等が特定事業の実施を円滑に進められるように、以下に示すところにより、所要の財政上及び金融上の支援、関連する既存法令との整合

性の明確化、規制の緩和等の措置を講ずる必要がある。

本基本方針は、公共施設等の管理者等が、共通の方針に基づいてPFI事業を実施することを通じて、効率的かつ効果的な社会資本の整備が促進されることを期し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、特定事業の実施に関する基本的な方針として定めるものである。なお、本基本方針は、国等（法第2条第3項第1号及び第3号に掲げる者をいう。以下同じ。）が公共施設等の管理者等として行うPFI事業について主として定めるものであり、同時に、地方公共団体においても、法の趣旨にのっとり、本基本方針の定めるところを参考として、PFI事業の円滑な実施の促進に努めるものとする。

一 公共施設等の整備等に関する事業における法第3条第1項の規定の趣旨に沿った民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用に関する基本的な事項

1 公共施設等の整備等に関する事業に係る一般的事項

国等は、公共施設等の整備等に関する事業を行う場合、民間の持つ資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されることが可能な事業であって、民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者に委ねるものとする。

2 PFI事業の導入に向けた検討に関する事項

国等は、公共施設等の整備等に関する事業のうち、1の規定に鑑みその実施を民間事業者に委ねることが適切であるものについては、PFI事業の導入を検討するものとし、具体の案件形成につながるよう努めるものとする。

二 民間事業者の提案による特定事業の選定その他特定事業の選定に関する基本的な事項

1 実施方針の策定及び公表

(1) 国等は、PFI事業の円滑な実施を促進していくためには、具体的な特定事業を早期に実現し、その実施過程の中で諸制度の整備、改善を図っていくことが必要であるとの観点に立ち、公共施設等の整備等に関する事業のうち、事業の分野、形態、規模等に鑑み、PFI事業としての適合性が高く、かつ、国民のニーズに照らし、早期に着手すべきものと判断される事業から、法第5条に定める実施方針を策定する等の手続に着手することとする。また、法第6条に基づく民間事業者からの実施方針の策定の提案（以下「民間提案」という。）があった事業については、下記3に従い、積極的にこれを取り上げて、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 国等は、実施方針の策定及び公表を、公平性及び透明性の確保の観点から、当該事業に関する情報が早くかつ広く周知されるよう、なるべく早い段階で行うよう努めることとする。

(3) 国等は、実施方針において、法第5条第2項各号に掲げる事項を定めるものとする。実施方針の策定に当たっては、民間事業者にとって特定事業への参入のための検討が容易になるよう、当該特定事業の事業内容、民間事業者の選定方法等についてなるべく具体的に記載するものとする。この際、実施方針は、公表当初において相当程度の具体的内容を備えた上で、当該特定事業の事業内容の検討の進行に従い、順次詳細化して補完することとしても差し支えない。

(4) 国等は、実施方針において、法第9条各号のいずれかに該当する者は、特定事業を実施する民間事業者の募集に応じることができない旨記載するものとする。

2 特定事業の選定及び公表

国等は、実施方針の策定後、当該事業の実施可能性等を勘案した上で、これを特定事業として実施することが適切であると判断したときは、法第7条に基づく特定事業として選定することとする。法第7条に基づく特定事業の選定及び法第11条に基づく客観的な評価の結果の公表については、次の点に留意して行うものとする。なお、下記(2)及び(3)の算定及び評価については、漸次その客観性及び透明性の向上を図るよう努めていく必要がある。

- (1) 特定事業の選定に当たっては、PFI事業として実施することにより、公共施設等の整備等が効率的かつ効果的に実施できることを基準とすること。これを具体的に評価するに当たっては、民間事業者に委ねることにより、公共サービスが同一の水準にある場合において事業期間全体を通じた公的財政負担の縮減を期待することができること又は公的財政負担が同一の水準にある場合においても公共サービスの水準の向上を期待することができること等を選定の基準とすること。
- (2) 公的財政負担の見込額の算定に当たっては、財政上の支援に係る支出、民間事業者からの税収その他の収入等が現実に見込まれる場合においてこれらを調整する等適切な調整を行って、将来の費用（費用の変動に係るリスクをできる限り合理的な方法で勘案したものとする。）と見込まれる公的財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価すること。
- (3) 公共サービスの水準の評価は、できる限り定量的に行うことが望ましいが、公共サービスの水準のうち定量化が困難なものを評価する場合においては、客観性を確保した上で定性的な評価を行うこと。
- (4) 上記(1)の特定事業の選定は、国、地方を通じて厳しさを増す財政状況の中で、当該公共施設等の整備等が真に必要なものであることが前提であること。
- (5) 特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を、評価の内容（公共サービスの水準について定性的な評価を行った場合は、その評価の方法と結果を含む。以下同じ。）と併せ、民間事業者の選定その他公共施設等の整備等への影響に配慮しつつ、速やかに公表すること。なお、実施方針の策定及び公表後に、事業の実施可能性等についての客観的な評価の結果等に基づき特定事業の選定を行わないこととしたときも同様とすること。
- (6) 上記(5)の公表のほか、選定又は不選定に係る評価の結果に関する詳細な資料については、民間事業者の選定その他公共施設等の整備等の実施への影響に配慮しつつ、適切な時期に適宜公表すること。

3 民間提案に対する措置

国等は、PFI事業の促進にとって有益な民間事業者からの活発な提案を促すため、民間事業者からの提案に関し、次の点に留意して対応するものとする。

- (1) 公共施設等の管理者等は、民間事業者の提案に係る受付、評価、通知、公表等を行う体制を整える等、適切な対応をとるために必要な措置を積極的に講ずること。また、国等は、民間事業者が円滑に提案を行うことができるように、関係する情報の公開等に努めるものとする。
- (2) 国等は、民間提案を受けたときは、当該民間提案の趣旨を踏まえ、当該提案に係る公共施設等の整備等の必要性、実現可能性等及びPFI事業を活用することの妥当性、財政に及ぼす影響、他の手法による当該公共施設等の整備等の可能性等につき検討すること。なお、当該検討は、業務の遂行に支障のない範囲内で可能な限り速やかに行うこと。

- (3) 国等は、民間提案を行った民間事業者の権利その他正当な利益を損ねないように留意して当該民間提案を取り扱うこと。
- (4) 国等が、民間提案を受けて実施方針を定めることが適当であると認めるときは、その旨を、当該民間提案を行った民間事業者に通知した後、速やかに、実施方針の策定を行うこと。また、民間提案を受けて実施方針を策定する際には、知的財産として保護に値する提案内容の取扱いについて配慮すること。
- (5) 国等が、民間提案を受けて実施方針を定める必要がないと判断したときは、その旨及び理由を、当該民間提案を行った民間事業者に通知すること。この場合において、新たに民間提案を行おうとする民間事業者の参考に供することが適当と認められる場合その他特に必要があると認められるときは、当該民間提案の事業案の概要、公共施設等の管理者等の判断の結果及び理由の概要につき、当該事業者の権利その他正当な利益及び公共施設等の整備等の実施に対する影響に留意の上、公表するものとする。
- (6) 国等は、民間提案の検討に相当の期間を要する場合は、当該民間提案を行った民間事業者に対し、結果を通知する時期の見込みについて通知すること。

三 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項

- 1 国（法第2条第3項第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）は、法第8条第1項に基づく民間事業者の選定及び法第11条に基づく客観的な評価の結果の公表については次の点に留意して行うものとする。
 - (1) 民間事業者の募集及び選定に関しては、「公平性原則」にのっとり競争性を担保しつつ、「透明性原則」に基づき手続の透明性を確保した上で実施するよう留意すること。加えて、できる限り民間事業者の創意工夫が発揮されるように留意するとともに、所要の提案準備期間の確保にも配慮すること。
 - (2) 会計法令の適用を受ける契約に基づいて行われる事業を実施する民間事業者の選定に際しては、会計法令に基づき、一般競争入札によることを原則とすること。
 - (3) 競争入札に際し、会計法令の規定に従い価格及びその他の条件により選定を行うこととする場合には、客観的な評価基準を設定すること。公共サービスの水準等について、やむを得ず定性的な評価基準を用いる場合でも、評価結果の数量化により客観性を確保すること。
 - (4) 会計法令の規定の適用を受けない場合においても、競争性を担保すること。また、この場合又は随意契約による場合においても、上記(3)の趣旨にのっとり客観的な評価を行うことを条件とすること。
 - (5) 法第9条各号のいずれかに該当する者は、特定事業を実施する民間事業者の募集に応じることができない旨入札条件に明記すること。また、特定事業を実施する民間事業者の募集に応じようとする者が法第9条に規定する欠格事由に該当しないことを確認するため、関係機関が協力し、必要な体制を整備すること。
 - (6) 募集に当たっては、民間事業者の創意工夫が極力発揮されるように、会計法令に定めるところの範囲内において、提供されるべき公共サービスの水準を必要な限度で示すことを基本とし、構造物、建築物等の具体的な仕様の特定については必要最小限にとどめること。
 - (7) 民間事業者には質問の機会を与えるとともに、質問に係る情報提供に当たっては、競争条件を損なわないよう、公正に行うこと。特に、発注者のみでは十分な要求水準書等を作成することが困難な場合や応募者からの提案内容等の予測が困難な場合等には、応募者との意思の疎通を図るための質問・回答等（対話）を最大限活用すること。

- (8) 民間提案を受けて策定した実施方針に基づき選定された特定事業につき、法第8条第1項に基づく民間事業者の選定を行う際は、当該民間提案が当該実施方針策定に寄与した程度を勘案して、当該提案を行った民間事業者を適切に評価すること。
- (9) 民間事業者の選定を行ったときは、その結果を評価の結果、評価基準及び選定の方法に応じた選定過程の透明性を確保するために必要な資料（公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。）と併せて速やかに公表すること。
- (10) 民間事業者の募集及び選定に係る過程を経た結果、民間事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととした場合においては、上記二(5)及び(6)に準じ、公表すること。

2 独立行政法人、特殊法人その他の公共法人（法第2条第3項第3号に掲げる者をいう。）は、民間事業者の選定等について、上記1(1)から(10)までの規定に準じて、公正かつ適正に実施するものとする。

3 国は、上記1(3)及び(4)に記載された客観的な評価基準、定性的な客観性の確保等に関しては、PFI事業に係る評価手法と評価手続の特性を考慮して、漸次、その手法及び手続と規範の在り方を実務的に定め、透明性の向上を図るよう努めなければならない。

四 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する基本的な事項

国等は、選定事業の適正かつ確実な実施の確保を図るため、国等及び民間事業者の責任の明確化等について次の点に留意して措置するものとする。

1 法第10条に基づく技術提案制度は、できる限り民間事業者の創意工夫が発揮されるように、入札段階において、民間事業者による技術や工夫についての提案を求める制度であることを踏まえ、国等は次の点に留意すること。

- (1) 特定事業の特質を踏まえた適切な評価項目を設定し、定量的又は定性的な評価基準及び得点配分に従い、評価を行うこと。
- (2) 技術提案を積極的に活用するため、技術提案の内容の一部を改善することでより優れた提案となる場合や一部の不備を解決できる場合には、技術提案の審査において、提案者に当該技術提案の改善を求め、又は改善を提案する機会を与えるよう努めること。
- (3) 特定事業に応募しようとする民間事業者から積極的な技術提案を引き出すため、高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めた場合には、経済性に配慮しつつ、各々の提案とそれに要する費用が適切であるかを審査し、最も優れた提案を採用できるよう予定価格を定めるよう努めること。

2 公共施設等の管理者等は、実施方針において、選定事業における公共施設等の管理者等の関与、リスク及びその分担をできる限り具体的に明らかにすること。

3 民間事業者がPFI事業も含めた公共工事等の発注の見通し全体を容易に把握できるよう、国等は、実施方針の策定の見通しの公表を、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第4条第1項に規定する公共工事の発注の見通しの公表と併せて行うことや、同じ時期に行うこと等の工夫に努めること。

4 事業契約において、以下の諸点に留意して規定すること。

- (1) 事業契約は、選定事業に係る責任とリスクの分担その他事業契約の当事者の権利義務を取り決めるものであり、できる限りあいまいさを避け、具体的かつ明確に取り決めること。
- (2) 公共施設等の管理者等は、事業契約において、選定事業者により提供されるサービスの内容と質、サービス水準の測定と評価方法、料金及び算定方法等事業契約の当事者双方の負う債務の詳細並びにその履行方法に加えて、当事者が事業契約の規定に違反した場合に、選定事業の修復に必要な適切かつ合理的な措置、債務不履行の治癒及び当事者の救済措置等を規定すること。
- (3) 公共施設等の管理者等は、民間事業者に対する関与を必要最小限のものにすることに配慮しつつ、適正な公共サービスの提供を担保するため、以下の事項等を考慮し、事業契約でこれらについて合意しておくこと。
 - (イ) 公共施設等の管理者等が、選定事業者により提供される公共サービスの水準を監視することができること。
 - (ロ) 公共施設等の管理者等が、選定事業者から、定期的に事業契約の義務履行に係る事業の実施状況報告の提出を求めることができること。
 - (ハ) 公共施設等の管理者等が、選定事業者から、公認会計士等による監査を経た財務の状況についての報告書（選定事業の実施に影響する可能性のある範囲内に限る。）の提出を定期的に求めることができること。
 - (ニ) 選定事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある事態が発生したときには、公共施設等の管理者等は選定事業者に対し報告を求めることができるとともに、第三者である専門家による調査の実施とその調査報告書の提出を求めることができること。
 - (ホ) 公共サービスの適正かつ確実な提供を確保するために、必要かつ合理的な措置と、公共施設等の管理者等の救済のための手段を規定すること。
 - (ヘ) 公共施設等の管理者等による選定事業に対する、上記(イ)から(ホ)までに基づく事業契約の規定の範囲を超えた関与は、安全性の確保、環境の保全に対する検査・モニタリング等、選定事業の適正かつ確実な実施の確保に必要とされる合理的な範囲に限定すること。
- (4) 選定事業のリスク分担について、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方に基づいて取り決めること。また、経済的に合理的な手段で軽減又は除去できるリスクについては、適切な措置を講ずるものとし、事業契約において、その範囲及び内容を、できる限り具体的かつ明確に規定すること。
- (5) 選定事業の終了時期を明確にするとともに、事業終了時における土地等の明渡し等、当該事業に係る資産の取扱いについては、経済的合理性を勘案の上、できる限り具体的かつ明確に規定すること。
- (6) 事業継続が困難となる事由を、できる限り具体的に列挙し、当該事由が発生した場合又は発生するおそれが強いと認められる場合における事業契約の当事者のとるべき措置を、その責めに帰すべき事由の有無に応じて、具体的かつ明確に規定すること。事業修復の可能性があり、事業を継続することが合理的である場合における事業修復に必要な措置を、その責めに帰すべき事由の有無に応じて、具体的かつ明確に規定すること。事業破綻時における公共サービスの提供の確保については、上記(5)に規定する当該事業に係る資産の取扱いを含め、当該事業の態様に応じて、的確な措置を講ずることを規定すること。
- (7) 事業契約の解除条件となる事由に関し、その要件及び当該事由が発生したときに協定等の当事者のとるべき措置について、上記(5)及び(6)に留意の上、具体的かつ明確に規定すること。

- (8) 上記(4)から(7)までに規定する事業契約の当事者の対応が、選定事業における資金調達の金額、期間、コストその他の条件に大きな影響を与えることに留意し、適切かつ明確な内容とすることに留意すること。また、当該選定事業が破綻した場合、公共施設等の管理者等と融資金融機関等との間で、事業及び資産の処理に関し直接交渉することが適切であると判断されるときは、融資金融機関等の債権保全等その権利の保護に配慮しつつ、あらかじめ、当該選定事業の態様に応じて適切な取決めを行うこと。
- (9) 選定事業者の責任により組成される金融の仕組みによって、選定事業者の破綻に伴い、金融機関等第三者が選定事業の継承を要求し得る場合には、公共性、公平性の観点に基づき、継続的な公共サービスの提供を確保するために合理的である限りにおいて、あらかじめ、事業契約において適切な取決めを行うこと。
- (10) 事業契約若しくはその規定の解釈について疑義が生じた場合又は事業契約に規定のない事項に関し係争が生じた場合に、これらを解消するための手続その他の措置については、当該選定事業の態様に応じ、あらかじめ、具体的かつ明確に規定すること。
- (11) 国等は、法第 15 条第 3 項に規定するもののほか、公開することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項を除き事業契約の内容を公表すること。

5 選定事業者が、国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人（当該法人の出資又は拠出に係る法人を含む。）である場合、公共施設等の管理者等は、具体的かつ明確な責任分担の内容を、選定事業者その他の利害関係者に対し明らかにし、透明性を保持するよう特段の配慮をすること。

6 選定事業者が、当該選定事業以外の他の事業等に従事する場合に、かかる他の事業等に伴うリスクにより当該選定事業に係る公共サービスの提供に影響を及ぼすおそれがあるときは、この影響を避けるため又は最小限にするため、事業契約に必要な規定を設ける等、適切な措置を講ずること。また、選定事業者が、選定事業を実施するために新たに設立された法人である場合に、選定事業の実施に係る懸念を解消するため適当なときは、公共施設等の管理者等と選定事業者の出資者との間で、選定事業の適正かつ確実な実施を担保するために必要な措置を、経済合理性を勘案の上、別途合意しておくこと。

五 公共施設等運営権に関する基本的な事項

公共施設等運営権（以下「運営権」という。）は、利用料金の徴収を行う公共施設等について、利用料金の決定等も含め、民間事業者による自由度の高い事業運営を可能とし、民間事業者の創意工夫が活かされること及び運営権を財産権と認め、その譲渡を可能とするとともに、抵当権の設定等による資金調達の円滑化が図られることが効果として期待される。このような趣旨を踏まえ、次の点に留意して必要な措置を講じるものとする。

1 運営権に関する実施方針の策定等及び運営権の設定に関すること

(1) 国等は、運営権に関する実施方針について、以下の点に留意して策定すること

- (i) 実施方針において、法第 17 条に掲げる事項を定めるものとする。また、実施方針の策定に当たっては、民間事業者にとって公共施設等運営事業への参入のための検討が容易になるよう、当該公共施設等運営事業の事業内容、民間事業者の選定方法、退職派遣制度（法第 22 条第 1 項第 4 号

に規定する派遣職員を公共施設等運営権者の業務に従事させる制度をいう。以下同じ。)の利用の可否等についてなるべく具体的に記載すること。この際、実施方針は、公表当初において相当程度の具体的内容を備えた上で、当該公共施設等運営事業の事業内容の検討の進行に従い、順次詳細化して補完することとしても差し支えないこと。

(0) 国等は、法第 20 条に規定する費用以外の金銭の負担を、公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）に基づき公共施設等運営権者に対して求める場合には、その旨（予め負担額を定める場合にあつては、負担を求める旨及びその金額）を実施方針に定めること。

(ハ) 法第 17 条第 6 号の規定により、実施方針に運営権に関する公共施設等の利用料金に関する事項を定める場合には、以下の点に留意して、適切な利用料金の上限、幅などについて規定すること。

ア 公共施設等運営権者の自主性と創意工夫が尊重されることが重要であること。

イ 特定の者に対して不当な差別的取り扱いをするものではないこと。

ウ 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共施設等の利用者の利益を阻害するおそれがあるものではないこと。

(2) 国等は、法第 19 条第 1 項の規定により運営権を設定するときは、選定事業者に対し、設定書を交付すること。

(3) 個別法において公共施設等の設置、管理、運営の規定がある法律に基づき管理者等が設定されている公共施設等であつて利用者から利用料金を徴収するものに対する運営権の設定については、別表のとおりであること。

また、個別法において管理者等が設定されていない公共施設等であつて利用者から利用料金を徴収するものに対する運営権の設定は可能であること。

2 実施契約に関すること

実施契約において、以下の諸点に留意して規定すること。

(1) 実施契約は、公共施設等運営事業に係る責任とリスクの分担その他実施契約の当事者の権利義務を取り決めるものであり、また、リスク分担の内容が運営権に係る契約当事者に求められる金銭の負担額にも影響を与えるものであるため、できる限りあいまいさを避け、具体的かつ明確に取り決めること。

(2) 公共施設等の管理者等は、民間事業者に対する関与を必要最小限のものにすることに配慮しつつ、適正な公共サービスの提供を担保するため、以下の事項等を考慮し、実施契約でこれらについて合意しておくこと。

(イ) 公共施設等運営事業の実施に重大な悪影響を与えるおそれがある事態が発生したときには、公共施設等の管理者等は公共施設等運営権者に対し報告を求めることができるとともに、第三者である専門家による調査の実施とその調査報告書の提出を求めることができること。

(ロ) 公共サービスの適正かつ確実な提供を確保するために、必要かつ合理的な措置と、公共施設等の管理者等の救済のための手段を規定すること。

(3) 公共施設等運営事業のリスク分担について、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方に基づいて取り決めること。また、経済的に合理的な手段で軽減又は除去できるリスクについては、適切な措置を講ずるものとし、実施契約において、その範囲及び内容を、できる限り具体的かつ明確に規定した上で、自らのリスク分担に必要な措置を講ずること。

なお、法第 30 条第 1 項の規定は、同項に規定する場合の補償につき規定するものであり、実施契約の解除等運営権の消滅以外の事由に起因するリスク分担について実施契約において定めることについて、制約するものではないこと。

- (4) 公共施設等運営事業の事業期間終了時の公共施設等運営事業に係る資産の取扱いについては、経済的合理性を勘案の上、できる限り具体的かつ明確に規定すること。
- (5) 事業継続が困難となる事由を、できる限り具体的に列挙し、当該事由が発生した場合又は発生するおそれが強いと認められる場合における実施契約の当事者のとるべき措置を、その責めに帰すべき事由の有無に応じて、具体的かつ明確に規定すること。事業修復の可能性がある、事業を継続することが合理的である場合における事業修復に必要な措置を、その責めに帰すべき事由の有無に応じて、具体的かつ明確に規定すること。事業破綻時における公共サービスの提供の確保については、上記(4)に規定する当該事業に係る資産の取扱いを含め、当該事業の態様に応じて、的確な措置を講ずることを規定すること。
- (6) 退職派遣制度に基づき派遣職員を公共施設等運営権者の業務に従事させる期間は、当該公共施設等運営権者の要請、個別の公共施設等運営事業の事情等を踏まえつつ、当該公共施設等運営事業の初期段階に限ること。
- (7) 上記(3)から(6)までに規定する実施契約の当事者の対応が、公共施設等運営事業における資金調達額の金額、期間、コストその他の条件に大きな影響を与えることに留意し、適切かつ明確な内容とすることに留意すること。また、当該公共施設等運営事業が破綻した場合、公共施設等の管理者等と融資金融機関等との間で、事業及び資産の処理に関し直接交渉することが適切であると判断されるときは、融資金融機関等の債権保全等その権利の保護に配慮しつつ、あらかじめ、当該公共施設等運営事業の態様に応じて適切な取決めを行うこと。
- (8) 実施契約若しくはその規定の解釈について疑義が生じた場合又は実施契約に規定のない事項に関し係争が生じた場合に、これらを解消するための手続その他の措置については、当該公共施設等運営事業の態様に応じ、あらかじめ、具体的かつ明確に規定すること。
- (9) 国等は、法第 22 条第 2 項に規定するもののほか、公開することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項を除き実施契約の内容を公表すること。
- (10) 国等は、法第 30 条第 1 項の規定による通常生ずべき損失の補償方法について、あらかじめ実施契約において規定することができること。

3 運営権の移転に関すること

運営権制度は、公共施設等に係る公共サービスの安定的継続的な提供を確保しつつ、運営権そのものについて譲渡等の目的となりうることとすることにより、資金調達を含め公共施設等運営事業を円滑に実施する環境を整備することを目的とするものであることに鑑み、法第 26 条の移転の許可等の運用については、施設の利用者、事業者、債権者等の関係者の利益を考慮しつつ、適切かつ円滑に移転が行われるよう配慮すること。

4 運営権の取消し等に関すること

- (1) 国等は、運営権の取消しについては、公共サービスを継続的に提供することの重要性、契約違反等の重大性、運営権を目的とする抵当権者等の利益、運営権を取り消すことによって保護される利益等を勘案し、公共施設等運営権者に運営権の取消しとなる原因の除去を求めるなど運営権の取消し以外

に取り得る手段の有無を検討した上で慎重に行うこと。

(2) 国等は、法第 29 条第 1 項第 2 号に規定する公益上の必要による運営権の取消しを行おうとする際は、運営権により実施される公共サービスの公益性と、新たに生じた公益上の必要性とを客観的に評価・比較した上で、取消し等に係る判断を慎重に行うこと。

(3) 国等は、運営権を取り消す際は、当該公共施設等で提供される公共サービスの重要性を踏まえ、当該公共サービスの継続等に必要な体制を整備しておくこと。

六 職員の派遣等の人的援助に関する基本的な事項

退職派遣制度のほか、職員の派遣等については、選定事業者からの要請など民間事業者が質の高い公共サービスを提供するために必要なときに、民間事業者に対し、既存の職員派遣等に係る制度の範囲内で、一定期間の派遣等の後に官署に復帰することを前提として職員の派遣、職員の出張、講習会の開催等の人的援助を行うこと。

七 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的な事項

1 政府は、特定事業の実施に係る法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関して、P F I 事業の円滑な推進を図るため、次の基本的な考え方に立ち、適切な措置を講じていくものとする。

(1) 法第 15 条の 2 の規定に基づき、公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者から、特定事業に係る支援措置の内容及び当該特定事業に関する規則を定めた規定の解釈並びに当該特定事業に対する当該支援措置及び当該規定の適用の有無について所定の様式にて確認を求められた際には、内閣総理大臣は、必要に応じ他の関係行政機関の長に確認を行い、遅滞なく、書面にて回答すること。また、同条の規定に基づき、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者から所定の様式にて助言を求められた際には、必要な助言をすること。

(2) 法第 15 条の 3 の規定に基づき、内閣総理大臣は、特定事業の適正かつ確実な実施を確保する観点から必要と認めるときは、公共施設等の管理者等に対し、実施方針に定めた事項その他の特定事業の実施に関する事項について報告を求めること。また、特定事業が法の規定を遵守しない形で実施されているなど、事業の適正化が必要と判断される場合、必要に応じ助言又は勧告を行うこと。

(3) 財政上の支援については、本来公共施設等の管理者等が受けることのできる支援の範囲内で、民間の選定事業者が受けられるように配慮すること。

(4) 税制上の措置については、現行の制度に基づくものを基本としつつ、P F I 事業の推進のために必要な措置を検討すること。また、運営権の存続期間中の更新投資などの会計処理につき、必要な基準が明確となるよう必要な環境の整備に努めるとともに、税制上の措置について周知を図ること。

(5) 政府系金融機関等による金融上の支援における選定事業の位置付けを整備し、選定事業者に対する政府系金融機関等の融資が、円滑に実施されるように配慮すること。

(6) 法第 76 条の規定の趣旨に十分配慮して、業法及び公物管理法等について、P F I 事業推進のために必要な規制の撤廃又は緩和を速やかに推進すること。なお、選定事業者の法的地位の明確化が必要であるとの観点に立ち、同事業の円滑な推進に支障が生じないよう、法令の解釈、適用等を含め、法制上の位置付けを整備すること。

- また、民間事業者の選定に関する手続については、法附則第3条の規定を踏まえ、整備を図ること。
- (7) 国有財産を無償又は時価より低い対価で選定事業の用に供することについては、法第71条第1項の規定の趣旨を踏まえ、早急にその具体的な取扱いを定めること。
 - (8) 直接金融、間接金融を問わず、民間資金を多様な手段によって効率的、効果的に活用できることが、PFI事業の円滑な実施に資することに鑑み、選定事業に係る事業契約又は実施契約の締結に当たり、選定事業者による多様な手段を通じた民間資金の円滑な調達が可能となるように配慮し、このために必要な環境の整備を図ること。
 - (9) 選定事業における金融の仕組みがプロジェクト・ファイナンスである等、当該選定事業より生ずる収入と、当該選定事業に係る有形資産又は無形資産の担保化に専ら依拠する場合において、事業契約又は実施契約の当事者がかかる手法の態様を考慮し合理的かつ適切な事業契約又は実施契約を取り決めることができるように、担保に関する制度等に関し、必要な環境の整備を図ること。
 - (10) PFI事業のために取得される不動産に担保が設定されている場合、法第82条第1項に基づき、当該不動産の担保権者、担保提供者又は所有権者に生ずる損失は、繰延資産として整理した上で、10年以内の償却が認められることに留意し、担保不動産の活用について周知を図ること。

2 国等は、民間事業者の特定事業への参入のための検討が容易となるよう、実施方針の中で、次の点について具体的な内容をできる限り明らかにするものとする。

- (1) 選定事業の実施に当たって必要な許認可等及び選定事業者が行い得る公共施設等の維持管理又は運営の範囲
- (2) 適用可能な選定事業者への補助金、制度融資等
- (3) 適用可能な税制上の優遇措置
- (4) 選定事業の用に供する国有財産を無償又は時価より低い対価で選定事業者に使用させることに関する事項

八 株式会社民間資金等活用事業推進機構に関する基本的な事項

1 株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給により、我が国におけるインフラ投資市場の整備の促進等を行うことを目的として設立されるものであり、当該目的の達成に向け、関係法令を遵守しつつ、その能力を最大限発揮するよう努めるとともに、政府との緊密な連携を図ることが必要である。

2 政府は、投資方針や支援決定後の状況等について報告させるなど機構の適切な運営の確保を図るものとする。また、政府は、特定選定事業の普及に資するため、機構と連携しつつ、案件形成や事業化の促進を図るとともに、地方公共団体に対する情報提供や案件形成支援を行うものとする。

九 民間資金等活用事業推進会議に関する基本的な事項

1 推進会議は、政府一体となってPFI事業をより強力で推進するための推進機関の役割を担う。

2 行政の簡素化の観点から、推進会議と民間資金等活用事業推進委員会との役割の違いに留意し、政府一体となってPFI事業を推進するため、相互に補完しつつ、それぞれの役割を果たすよう留意すること。

十 民間資金等活用事業推進委員会に関する基本的な事項

民間資金等活用事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、法第 15 条の2及び第 85 条の規定に基づき、政府と協力して、PFI事業の実施を促進するために、以下の役割等を担う。

- 1 民間資金等の活用による国の公共施設等の整備等（以下十において「国の公共施設等の整備等」という。）については、推進委員会がその実施状況や民間事業者等からの意見について所要の調査審議を行い、PFI事業の実施の促進のために必要があると認める場合、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べ、国の公共施設等の整備等の促進及び総合調整を図る。
- 2 推進委員会は、政府とともに、内外のPFIに関する情報、選定事業の実施状況、PFI事業に関連する法制度、税制等に関する情報等、PFI事業の円滑な推進に寄与する情報を収集し、国民のPFI事業に対する理解やPFI事業に関わる関係者の便宜のためにこれらの情報を広く一般に供する。
- 3 推進委員会は、上記1のとおり内閣総理大臣等に対し意見を述べるほか、国がPFI事業を実施するに当たり、その円滑な推進のために要請したときには、国の公共施設等の整備等の総合調整を図る観点から当該機関に対し適切な助言を行う。
- 4 国の公共施設等の整備等に関する民間事業者等からの意見、提言又は苦情については、推進委員会が受け付け、PFI事業の実施の促進のために必要があると認める場合、国の公共施設等の整備等の促進及び総合調整を図るため、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べる。
- 5 推進委員会は、推進委員会の活動について国民の理解を深めるよう広報に努めるとともに、広く国民のPFI事業についての理解を深め、PFI事業の円滑な実施を図るため、政府の行う広報に協力する。
- 6 推進委員会は、上記各項目に係る調査審議に資するため、収集されたPFI事業に関する情報について分析し、PFI事業の実施促進に必要な調査を行うことその他以上の活動に伴い必要なPFI事業の実施を促進する上で必要な業務を遂行する。
- 7 推進委員会は、法第 15 条の2第5項に規定する、公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者からの確認の求めに対する内閣総理大臣からの回答及び関係行政機関の長からの回答の通知につき報告を受けるほか、同条第7項に規定する、内閣総理大臣からの求めに応じ、適切に意見を述べる。

十一 地方公共団体における特定事業の実施に関する基本的な事項

地方公共団体においては、前項までの事項を参考として、次の事項に留意の上、特定事業の円滑な実施に

努めるものとする。

1 支援

- (1) 必要があると認めるときは、選定事業の用に供する間、公有財産を無償又は時価より低い対価で選定事業者を使用させることができること。
- (2) 選定事業の実施を支援するために必要な資金の確保又はそのあっせんに努めること。
- (3) 実施方針に照らして、選定事業者に対し、必要な財政上及び金融上の支援を行うこと。
なお、選定事業者に対する支援は、整備される施設の特性、事業の実施場所等に応じた柔軟かつ弾力的なものであること。

2 規制緩和

民間事業者の技術の活用及び創意工夫の十分な発揮を妨げるような地方公共団体独自の規制については、その撤廃又は緩和を速やかに推進すること。

3 P F I 事業の推進

- (1) 一の規定に鑑み、地方公共団体においても、地域の実情や先行事例等を踏まえ、公共施設等の整備等に関する事業の実施を民間事業者に委ねることが適切であるものについては、P F I 事業の導入を検討するものとし、具体の案件形成につながるよう努めるものとする。
- (2) 特定事業の選定、民間事業者の評価、選定に当たっては、公平性、透明性の確保を図ること。
- (3) 特定事業の実施に際し必要となる諸手続については、円滑に事務処理を行い、その促進を図ること。
- (4) 民間事業者の提案に係る受付、評価、通知、公表等を行う体制を整える等、適切な対応を図ること。
- (5) P F I 事業に関する情報の収集を行うとともに、特定事業の実施に関して、住民に対する知識の普及、情報の提供等を行い、住民の理解、同意及び協力を得るための啓発活動を推進すること。
- (6) 民間事業者に対する技術的な援助について必要な配慮を加えるとともに、特許等の技術の利用の調整その他民間事業者の有する技術の活用について、特段の配慮を行うこと。
- (7) 事業契約に基づき債務負担行為を行う場合は、長期的な財政負担の在り方に十分配慮しながら、財政の健全性と柔軟性を保持し、中長期的な観点からの財政負担の縮減を図ること。
- (8) 民間事業者の選定に当たっては、競争性を担保しつつ、総合評価方式、性能発注方式の活用など、P F I 事業の態様に適した方法を採用するよう努めること。

4 運営権の活用

- (1) 法第 19 条第 4 項の運営権設定に係る議会の議決については、法第 12 条の事業契約に係る議会の議決と同時に行うことができること。
- (2) 実施方針に関する条例に基づいて実施契約が締結された場合には、その後に実施方針に関する条例が改廃されても、締結された実施契約の効力に影響はないこと。
- (3) 運営権を設定しようとする公共施設等について、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定を適用する場合においては、類似の手続を同時に行うこと等により手続の負担に配慮するとともに、両制度の適切な運用にも配慮すること。

十二 その他特定事業の実施に関する基本的な事項

- 1 政府は、推進委員会の協力の下、内外のPFIに関する情報、選定事業の実施状況、PFI事業に関連する法制度、税制等に関する情報等、PFI事業の円滑な推進に寄与する情報を収集し、国民のPFI事業に対する理解やPFI事業に関わる関係者の便宜のため、これを広く一般に供する。
- 2 政府は、広く国民のPFI事業の理解を深め、PFI事業の円滑な実施を図るため広報を行う。

附 則

本基本方針は、閣議決定の日から施行する。

(別表) 個別法において公共施設等の設置、管理、運営の規定がある法律に基づき管理者等が設定されている施設であって、利用者から利用料金を徴収するものに対する運営権の設定について

施設	管理者等	根拠法令	公共施設等運営権の設定について
水道施設	水道事業者 水道用水供給事業者	水道法	設定は可能 (注)
医療施設	国 地方公共団体 独立行政法人 等	医療法	設定は可能 ただし、医療法第7条第6項の趣旨に照らし、営利を目的とする者が医業本体を事業範囲とするとは認められない。
社会福祉施設	社会福祉事業者	社会福祉関係各法	設定は可能 (注)
漁港 (プレジャーボート収容施設)	地方公共団体	漁港漁場整備法	設定は可能
中央卸売市場	都道府県又は人口20万人以上の人口を有する市等	卸売市場法	設定は可能
工業用水道事業	地方公共団体 地方公共団体以外の者等	工業用水道事業法	設定は可能 (注)
熱供給施設	熱供給事業者	熱供給事業法	設定は可能 (注)
駐車場	地方公共団体 等	駐車場法	設定は可能
都市公園	地方公共団体 等	都市公園法	設定は可能

施設	管理者等	根拠法令	公共施設等運営権の設定について
下水道	地方公共団体	下水道法	設定は可能
道路	地方公共団体 等	道路整備特別措置法	設定は可能（注）
賃貸住宅	地方公共団体 等	公営住宅法等	設定は可能
鉄道（軌道を含む）	地方公共団体 等	鉄道事業法 軌道法	設定は可能（注）
港湾施設	地方公共団体 等	港湾法	設定は可能
空港	国 地方公共団体 空港会社	航空法 空港法 等	設定は可能
産業廃棄物処理施設	民間事業者 廃棄物処理センター	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	設定はなじまない
浄化槽	個人、法人、市町村又は一部 事務組合	浄化槽法	設定は可能

（注）各事業を運営するためには、別途、各事業法に基づき許可等を受けることが必要。

平成12年3月29日
(平成17年10月3日一部改正)

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

自治事務次官

地方公共団体におけるPFI事業について

今般、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第4条第1項に定める基本方針が制定されました。地方公共団体においては、下記事項に留意のうえ、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、貴都道府県内市区町村にもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

第1 総括的事項

1 PFI法は、平成11年9月24日に施行され、同法第4条第1項に基づき、内閣総理大臣が、平成12年3月13日、別添のとおり基本方針を定めたところであること。

基本方針は、国（独立行政法人、特殊法人その他の公共法人を含む）が公共施設等の管理者等として行うPFI事業について主として定めたものであり、地方公共団体については、PFI法第3条に規定する基本理念にのっとり、本基本方針を勘案した上で、公共性及び安全性の確保、資金の効率的使用、民間事業者の自主性の尊重等に配慮して、地域における創意工夫を生かしつつ、PFI事業が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとされていること。（PFI法第4条第7項）

2 以下、本通知において、次の用語は、それぞれ下記のとおりとする。

- (1) PFI事業 地方公共団体がPFI法第5条第1項の実施方針を定めて実施するPFI法第2条第4項に定める「選定事業」をいう。
- (2) PFI事業者 PFI法第7条第1項の規定によりPFI事業を実施する者として選定された者をいう。
- (3) PFI契約 地方公共団体とPFI事業者の間で締結される、PFI事業に係る契約をいう（PFI法第9条に定める議会の議決が必要な契約にあっては、これを経たのものに限る。）。
- (4) 政府調達協定 1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定をいう。
- (5) 特例政令 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）をいう。

3 PFI法第9条及び民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律施行令に定めるとおり、以下のPFI契約については、あらかじめ議会の議決を経なければならないこと。これは、地方自治法第96条第1項第5号に定める議会の議決との均衡を考慮するとともに、PFI事業に係る将来の財政負担等を議会においてチェックする趣旨であること。また、この場合における金額は、PFI契約の予定

価格の金額のうち維持管理、運営等に要する金額を除いた金額により判断するものであること。

法第二条第五項に規定する選定事業者が建設する同条第一項に規定する公共施設等（地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第四十条第一項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く）の買入れ又は借入れ	千円
	都道府県 500,000
	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この表において「指定都市」という。） 300,000
	市（指定都市を除く。） 150,000
	町村 50,000

4 PFI 事業の実施の検討に当たっては、事前に適切な需要見直しを行うなど、事業自体の必要性を十分に検討するとともに、事業者選定段階においても、需要変動リスクが存在する事業又は大きな事業については、過大な需要見直しを前提とした事業提案でないか十分に審査すること。

なお、「民間と競合する公的施設の改革について」（平成12年6月9日付け自治事務次官通知）の趣旨も踏まえて適切に対応すること。

5 PFI 法が、いわゆる第三セクターの抱える諸課題等を考慮のうえ立法された経緯も踏まえ、PFI 契約において、PFI 事業者とのリスクの分担（PFI 事業の継続が困難になった場合の措置を含む。以下同じ）を明確にしておくとともに、PFI 事業者に対する安易な出資及び損失補償は、厳に慎むこと。

6 総務省は自治行政局地域振興課を窓口として相談に応じることとしているので、PFI 事業の実施を検討している地方公共団体は積極的に相談すること。また、(財)地域総合整備財団において、PFI アドバイザーの派遣、PFI 研修会、民間事業者との意見交換会などを実施し、相談窓口を設置しているので、適宜活用を図ること。さらに、同財団において、自治体 PFI 推進センターが設置されているので、地方公共団体間の意見交換及び情報の共有の場としてあわせて活用を図ること。

なお、PFI 事業に対する貸付けであって現行のふるさと融資の要件を満たすものについてはこれを対象とするものであること。詳細は(財)地域総合整備財団に照会すること。

7 PFI 事業の実施に当たっては、実施方針、選定結果、契約、協定、金融機関との直接の取決め（ダイレクト・アグリーメント）、PFI 事業者の決算報告及び監視等の結果についてもすべて公開し、PFI 事業選定の手続及び実施の透明性の確保を図ること。

第2 PFI 事業に係る債務負担行為の位置付け

PFI 法に基づいて公共施設等の整備を行うために設定される債務負担行為は、効率的かつ効果的な公共施設等の整備のために設定されるものであり「もっぱら財源調達的手段として設定する債務負担行為」（「債務負担行為の運用について」（昭和47年9月30日付け自治導第139号）に該当するものではないと解されること。

しかしながら、この場合においても財政の健全性を確保する必要があるので、PFI 事業における債務負担行為に係る支出のうち、施設整備費や用地取得費に相当するもの等公債費に準ずるものを起債制限比率の計算の対象とするものであること。

第3 PFI 事業に係る地方財政措置

PFI 事業のうち1の要件を満たすものに係る施設整備費について、地方公共団体がPFI 事業者に対し

て財政的支出を行う場合、2の財政措置を講じること。なお、具体的内容については「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」（平成12年3月29日付け自治省財政局長通知）を参照すること。

1 要件

ア 当該施設の所有権が一定期間経過後に地方公共団体に移転（当該施設の整備後直ちに移転する場合を含む。）するもの又はPFI契約が当該施設の耐用年数と同程度の期間継続するものであること。

イ 通常当該施設を地方公共団体が整備した場合に国庫補助負担制度がある事業については、PFI事業で整備する場合にも同等の措置が講じられるものであること。

2 財政措置の内容

ア 国庫補助負担金が支出される事業

当該国庫補助負担金の内容に応じて、地方公共団体が直接整備する場合と同等の地方債措置又は地方交付税措置を講じること。

イ 地方単独事業として実施されるPFI事業

地方公共団体が直接整備する場合に施設の種別に応じた財政措置の仕組みがある施設については当該措置内容に準じて、そのような財政措置の仕組みがない施設（公共性が高く、かつ非収益的な施設で一定の要件を満たすものに限る）については一定の範囲で、地方交付税措置を講じること。

第4 税制上の措置

(1) PFI事業者がPFI事業の用に供する土地については、特別土地保有税の非課税措置が講じられていること。（地方税法第586条第2項第1号の27）

(2) PFI事業者が港湾法に規定する無利子貸付けを受けてPFI事業として整備する特定用途港湾施設のうち一定のもの、政府の補助金を受けてPFI事業として整備する廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理施設のうち一定のもの、政府の補助金を受けてPFI事業として整備する国立大学法人法に規定する国立大学の校舎のうち一定のもの又はPFI事業（法律の規定により公共施設等の管理者等である国又は地方公共団体がその事務又は事業として実施するものに限る。）として整備する公共施設等のうち一定のものについて、不動産取得税又は固定資産税若しくは都市計画税の課税標準の特例措置が講じられていること。（地方税法附則第11条第24項から第27項まで及び第31項並びに同法附則第15条第48項、第49項、第51項及び第55項）

第5 契約関係

1 PFI契約の相手方の決定の手続については、基本方針「二 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項」を参考として、適切に実施すること。

2 契約の相手方の選定方法の原則（一般競争入札）

— 総合評価一般競争入札の活用等 —

PFI事業者の選定方法は、公募の方法等によることとされており（PFI法第7条第1項）、一般競争入札によることが原則とされていること。

この場合において、PFI契約においては、価格のみならず、維持管理又は運営の水準、PFI事業者とのリスク分担のあり方、技術的能力、企画に関する能力等を総合的に勘案する必要があることにかんがみ、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第167条の10の2）の活用を図ること。

この際、あらかじめ学識経験者の意見を聴き、落札者決定基準を適切に定め、公表すること等、所定の

手続について十分留意すること。（「地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行について」（平成11年2月17日付け自治行第3号自治事務次官通知）を参照のこと。）

3 随意契約による場合の留意点

上記1によらず、随意契約の方法によるためには、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当することを要すること。この場合において、以下の点に留意すること。

(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」については、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合もこれに当たると解されているところであり（別紙昭和62年3月20日最高裁第2小法廷判決参照）、PFI契約についてもこれを踏まえて適切に判断するものであること。

(2) 同条第5号「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」とは、相手方が多量のストックをかかえ売り込む意欲が強い場合等、相手方が特殊な地位に立っている場合が該当するものとされていること。この場合において、同号の「著しく有利な価格」とは、一般的には、品質、性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格（時価を基準としたもの）から勘案しても、競争入札に付した場合より誰が見てもはるかに有利な価格で契約できるときと解されており、したがって、当該地方公共団体が当該公共施設等を整備すると仮定する場合の価格と当該相手方の価格を比較するとともに、一般的なPFI事業者がPFI方式で整備すると仮定した場合の標準的な価格と比較し、著しく有利であるか否かにより判断するものであること。

4 政府調達協定の適用を受けるPFI契約についての留意点

(1) PFI契約は、公共施設等の建設のみならず、維持管理及び運営をも内容とするものであり、このため、政府調達協定対象の役務と対象外の役務の双方を包含する混合的な契約となりうるものであること。

こうした混合的な契約においては、主目的である調達に着目し、全体を当該主目的に係る調達として扱うこととされており、主目的が物品等又は協定の対象である役務の調達契約であって、当該契約の全体の予定価格（主目的以外の物品等及び役務に係る価額を含む）が適用基準額を超える場合に、特例政令の適用を受けることとされているので、都道府県及び指定都市においては留意すること。（「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の公布について」平成7年11月1日付け自治行第84号行政課長通知参照）

(2) 特例政令第10条本文において引用する地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の「緊急の必要」とは、例えば、災害時において一般競争入札又は指名競争入札の方法による手続をとるときは、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、経済上はなほだしく不利益を被るに至るような場合を想定していること。

(3) 特例政令第10条第1項第6号は、設計契約について随意契約によることができるとしているものであり、建設、維持管理、運営等、設計以外の内容を一体的に含むPFI契約は、その対象ではないものと解されること。

5 その他

(1) PFI契約の相手方の決定の手続に際しては、特別目的会社に対する出資予定者等により構成される、法人格の無い共同企業体の形式で参加し、PFIの選定事業者となった後に、初めて法人格を持った特別目的会社を設立して、地方公共団体との間でPFI契約を締結することも差し支えないこと。

- (2) 民間事業者による発案が可能とされている（PFI法第4条第2項第1号）が、提案を行った民間事業者を相手方として、随意契約によるPFI契約を締結するためには、地方自治法施行令第167条の2第1項各号（政府調達協定の適用を受ける場合においては、特例政令第10条第1項各号）に該当する必要があること。
- (3) PFI契約の相手方となる民間事業者の選定手続に参加した民間事業者に対し、一定のコンペ料等を支払うことを妨げるものでないこと。
- (4) ダイレクト・アグリーメントの締結等を通じ、PFI事業者と金融機関との間のリスク分担についても十分な関心を払う必要があること。
- (5) PFI事業者の責に帰する事由による契約解除の際に施設の所有権を取得・保持するための買取り規定の設定に際しては、金融機関による融資との関係にも留意し、適切に判断する必要があること。

第6 公の施設関係

- 1 PFI法に基づいて公共施設等を整備しようとする場合の当該公共施設等の管理については、公の施設制度の趣旨を踏まえ、公の施設として管理すべきか否か適切に判断するものであること。
- 2 PFI事業により公の施設を整備しようとする場合にあっては、施設の設置、その管理に関する事項等については条例でこれを定めるものであること。（地方自治法第244条の2第4項）
- 3 PFI事業により公の施設を整備しようとする場合であって、当該施設を公の施設として供用する間、PFI事業者が施設の所有権を有する場合は、地方公共団体は、公の施設を設置するに伴って住民に対して負う責務を全うするに十分な、安定的な使用権原（賃借権等）を取得しておく必要があること。
- 4 PFI事業により公の施設を整備しようとする場合であって、当該施設の管理を包括的に民間事業者に行わせる場合は、原則として地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の管理受託者の制度を採用すること。

ただし、民間事業者に対して、包括的な委任でなく、例えば下記の諸業務をPFI事業として行わせることは可能であり、また一の民間事業者に対してこれらの業務のうち複数のものをPFI事業として行わせることも可能であること。その場合にあっては、当該民間事業者については、当該公の施設の利用に係る料金を当該民間事業者の収入として収受させること及び当該料金を当該民間事業者が定めることとすることはできないこと。（地方自治法第244条の2第8項、第9項）

① 下記のような事実上の業務

- ・施設の維持補修等のメンテナンス
- ・警備
- ・施設の清掃
- ・展示物の維持補修
- ・エレベーターの運転
- ・植栽の管理

② 管理責任や処分権限を地方公共団体に留保した上で、管理や処分の方法についてあらかじめ地方公共団体が設定した基準に従って行われる下記のような定型的行為

- ・入場券の検認
- ・利用申込書の受理
- ・利用許可書の交付

③ 私人の公金取扱いの規定(地方自治法第243条、同法施行令第158条)に基づく使用料等の収入の

徴収

④ 当該施設運営に係るソフト面の企画

- 5 PFI 事業において、指定管理者の制度を採用する場合には、指定管理者に関し条例で定める事項（地方自治法第244条の2第4項）、指定の期間（同条第5項）及び指定にはあらかじめ議会の議決を経なければならないこと（同条第6項）について、PFI 事業の円滑な実施が促進されるよう適切な配慮をするとともに、指定の取消し又は管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令を行う場合におけるPFI 事業の取り扱いについて、あらかじめ明らかにするよう努めるものとされていること。（PFI 法第9条の2）

第7 公有財産関係その他

PFI 事業により公有地上に公共施設等を整備する場合には、下記の事項について留意すること。

- (1) 当該施設の所有権が当該施設の整備後直ちに地方公共団体に移転し、供用される場合には、当該施設の用地は行政財産として位置づけられるものであること。
- (2) 当該施設の所有権が一定期間経過後に地方公共団体に移転する場合であって、当該期間中、PFI 事業者に対して普通財産として用地を貸し付けるときは、最終的に当該施設の所有権が当該地方公共団体に移転し、その行政財産になる時点において、当該施設の用地も、普通財産から行政財産に切り替える必要があること。
- (3) 地方公共団体の行政財産については、原則として貸付け等や私権を設定することができないこととされているが、次に掲げる場合において、一定の条件の下でPFI 事業者に対する特例が設けられていること。
 - ① 地方公共団体は、PFI 事業に係る行政財産を、地方自治法第238条の4第1項の規定にかかわらず、貸し付けることができること。（PFI 法第11条の2第6項）
 - ② 地方公共団体は、一棟の建物の一部がPFI 事業に係る公共施設等である場合における当該建物の全部又は一部をPFI 事業者が所有しようとする場合において、地方自治法第238条の4第1項の規定にかかわらず、行政財産である土地を貸し付けることができること。（同条第7項）（当該建物のうちPFI 事業者に係る公共施設等以外の部分をPFI 事業者から譲り受けようとする者（同条第9項）又は更に譲り受けようとする者に対する当該行政財産である土地の貸付を含む（同条第10項）。③において同じ。）
 - ③ 地方公共団体は、②に規定する建物のうちPFI 事業に係る公共施設等以外の部分をPFI 事業終了後においてもPFI 事業者が引き続き所有しようとする場合において、地方自治法第238条の4第1項の規定にかかわらず、②の行政財産である土地を貸し付けることができること。
 - ④ 地方公共団体は、一定の公益的施設等の設置事業であって、PFI 事業の実施に資すると認められるものに係る行政財産を、地方自治法第238条の4第1項の規定にかかわらず、貸し付けることができること。（PFI 法第11条の3第5項）（当該施設をPFI 事業者から譲り受けようとする者（同条第7項）又は更に譲り受けようとする者（同条第8項）に対する当該行政財産の貸付けを含む。⑤において同じ。）
 - ⑤ 地方公共団体は、④に規定する公益的施設等をPFI 事業終了後においてもPFI 事業者が引き続き所有し、又は利用しようとする場合において、④の行政財産を貸し付けることができること。（同条第6項）
 - ⑥ ①から⑤までの貸付けについては、民法第604条並びに借地借家法第3条及び第4条の規定は、適用されないこと。
 - ⑦ ①から⑤までの貸付けについては、地方自治法第238条の2第2項及び第238条の5第3項から第5項までの規定が準用されること。

最高裁第二小法廷判決（昭和62年3月20日）

「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、原判決の判示するとおり、不動産の買入れ又は借入れに関する契約のように当該契約の目的物の性質から契約の相手方がおのずから特定の者に限定されてしまう場合や契約の締結を秘密にすることが当該契約の目的を達成する上で必要とされる場合など当該契約の性質又は目的に照らして競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難というべき場合がこれに該当することは疑いが無いが、必ずしもこのような場合に限定されるものではなく、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項1号（注：昭和49年改正前の地方自治法施行令第167条の2第1項第1号。現同項第2号）に掲げる場合に該当するものと解すべきである。そして、右のような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。

自治調第25号
平成12年3月29日

各都道府県知事

殿

各指定都市市長

自治省財政局長

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
(平成11年法律第117号)に基づいて地方公共団体が実施する
事業に係る地方財政措置について

標記の件について、別紙のとおり定めたので、通知します。

なお、貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

連絡先

○自治省財政局調整室

課長補佐 池本

主査 今井

電話(代表) 03-5574-7111

(内線) 4741

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
(平成11年法律第117号)に基づいて地方公共団体が実施する
事業に係る地方財政措置について

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)(以下「PFI法」という。)は、平成11年9月24日に施行され、PFI法第4条に基づく基本方針が平成12年3月13日に公布されたところである。

地方公共団体がPFI法第5条第1項の実施方針を定め、PFI法に基づいて実施する事業(以下「PFI事業」という。)については、「地方公共団体におけるPFI事業について」(平成12年3月29日付け自治事務次官通知)によりその基本的な考え方が示されたところであるが、地方財政措置の具体的な内容については下記のとおりであるので留意願います。

なお、貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知願います。

記

第1 PFI事業に係る財政措置について

地方公共団体がPFI法第5条第1項の実施方針を定めて実施するPFI事業のうち1の要件を満たすも

のに係る施設整備費について、地方公共団体がP F I 法第2条第5項に定める選定事業者（以下「P F I 事業者」という。）に対して財政的支出を行う場合、2の財政措置を講じることとする。

1 要件

- ① 当該施設の所有権が一定期間経過後に当該地方公共団体に移転（当該施設の整備後直ちに移転する場合を含む。）するもの又はP F I 契約（地方公共団体とP F I 事業者の間で締結されるP F I 事業に係る契約をいう。）が当該施設の耐用年数と同程度の期間継続するものであること。
- ② 通常当該施設を地方公共団体が整備する場合（以下「直営事業の場合」という。）に国庫補助負担制度がある事業については、P F I 事業で整備する場合にも同等の措置が講じられること。

2 財政措置の内容

(1)国庫補助負担金が支出されるP F I 事業

ア 基本的な考え方

当該国庫補助負担金の内容に応じて、直営事業の場合と同等の地方債措置又は地方交付税措置を講じる。

イ 具体的な内容

- ① 地方公共団体がP F I 事業者に対し施設整備時に整備費相当分の全部又は一部を支出する場合
地方公共団体が支出を行うに当たって、直営事業の場合と同種の地方債をその財源とすることができることとし、直営事業の場合に当該地方債の元利償還金に対して交付税措置を講じている場合には、同様の交付税措置を行う。
- ② 地方公共団体がP F I 事業者に対し後年度に整備費相当分の全部又は一部を割賦払い、委託料等の形で分割して支出する場合
地方公共団体が負担する整備費相当分（金利相当額を含む。）について、直営事業の場合の地方債の充当率、交付税措置率を勘案して財政措置の内容が同等になるように、均等に分割して一定期間交付税措置を行う。

(2)地方単独事業として実施されるP F I 事業

ア 基本的な考え方

直営事業の場合に施設の種別に応じた財政措置の仕組みがある施設については当該措置内容に準じて、そのような財政措置の仕組みがない施設（公共性が高く、かつ非収益的な施設で一定の要件を満たすものに限る。）については一定の範囲で地方交付税措置を講じる。

なお、ふるさとづくり事業に対する地域総合整備事業債の充当等、一定の政策目的に基づき地方公共団体の自主的、主体的な判断の下に行われる各種事業に対し講じられている財政措置は、「施設の種別に応じた財政措置」には当たらないことに留意すること。

イ 具体的な内容

- ① 施設の種別に応じた財政措置の仕組みがある施設（複合的な機能を有する施設については、当該部分を分別できる場合における当該部分）の場合
地方公共団体がP F I 事業者に対し、施設整備時に整備費相当分を支出するか又は後年度に整備費相当分を割賦払い、委託料等の形で分割して支出するかを問わず、何らかの形で整備費相当分の全部又は一部

を負担する場合、当該負担額の合計額（金利相当額を含む。）に対し、直営事業の地方債の充当率、交付税措置率を勘案して財政措置の内容が同等になるように、均等に分割して一定期間交付税措置を行う。

② 施設の種別に応じた財政措置の仕組みがない施設の場合

下記の要件を満たす施設について、地方公共団体がP F I 事業者に対し、施設整備時に整備費相当分を支出するか又は後年度に整備費相当分を割賦払い、委託料等の形で分割して支出するかを問わず、何らかの形で整備費相当分の全部又は一部を負担する場合、当該負担額の合計額（用地取得費を含まず、金利相当額を含む。）の20%に対し均等に分割して一定期間交付税措置を行う。

（施設の要件）

通常地方公共団体が整備を行っている公共性の高い施設であり、かつ非収益的な施設（無料又は低廉な料金で住民の用に供され、施設整備費の全部又は一部を料金ではなく地方公共団体の財源で負担することが通例である施設）であること。なお、庁舎等公用施設は対象としない。

(3) 資金手当のための地方債

(1)及び(2)の財政措置に加えて、1の要件を満たすP F I 事業について、地方公共団体がP F I 事業者に対し施設整備時に整備費相当分の全部又は一部を負担する場合には、必要に応じて資金手当のための地方債措置を講じる。

(4) P F I 事業者に貸与するための土地取得に要する経費

P F I 法第12条第2項の規定の趣旨に鑑み、地方公共団体が実施方針を定め、P F I 法に基づいて実施するP F I 事業の選定事業者に貸し付ける目的で用地を取得する場合には、必要に応じて資金手当のための地方債措置を講じる。

(5) 地方公営企業におけるP F I 事業

地方公営企業において施設整備にP F I 事業を導入する場合には、通常の地方公営企業に対する財政措置と同等の措置を講じる。

第2 留意事項

- ① 上記の財政措置は、P F I 法に基づいて地方公共団体が実施方針を定めて実施するP F I 事業に係る措置であり、P F I 法に基づかないで行われる事業については適用されないこと。
- ② 上記の財政措置は、施設整備費相当分について地方公共団体が財政的支出を行う場合の措置であり、地方公共団体の選定事業者に対する支出が施設整備費のみならず運営費、維持管理費等も含んでいる場合には、適切な方法により施設整備費相当部分を分別して財政措置を行うものであること。
- ③ 上記の財政措置が適用されるP F I 事業を実施しようとする地方公共団体は、事前に自治大臣官房企画室に相談すること。なお、本通知文の内容についての問い合わせは自治省財政局調整室に行うこと。

地方自治法（抜粋）

改正 平成十五年法律第八十一号

平成 15 年 6 月 13 日公布

平成 15 年 9 月 2 日施行

（平成 29 年 4 月 26 日公布）
（平成 30 年 4 月 1 日施行）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
- 3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求)

第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

- 2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

■RO (Rehabilitate Operate)

- 民間事業者が自ら資金を調達し、所有権の移転を行わず、PFI事業者が公共施設を改修・補修 (Rehabilitate) し、一定期間維持管理・運営 (Operate) する。

■SPC (Special Purpose Company)

- 特別目的会社、ある特定の事業を実施する目的で設立された事業会社。特定のプロジェクトから生み出される利益で事業を行うことにより、親会社の責任・信用から切り離すことができる。PFIでは、PFI事業を目的とする新規事業会社を共同企業体 (コンソーシアム) が出資して設立する場合が多い。

■VE (Value Engineering)

- 提示された設計図書に対して施設、整備の価値向上を目的に機能面、コスト面の観点から行われる技術提案のこと。

■VFM (Value for Money)

- PFIにおいては、租税 (=財政負担) の対価として最も価値あるサービスを提供するという考え方をいう。

具体的には公共が直接サービスを提供する場合に公共が負担するコスト (PSC) と、PFIを実施した場合に公共が負担するコストを現在価値ベースで比較し、移転したリスクを定量化したものやその他定性的評価を加味し、PFIを実施した場合の方が有利であると見込まれる場合にPFIが採用されることとなる。

■WTO政府調達に関する協定

- WTO政府調達に関する協定では、国のみならず都道府県、政令指定都市及び政府関係機関の行う基準額以上の調達契約も対象とされたため、協定に定められた手続を担保するために、入札・契約の具体的な手続を定める「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(特例政令 平成7年11月1日施行)が制定された。PFI事業においても、契約の主目的である調達が協定の対象となる場合は契約全体が協定の対象とされている (事務次官通知 (平成12年3月29日付))。

※参考：財団法人 地域総合整備財団「自治体PPP/PFI推進センター」ホームページ

愛知県PFI導入ガイドライン
愛知県総務局総務部総務課
行政経営企画グループ
電話 052-954-6077(直通)